

第七十一回 参議院社会労働委員会會議録第二号

昭和四十八年二月二十二日(木曜日)

午前十時八分開会

委員の異動

十二月二十二日

辞任

高山 恒雄君

補欠選任

中沢伊登子君

一月二十七日

辞任

田中寿美子君

補欠選任

山崎 昇君

二月二日

辞任

小笠原貞子君

補欠選任

加藤 進君

二月二十一日

辞任

山崎 昇君

補欠選任

田中寿美子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

矢山 有作君

大橋 和孝君

小平 芳平君

委員

石本 茂君

上原 正吉君

川野辺 静君

君 健男君

高橋文五郎君

山下 春江君

須原 昭二君

藤原 道子君

中沢伊登子君

加藤 進君

国務大臣

厚生大臣

齋藤 邦吉君

政府委員

警察庁警備局長

山本 鎮彦君

厚生政務次官

山口 敏夫君

厚生大臣官房長

曾根田 都夫君

厚生大臣官房会

木暮 保成君

計課長

加倉井 駿一君

厚生省公衆衛生

葉梨 信行君

局長

藤縄 正勝君

労働政務次官

大坪 健一郎君

労働大臣官房長

石黒 拓爾君

計課長

渡邊 健二君

労働省労働局長

道正 邦彦君

労働省労働基準

中原 武夫君

局長

奥秋 為公君

労働省職業安定

室城 庸之君

局長

田邊 明君

警察庁刑事局保

有松 晃君

安部防犯少年課

局長

警察庁警備局警

備課長

法務省民事局参

事官

農林省農蚕園芸

局審議官

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○社会保障制度等に関する調査

○厚生行政の基本施策に関する件

(昭和四十八年度厚生省関係予算に関する件)

(派遣委員の報告)

○労働問題に関する調査

(労働行政の基本施策に関する件)

(昭和四十八年度労働関係予算に関する件)

(株式会社山製作所における労働争議に関する件)

(ひ素、PCB、カドミウム及び農薬による労働者災害補償問題等に関する件)

○委員長(矢山有作君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

四十七年十二月二十二日、高山恒雄君が委員を辞任され、その補欠として中沢伊登子君が、二月二日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として加藤進君がそれぞれ選任されました。

○委員長(矢山有作君) 理事辞任の件についておはかりいたします。

本日、高橋文五郎君から文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(矢山有作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任は、先例によりまして、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(矢山有作君) 次は、社会保障制度等に関する調査並びに労働問題に関する調査を議題といたします。

労働行政の基本施策について、加藤労働大臣から所信を聴取いたします。加藤労働大臣。

○国務大臣(加藤常太郎君) このたび労働行政を担当することになりました加藤でございます。

第七十一回特別国会にあたり、当面の労働行政について、一言所信を申し上げ、各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

私は、今後の労働行政を進めるにあたっては、福祉優先を基本とし、すべての労働者とその家族の「明るく豊かで安心できる暮らし」の実現を目標として、実効のある対策を勇断をもって推進いたしたいと考えております。

当面の重点対策としては、次の五つを考えております。

まず第一は、週休二日制の普及促進と余暇対策など勤労者福祉対策の推進であります。

週休二日制については、そのすみやかな普及をはかるために関係者に積極的に関与し、計画的、段階的に指導援助を進めていきたいと考えております。

また、週休二日制の普及等によって増加する余暇が有効に活用されるよう、環境を整備することが要請されております。このため、政府全体として、各種の必要な施設の設置につとめているところであり、労働省としても、勤労者が、家族連れで自然に親しみつつ手軽に週末等の余暇を

過ごせるような「勤労者いこいの村」等を設置したいと考えております。

特に、勤労婦人や勤労青少年の福祉対策としては、従来の勤労青少年ホームや働く婦人の家を増設するとともに、新たに、勤労青少年フレンドシップセンター及び勤労婦人センターを新設いたします。

第二は、定年延長の促進を中心とする高齢者対策の確立であります。

勤労者を含め国民全体の高齢化が進む中で、高齢者が生きがいのある安定した生活を送ることができるようになるためには、老後の社会保障を充実するとともに、高齢者の職業生活を不安のないようにすることが必要であります。

労働省としては、当面六十歳を目途として定年延長を促進することとし、定年延長を実施した企業に対しては、定年延長奨励金を支給したいと考えております。

また、高齢者が能力と希望に応じて再就職することができるよう、退職前の職業訓練、職業講習などを行ない、その雇用の促進につとめます。

第三は、働く人の安全と健康を守る総合的対策の推進であります。

働く人の安全と健康を守ることは、福祉の基本であります。昨年制定された労働安全衛生法を中心に労働災害防止対策を推進するため、新たに、昭和四十八年度を初年度とする労働災害防止計画を策定いたします。この計画に基づいて、職場環境の改善、健康管理対策、安全衛生教育等を進めます。また、今特別国会において、労働安全衛生に関するILO条約の批准について、承認をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、通勤途上の事故について、一般の労働災害と同様の補償を行なうため、今特別国会に所要の法案を提出することといたしております。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

第四は、生きがいのある職業生活をめざす雇用対策の展開であります。

今後の雇用対策は、新しく策定された雇用対策基本計画に基づいて、次の四つを柱に強力な施策を推進する考えであります。

一つは、労働者の職業生活の各段階に対応した施策の推進であります。新規学校卒業者の職業選択の適正化、青壮年期における能力の開発向上につとめるとともに、高齢者の職業安定対策を進めます。

二つは、国土の総合開発に対応した地域雇用対策の推進であります。

工業再配置等国土の総合開発を通じて、大都市に集中している就職の場を地方へ分散し、所得の地域格差の縮小や出かせぎの解消につとめます。なお、高齢者の職業安定対策等を推進するため、所要の法案を提出することといたしておりますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

三つは、産業構造の変化に対応する雇用対策の推進であります。特に、輸送革新の影響が著しい港湾労働者の雇用安定策及び炭鉱離職者、駐留軍離職者関係の対策の拡充については、それぞれ所要の法案を今特別国会に提出することといたしておりますので、よろしく御願いいたします。

最後は、手厚い援護を必要とする人々に対する雇用対策の推進であります。特に、心身障害者や同和地域住民の援護対策を強化し、心身障害者を多数雇用する事業主に対する特別の融資制度や税制上の優遇措置の創設、同和地域住民を雇用する事業主に対する雇用奨励金制度の新設等を行なうことといたしております。

なお新たに、地域における民間の職業訓練のセンターとして、「人材開発センター」を設置するとともに、職業訓練推進員制度を設けて、事業主等に対する指導援助を強化し、民間の職業訓練の振興をはかります。

最後に、合理的労使関係の形成について申し上げます。

今日、労使関係の動向は、政治、経済、社会の各般に大きな影響を及ぼすようになっております。

す。労使が広い視野から自主的に話し合うことによつて、問題の合理的、平和的な解決をはかるよう期待するとともに、その基盤づくりを進めてまいります。

先ごろの予算編成時に、総理と労働団体代表との第二回目のトップ会談が行なわれましたが、今後ともこのような意見交換の場を持つとともに、産業、地域、金業等各レベルにおける労使のコミュニケーションを促進して、合理的な労使関係の形成に資してまいります。

なお、今日、公共部門の労使関係の安定をはかることは非常に重要な課題となっており、政府としてもこの問題に真剣に取り組んでいるところでありますが、労使関係者においても、各般の問題についてよく話し合つて信頼関係を確立することが当面何よりも重要であると考えております。

以上、当面する労働行政の重要事項について、私の所信を申し上げました。各位の御鞭撻と御協力をお願いする次第であります。

○委員長(矢山有作君) 葉梨労働政務次官から発言を求められておりますので、この際これを許します。葉梨労働政務次官。

○政府委員(葉梨信行君) 私は先般労働政務次官に任命されました葉梨信行でございます。新しい展開期を迎えます労働行政に参加できますことは、私の光栄とするところでございます。私は責務の重大なることに思いをいたし、全力投球をする覚悟でございますが、どうか委員会各位におかれましては、よろしく御指導御鞭撻くださいますように心からお願ひ申し上げます。ごあいさつといたします。

○委員長(矢山有作君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(矢山有作君) それでは速記を起こして。

厚生行政の基本施策について齋藤厚生大臣から所信を聴取いたします。齋藤厚生大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私は先般厚生大臣に就任いたしました齋藤邦吉でございます。何とぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

第七十一回国会の社会労働委員会の御審議に先立ち、就任のごあいさつを兼ねて厚生行政について所信の一端を申し上げたいと存じます。

福祉優先の考え方が国民の各層に定着し、社会福祉施策の充実を求める声はかつてないほど高まっております。いまや福祉国家の建設は大きな時代の流れとなつてきつたと思われま

す。このような国民の要望の高まりあるいは考え方の転換のさなかにあつて、福祉行政を進展すべき責めにある厚生行政を担当することになりました私といたしましては、その責任の重大さをあらためて痛感する次第であります。

皆さまの御支援を得つて、全力をあげて厚生行政と取り組んでいく覚悟でありますのでどうぞよろしく御願ひを申し上げます。

明年度予算の編成につきましても、福祉の向上を求める国民的な支援のもとに、厚生省予算は前年度に比し三・一増、二兆九百億円余に達する額を確保できる見通しであります。

以下当面の主要課題について申し上げます。

第一に年金制度の改善であります。急激な人口の老齢化に直面している我が国において、老後保障の中核となる年金制度の改善充実が最も重要な課題であり、昭和四十八年度においては年金制度の改善を最重点の事項として取り上げたところであります。

まず、年金制度の中核をなす厚生年金及び国民年金について年金額の大引き上げと多年の懸案でありました年金額の実質価値の維持のためのスライド制の導入をはかり、安心して老後を託すことのできる年金の実現をめざすことといたしております。

また、福祉年金についても、老齢福祉年金を月額五千円に引き上げるとともに、扶養義務者の所得制限につき大幅緩和をはかることとしており、

これらを含めとした改正法律案を今国会に提出し、御審議願うことといたしております。

年金積立金管理運用に関する法律、還元融資、被保険者住宅資金貸し付け制度の実施をほかの措置を予定しております。

第二に老人対策の充実であります。

老人の方々に日々の生きがいを持って健康で安定した生活をしていただくことは最も大切なことであります。年金制度の改善にあわせて明年度においては、老人医療費の支給を六十五歳以上の寝たきり老人にまで拡大するほか、寝たきり老人や一人暮らし老人についてきめこまかい施策を講ずることを考えております。

第三に難病対策の推進であります。

難病に苦しむ方々とその家族の方々に対して積極的な難病対策の推進をはかることとし、調査研究の充実、医療費の自己負担の解消、医療施設の整備を三本の柱として総合的な対策を講ずることとしております。

第四に医療保険の改善であります。この問題につきましては、国民の合意を得つつ、段階的に実現可能なものから着実に実施に移していく必要があるものと考え、今回の健康保険の改正にあたっては、国民の要請の最も強い家族給付の改善に着手することとし、三十年未だ整備されなかった給付率を当面六割に引き上げるとともに、高額な医療費を要する病気にあつた際の負担の軽減をはかるため、高額療養費の支給制度を創設するほか、配偶者分べん費等についても大幅な額の引き上げをはかる措置を予定いたしております。

同時に、これにあわせて、政府管掌健康保険の健全な制度運営のために新たに定率一〇〇の国庫補助を導入するとともに、累積収支不足額のたな上げ等所要の措置を講ずることといたしております。

なお、保険料負担については、標準報酬を改定して、著しい不均衡を生じている現状を改めるとともに、給付改善に見合つて、応分の負担をお願いすることといたしております。

また、日雇労働者健康保険につきましても、関係審議会の答申に即して所要の改善を行なう考へであり、これら医療保険制度の改正法案について御審議願うことといたしておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

第五に社会福祉施設の整備などの問題であります。

福祉対策の基盤となる社会福祉施設の整備については、その需給の状況にかんがみ、特に緊急を要する寝たきり老人や重症心身障害児者のための施設及び保育所を中心とした整備を促進するとともに、職員を確保し、入所者及び職員の処遇の一層の向上をはかるため、措置費の大幅な改善、施設職員の退職手当の改善を行なうことといたしております。

また、在宅の心身障害児者に対する施策も拡充をはかつてまいります。

第六に生活環境の整備と消費者の安全対策であります。

まず、廃棄物の増大や水需要の増大等に対処して生活環境施設の整備には特に力を入れる必要があります。このための予算は明年度大幅な伸びを見ることができましたが、これにより、廃棄物処理施設の計画の整備をはかるとともに、水道の供給体制の確立と水道事業の基盤整備としての広域化を推進する考えであります。

なお、機構面においてもこれら生活環境施設の整備を強力に行なうため、環境衛生局に水道環境部を設置し、対処することとしております。

また、消費者の安全確保対策については、食品の安全性の確保、医薬品の安全性有効性の確保などの施策に一層努力を払うとともに、近年問題となつております家庭用品の安全確保についても積極的に取り組んでいくことといたしております。

以上のほか、厚生行政の分野には、戦傷病者戦没者遺族等に対する援護の問題、原子爆弾被爆者に対する施策等多くの問題がありますが、いずれをとりましても国民一人一人の毎日の生活にかかわりのあることでありますので、それぞれ真剣に対処し、迅速かつ確実に処理していく所存であります。

各位の御指導、御鞭撻を重ねてお願いいたします次第でございます。

○委員長(矢山有作君) 山口厚生政務次官から発言を求められておられますので、この際、これを許します。山口厚生政務次官。

○政府委員(山口敏夫君) 私、先般、厚生政務次官に就任いたしました山口敏夫であります。

第七十一回国会における社会労働委員会の御審議に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま厚生大臣からもお話がございましたが、今日の社会は国民の福祉充実を求める声が大きくなつてきているのではないかと思います。政治の場においてかねてから国民福祉の向上のために力を注いでこられました本委員会の先生方に、深甚なる敬意を表する次第であります。

私、この分野ではたいへん経験が足りないわけですが、どうか委員の先生方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げたいと思う次第でございます。

○委員長(矢山有作君) 次に、昭和四十八年度厚生省関係予算につきまして、政府から説明を聴取いたします。本委員会課長。

○政府委員(木暮保成君) お手元の資料に基づきまして、昭和四十八年度の厚生省所管予算につきまして、概要を御説明申し上げます。

資料の一番上に総額がございしますが、来年度の総額は二兆九百三十億円でございします。これは昭和四十七年度の当初予算一兆五千九百七十四億円に對しまして、額におきまして四千九百五十五億円。率におきまして三二%の増でございます。一枚おめくりいただきまして、この表はたい

ま申し上げました厚生省予算を主要経費別に内訳をのしるものでございします。

なお、一番右の欄に一般会計十四兆二千八百四十億円に占める比率をのしるしてございします。一番下をごらんいただきますと、厚生省所管予算は一般会計予算全体の四・七%を占めることになつたわけでございます。

次の二ページをごらんいただきたいと思ひますが、以下主要費目を掲げてございします。

生活保護費でございますが、三千五百五十五億円を計上いたしております。その中で生活扶助基準につきましては一四%の引き上げを予定いたしております。一級地でございますが四万四千三百六十四円でございますのが標準四人世帯で五万五千七百七十五円となるわけでございます。そのほか入学準備金、教育扶助基準、出産扶助基準等につきましても改善を予定いたしておるわけでございます。

次に、社会福祉施設の整備費につきましては百八十六億円を計上いたしております。本年に對しまして六十六億円の増額でございます。

それから社会福祉施設の運営費につきましては千八百六十二億円を計上いたしております。本年に引き続きまして施設職員の処遇と入所者の処遇につきまして、各般にわたります改善を予定いたしておりますが、その詳細につきましては三ページから五ページにかけてございします。

一つだけ五ページをごらんいただきたいと思ひますが、五ページの一番上に(特別育成費)というのがございします。これは児童福祉施設等に収容されております児童、ただいままでは義務教育まで認めておりましたのを高校に進学する道を開いたのでございします。二千九百九十三人を予定いたしておるわけでございます。

それから六ページをごらんいただきたいと存じますが、老人福祉対策といたしまして三千三億円を計上いたしております。その一番が老人医療対策費でございますが、七百八十九億円を計上いた

しております。本年一月一日から始まりました七十歳以上の老人医療無料化に引き続きまして、本年は六十五歳以上の寝たきり老人にまで対象を広げ、また扶養義務者の所得制限を六人世帯で六百万まで緩和をするという事を予定いたしております。

それから、七ページをごらんいただきたいと存じますが、寝たきり老人対策費といたしまして十二億六千万円を計上いたしております。家庭奉仕員の人数をふやし、手当月額を増加する等の改善を予定いたしております。

それから、一人暮らし老人対策費といたしまして一億七千万円を計上いたしております。電話相談センターの増設、それから介護人派遣事業の充実等を考えておるわけでございます。

四番目に生きがい対策費といたしまして十一億五千六百万円を計上いたしておりますが、老人就労あつせん事業の設置個所をふやし、また老人クラブの助成を充実する等の予定をいたしております。

それから、八ページをごらんいただきたいと思いますが、まん中辺になります。高齢福祉年金の給付費といたしまして千七百九十億二千七百万円を計上いたしております。その中で、年金額をただいま三千三百円でございまして月額五千円に引き上げるほか、扶養義務者の所得制限の緩和をはかっておるわけでございます。

それから、九ページをごらんいただきたいと思いますが、心身障害児者対策費といたしまして八百五十三億八千五百万円を計上いたしております。

一番目に重症心身障害児（者）対策費といたしまして百二十四億三千百万円を計上いたしております。備考のほう、アにございまして国立療養所に重症障害児（者）の施設をさらに千四十ベッドを増設する等、各般の施策の充実をはかっておるわけでございます。

それから一〇ページに参りまして、身体障害児対策費といたしまして百三億三千万円を計上いた

しております。これにつきましても、一〇ページの備考の一番下になりますが、重度障害児日常生活用具給付費につきまして、次のページにございまして、電動タイプライターとか特殊マットを新しく対象に加える等、充実をはかっておる次第でございます。

それから一三ページをごらんいただきたいと思いますが、精神薄弱児（者）対策費といたしまして二百六十四億四千二百百万円を計上いたしております。従来から行なつてまいっております各般の施策の充実をはかれますほか、新しいものとして、一五ページをごらんいただきたいと思ひますが、一五ページの（7）に精神薄弱者療育手帳交付費といたしまして九百万円を計上いたしております。精神薄弱者の療育指導の充実を期するために八万九千二百二十五件の手帳交付を予定いたしておるわけでございます。

それから、このページのまん中になります。身体障害者対策費として百億六千万円を計上いたしております。新しいものとして、一六ページをごらんいただきたいと思ひますが、上から二番目にウといたしまして身体障害者福祉モデル都市設置費といたしまして六千万円を計上いたしております。

また、このページのまん中から下のほうになります。アといたしまして重度障害者介護員派遣費といたしまして、新しく重度障害者の方に介護員を派遣する事業を開始することを予定いたしております。

また、一八ページをごらんいただきたいと思ひますが、まん中からちよつと下になります。5の国立リハビリテーションセンター設置調査費として一千二百万円を計上いたしております。所沢の米軍基地あとに国立リハビリテーションセンターをつくることになっておりました、米年度は基本設計費等を計上いたしたわけでござい

ます。それから一九ページをごらんいただきますと、障害福祉年金といたしまして二百八十八億一千九

百万円を計上いたしております。年金額がただいま月額五千円でございまして七千五百円にするほか、扶養義務者等の所得制限の緩和をはかっておるわけでございます。

それから二〇ページをごらんいただきたいと思ひますが、民間社会福祉事業育成費といたしまして四十二億八千二百百万円を計上いたしてござい

ます。新しいものとして、まん中からちよつと下にございまして、(2)の奉仕銀行助成費三千万円でございますが、民間の方の社会奉仕を助成することといたしまして奉仕銀行八十四カ所分を計上いたしております。

それから次のページをごらんいただきたいと思ひますが、社会福祉施設職員退職手当共済事業費、まん中のちよつと下の(7)でございますが、ただいま三万七千円を最高といたしまして四段階で退職手当を計算いたしておりますが、これを十段階とし、最高を十万円ということで退職手当の計算をするということにいたしました。これによりまして民間の社会福祉事業施設職員の退職金がおおむね公務員並みになるということになるわけでござい

ます。それから次の二二ページをごらんいただきたいと思ひますが、同和対策費として九十四億五千七百万円を計上いたしております。本年度予算の五〇％増で、備考にございましてよりいふる事業につきまして充実をしてまいりたいという予定でございます。

それから二三ページをごらんいただきたいと思ひますが、母子等福祉対策費といたしまして百十八億六千七百万円を計上いたしております。備考のほうでございまして、(3)の児童扶養手当につきましまして、ただいま月額四千三百円でございまして、ただいま月額四千三百円でございます。母子等福祉年金等との併給、所得制限の緩和を考慮しておるわけでございます。それから、このページの一番下になります。母子・準母子福祉年金につきましても、月額四千三百円を六千五百円に引き上げる等の改善を考へておるわけでござい

ます。

二四ページをごらんいただきたいと思ひますが、保育対策費として八百二十八億三千三百万円を計上いたしております。備考にございまして、各般の改善を考へておるわけでござい

ます。それから、二五ページに参りまして、家庭児童育成対策費といたしまして三百五十五億円を計上いたしております。新しいものとして、(4)の母親クラブ活動費ということで、母親クラブ二百を対象といたしまして活動費の助成を予定いたしております。

それから、二六ページをごらんいただきたいと思ひますが、母子保健対策費といたしまして二一億七千四百百万円を計上いたしております。おもな内容といたしましては、備考の(4)母子栄養強化費、これはただいまは市町村民税の所得割り非課税世帯を対象といたしておりましたのを所得割り非課税世帯まで拡大をするという事を考へております。また、(5)にございまして妊婦乳児健康診査費でございますが、これはただいま所得税年額四千八百円以下の人を対象といたしておりましたのでござい

ますが、全国民を対象にするというふうに対象の拡大をはかっております。

それから二八ページをごらんいただきたいと思ひますが、二八ページは医療保険対策費でございます。まず政府管掌健康保険でございますが、ただいま大臣が申し上げましたような法律の改正を予定いたしておりますが、政府管掌健康保険につきましまして八百一十一億三千四百百万円を計上いたしております。これは、定率一割の国庫負担額を計上いたしたものでござい

ます。それから二九ページをごらんいただきたいと思ひますが、日雇労働者健康保険でございますが、これも先ほど大臣が申し上げましたような法律改正を予定いたしておりますが、国庫からの繰り入れといたしまして百三十一億二千三百万円を計上いたしておるわけでござい

ます。それから、三一ページをごらんいただきたいと

存じますが、児童手当に要する経費といたしまして三百四十八億五千万円を計上いたしております。これは対象年齢をただいま五歳でございすのを十歳に引き上げることによりまして、対象人員が九十四万一千人から百九十四万七千人になることに見合います経費でございす。

それから三三ページをござんいただきたいと思ひますが、国民健康保険助成といたしまして五千六百七十六億円を計上いたしてございす。療養給付費補助金、財政調整交付金、国民健康保険組合臨時調整補助金に並びまして本年一月一日から行なわれております老人医療の無料化に対処いたしまして、(4)の老人医療対策臨時調整補助金というところで新たに三十四億円を計上いたしてございす。

また、(5)にございす療養給付改善特別補助金七億三千三百万円は、国民健康保険でも行ないます高額療養費に關する補助金でございす。それから、三三ページの下から年金制度の改善でございす、厚生年金につきましては五百二十六億七千四百万円を計上いたしてございす。これも先ほど大臣から申し上げましたような年金額の引き上げあるいはスライド制導入というものを中身といたす改正に見合うものでございす。

それから、三三ページをござんいただきたいと思ひますが、一番下になります、拠出制国民年金につきまして九百六億四千九百万円を計上いたしてございす。

まず年金額の引き上げにつきましては、三四ページの備考の上からござんいただきたいと思ひますが、二十五年年金につきましては、ただいま八千円でございますのを二万円に、十年年金につきましては五千円でございますのを一万二千五百円に、五年年金につきましては二千五百円でございますのを八千円にそれぞれ引き上げるほか、スライド制の導入あるいは国庫負担の強化等を考へておるわけでございす。

それから福祉年金につきましては二千八十五億九千万円を計上いたしてございす、これは中身

につきましては老人福祉対策あるいは身体障害者対策のところでも申し上げましたので、省略させていただきますと思ひます。

それから三六ページをござんいただきたいと思ひますが、保健所費として百十七億五千三百万円を計上いたしてございす。新しいものといひましては、三七ページのまん中から少し上にございす、三十保健所を初年度取り上げまして、ガスクロマトグラフとか赤外分光光度計とか新しい要請に応じます機械の整備を特別にはかるという

ことで四千五百万円を計上いたしてございす。それから三八ページをござんいただきたいと思ひますが、原爆被爆者対策といたしまして百三十三億二千四百万円を計上いたしてございす。本年度に引き続きまして来年度も法律改正を行ないまして諸手当の引き上げ、受給要件の緩和等を考へてございす。

それから四〇ページをござんいただきたいと思ひますが、先ほど大臣から申し上げました来年度の重要施策の一つでございす、難病対策といたしまして百八十二億四千二百万円を計上いたしてございす。

調査研究費につきましては、対象の増をはかる等によりまして九億三千九百万円を計上いたしてございす。

医療費につきましては、これも対象疾病の数をふやすか、あるいは対象人員の拡大をはかりまして百十八億八千三百万円を計上いたしてございす。

それから四三ページをござんいただきたいと思ひますが、難病奇病対策のもう一つの柱でございす、医療機関の整備と要員の確保でございす、これに關しまして五十四億二千万円を計上いたしてございす。それで、四四ページをござんいただきたいと思ひますが、備考の上のほうの(2)の国立医療センター研究所整備、それから(3)の国立小児医療センター整備を中心といたしまして各種疾病に對する専門病院の整備を考へておるわけでございす。

それから四五ページをござんいただきたいと思ひますが、結核対策費として五百六十五億五千万円を計上いたしてございす。

それからこのページの下にございす、精神衛生対策費といたしまして五百三十二億七千万円を計上いたしてございす。いづれもほは従来の施策の線に従ひまして充実を期しておるわけでございす。

それから四七ページをござんいただきたいと思ひますが、伝染病対策費といたしまして十三億九千九百万円を計上いたしてございす。

それから四八ページにまいりまして、らい予防対策費といたしまして九十億三千六百万円を計上いたしてございす。そのおもな内容といたしましては、次のページの備考の上になりますが、患者給与金、ただいま月額一万一千円でございますが、これを二万三千円にする予定にいたすほか、一番下のウになります国立らい療養所施設費といたしまして七億円を計上いたしてございす。

それから成人病対策費といたしまして九十五億五千八百万円を計上いたしてございす。

新しいものといひましては、次のページの一番下をござんいただきたいと思ひますが、循環器対策の中で(1)循環器疾患等健康診断費二億九千万円でございますけれども、これはただいま行なっております結核の健康診断に合わせまして四十歳以上六十四歳までの方につきまして成人病に關する検査をするというものを新しく取り上げたわけでございす。それから五一ページに参りまして、国立循環器センターの整備費といたしまして来年度分として十億円を計上いたしてございす。それから、(5)これも新しく国立療養所にメジカルリハビリテーション病床を整備するというところで五億四千万円計上いたしてございす。

それから五一ページのまん中にございす健康増進対策費といたしまして二億三千五百万円計上いたしてございす。おもなものとしましては、備考の(1)にございす健康増進のモデルセンターを来年度は五カ所整備をいたしたいという予定に

たしてございす。

それから五二ページに参りまして、農村保健対策費といたしまして二億八千三百万円を計上いたしてございす。新しいものといひまして、備考の(1)にございす農村保健センターでございすけれども、全国に四カ所をモデルとして取り上げまして適当な公的病院に農村保健センターを整備いたしまして、下にございすような患者移送車を使いまして、健診を必要とします農民の方を集めて健康診断をしてみようという試みでございす。

それから五三ページに参りまして、救急医療対策費といたしまして六億六千五百万円、それから下に僻地医療対策費として六億三千二百万円を計上いたしてございす。備考にございすようないろいろな事項につきまして充実を期しておるわけでございす。

五七ページをござんいただきたいと思ひますが、看護婦確保対策費といたしまして百十二億二千二百万円を計上いたしてございす。これも従来から行なつてまいりましたいろいろな施策を充実させておるわけでございす。新しいものといひまして、五八ページをござんいただきたいと思ひますが、備考の上から二番目、(7)の国立看護教育研究センターでございす、これを設立することをきめまして、来年度は準備費として四百万円を計上いたしてございす。

それから五九ページにまいりまして、一番上の公的病院財政再建対策費でございす、これは日赤、済生会等四団体の病院が国立、公立の病院と並びまして地域医療の確保につとめていたたいしておりますので、診療部門につきましてその運営費の助成をいたそうというものでございす。初年度といたしまして二億八千八百万円を計上いたしてございす。

それから六〇ページをござんいただきたいと思ひますが、下のほうになります、戦傷病者戦没者遺族等援護費といたしまして四百十二億六千万円を計上いたしてございす。おもな内容は次の

ページをごらんいただきたいと思いますが、次のページの備考の一番上になりますけれども、障害年金・遺族年金等の増額を恩給と合わせまして二・三・四％予定いたしておるわけでございます。それから次のページに参りまして、これも備考の上から二番目になります(2)の戦没者遺骨収集等諸費でございますが、間もなく終戦三十周年を迎えますので、昭和四十八年度、四十九年度二カ年にわたりまして遺骨の収集を推進をいたしたいということで、来年度分二億三千六百万円を計上いたしておるわけでございます。それからそのページの一番下から次のページにかかりますが、ただいま戦没者の妻、それから戦没者の父母の方に対して特別給付金が交付されておりますが、その交付期限が参りますので、そのいづれにつきましても増額、継続をするということで所要の経費を計上いたしてございます。

それから六五ページをごらんいただきたいと思いますが、生活環境施設整備費でございますが、中身は簡易水道、水道水源、屎尿、そういう廃棄物の処理でございますが、来年度は本年度の二百二十六億に對しまして三百八十九億九千万と大幅な増額をはかりまして事業の早期実施を考慮しておるわけでございます。

それから六八ページをごらんいただきたいと思いますが、環境衛生営業対策費といたしまして十九億七千三百万円を計上いたしております。新しいものとしたしましては備考の(2)環境衛生金融公庫補給金という欄がございますが、来年度環境衛生金融公庫で千八十万円の資金計画で貸し付けを行なう予定をいたしておりますが、その中で備考の一番下のほうになりますけれども、小企業経営改善資金といたしまして新規に四十五億円を予定いたしましたして無担保、無保証でもって百万円まで貸し付けを行なうということを考えておるわけでございます。

それから六九ページをごらんいただきたいと存じますが、医療情報システム開発費といったしまして、一億一千万円を計上しております。コン

ピューター等を使ひまして、僻地医療とか住民の健康管理あるいは救急医療に新しい面を開きたいということとで研究開発費を計上いたしましたわけでございます。

それから麻薬・覚せい剤対策につきましては六億七千七百万円を計上いたしまして、従来の施策の充実をはかっていく予定でございます。

それから七〇ページをごらんいただきますと、血液対策費といたしまして十七億一千二百万円を計上いたしております。日赤を中心といたします献血をさらに進めますと同時に、将来の血液問題に備えまして幾つかの調査等をおるわけでございます。

それからこのページの下になりますが、消費者行政関係費といたしまして、三億五千八百万円を計上いたしております。家庭用品の安全対策あるいは医薬品の安全衛生対策、PCB対策等をこれによりまして行なう予定にいたしておるわけでございます。

それから七四ページをごらんいただきたいと思いますが、七四ページ、一番下でございますが、社会保障長期計画懇談会費といたしまして、一千百万円を計上いたしております。社会保障につきましては長期計画をつくるための事務費でございます。

なお、以下厚生省所管の四つの公庫、事業団、それから五つの特別会計につきまして総括表をつくってございますので御参照をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長(矢山有作君) 昭和四十八年度労働省関係予算につきまして、政府から説明を聴取いたしました。大坪会計課長。

○政府委員(大坪健一郎君) 労働省の会計課長の
大坪でございます。お手元の昭和四十八年度労働
省関係主要事項予算概要につきまして御説明申
上げます。

まず予算の規模でございますが、一番最初のワーク組みの中に入っております数字でございます。

労働省の所管総計といたしましては、その一番最後にございます一兆八百二十七億一千六百万円が昭和四十八年度の要求額でございます。

内訳は一般会計が一千六百八十八億一千八百万円、労働保険特別会計が九千二十九億五千百万円となり、となっておりま。それから石炭及び石油対策特別会計が百九億四千七百万円でございま。労働保険特別会計は昨年度から失業保険料と労災保険料の徴収が一元化されました。これに伴いまして昨

年の四月から特別会計が一本になりました。労働保険特別会計で処理されることと相なったわけでございます。したがって労働保険特別会計は

四十七年度から始まったものでございます。内容は労働者災害補償保険を扱います。労災勘定、失業保険を扱います。失業勘定、それから保険料の徴収額を扱います。徴収勘定の三つに分かれておりまして、労災勘定は四千二百七十七億九千二百万円、失業勘定は四千七百五十一億五千九百万円、徴収

勘定は重複になるわけですが、保険料の徴収見込みといたしまして六千六百十一億三千三百万円となっております。

次に、大臣が御説明申し上げました重点対策に沿いまして、主要事項の御説明を申し上げたいと思います。

一ペーじの一番下の欄にございます週休二日制の普及促進と余暇対策など勤労者福祉対策の推進が第一番目の重点事項でございます。これに係いたしました、二十一億八千九百万円の子算を

計上いたしております。昨年に對しまして十四億九千六百万円の増加となっております。(1)は事務的な経費でございます。

次のページに入りまして(2)でございますが、「勤労者いこいの村」というのがございます。これは新しい予算項目でございまして、週休二日の推進に伴いまして、あるいは労働時間の短縮に伴いまして、勤労者の方々が余暇を有効に過ごせるよう

うな余暇対策の受けざらを用意するというものでございます。右にございますように「勤労者いこ

いの村」——「別荘村」とも別称いたしておりますが、一カ所八億円程度の施設を全国で六カ所。それから、野外趣味活動施設といたしまして、こ

れは野外のいろいろな運動施設、あるいは散策施設等のものを総合的にまとめた施設でございますが、一カ所一億円程度のものを十カ所、合計十億六カ所、総額で五十八億円でございます。着工が若干おくれます関係で、予算は十三億六千万円計上してございまして、残りは債務負担行為で行なうということになります。

それから、(3)は、勤労婦人・青少年福祉対策でございます。これは従来とも予算でお願いを申し上げてまいりました勤労青少年ホーム、働く婦人

の家をそれぞれ前年と同じ個所数だけお願いするとともに、新しく勤労婦人センター、それから勤労青少年フレンドシップセンターを計上いたしてございます。これはともに宿泊施設を伴いまして、グループ活動なり指導者育成に役立てる施設と聞いております。

それから東京の中野に勤労青少年会館が完成されるに伴いまして、なお同程度のものを大阪、名古屋に設けたらいかということ、勤労青少

年センターの建設調査費を二カ所ほど計上させていただきます。

5の職業生活と家庭生活との調和対策、以下次

三ページの左側の(4)でございますが、勤労者財産形成事業、これは四十七年の一月から始まったのでございます。

制度でございますが、勤労者が財産形成貯蓄をいたしました実績に伴いまして、百億円ほどをその積み立てられた額から雇用促進事業団が借り受け

ましてこれを事業主に貸し付けて勤労者の住宅に分譲するという趣旨のものでございます。雇用促進事業団債を百億円発行いたしました。これによりまして貸し付けを行なうというものでございます。

次は、大臣の申し述べられました重点の第二点でございます。定年延長の促進を中心とする高

年齢者対策の確立でございます。定年延長につきましては、啓蒙開発活動を行ないますとともに、(1)の右の3にございますように、定年延長奨励金制度を新しくつくりまして、定年延長を制度として行なわれる事業所に対して、該当する定年者一人当たり二万五千円程度の補助金を出すという制度をつくるということでございます。三億円ほど予算を計上してございます。

次は、(2)の高年齢者雇用対策でございます。これにはやはり大臣が御説明になりましたように、定年延長にかかります高年齢退職予定者に対して、退職前の職業講習でございますとか、職業訓練でございますとか、あるいは受講奨励金を支給するというものでございます。

次のページに参りまして、次のページの左側に働く人の安全と健康を守る総合的対策の推進というのがございます。これは重点事項の第三点になっております。百七十億三千九百万円の予算が計上されております。これは昭和四十七年度に労働安全衛生法が施行になりまして、これに伴いまして各般の施策が必要となっておりまして、それを重点的に行なうものでございます。

(1)は、労働安全衛生法第十三条に産業医の制度がございまして、産業医を育成する必要があるとございまして、新しく産業医科大学をつくるということの調査費でございます。

(2)は、昭和四十七年度から三カ年計画で産業医学に関する総合的な研究所の建設を進めることになっておりまして、総額約三十億円で、現在労働省にございまして付属機関である労働衛生研究所を発展的に拡大をいたしまして、産業疾病の予防、治療、リハビリ対策まで一貫した研究を行なうというものでございます。

(3)は、従来、各方面から御要望のございました通勤途上災害につきまして、関係委員会の御調査も終わりましたので、それに基づきまして通勤途上災害保護制度を、労働者災害補償保険制度にあわせて行なうというものでございまして、新に労働者災害補償保険の保険料に千分の一を追加

たしまして、給付人員十六万人を予定して、百十三億円の予算で始めさせていただくという趣旨のものでございます。事務費等あわせて、その他の事業の費用もあわせて、百三十六億四千万円の予算計上となっております。

それから、次の五ページでございますが、労働関係につきましては諸施設の充実がはかられる予定になっておりますが、鹿島に建設予定の労働病院の新設、それから労働関係の障害者に対するリハビリテーション等の施設の拡充の予算があわせて計上されております。

それから、(4)でございますが、労働安全衛生法に基づきまして、各種の検査あるいは事前の審査等が要求されるようになりましたので、それに基きまして施設の建設を中心とした予算が二十五億四千百万円ほど計上されてございます。

その中で新しいものを申し上げますと、五ページの右側の下のほうから六行目でございまして、安全器具の検定施設というのがございます。これは安全衛生法の四十四条によりまして、防爆型の電気機械器具でございますとか、アセチレンの発生装置等は、安全性の検査をいたすことになっております。そのための特別の施設を全体計画一億円程度でつくるというものがこれでございます。それから、次のページに移らせていただきますと、上から二行目の労働衛生検査センター、これは安全衛生法の五十八条に基づきまして有害物の調査、検査を事業主がいたさなければならぬことになっておりますので、それをかわって検査を行ないます施設を、全体計画二億五千万円で準備をいたそうというものでございます。

それから、健康診断が法律で義務づけられておりますので、これを行ないます労働病の付属施設、健康診断センターと申しておりますが、これを二カ所ほど増設をする予算及び民間の健康診断機関に対します機械等の助成の予算が計上されております。

以下は前年に準じました予算でございますが、安全衛生融資は二十億円の五十億円に増額になっ

て計上になっております。

それから、労働基準監督官は四十名の増員、安全衛生専門官は三十名の増員、そのほかに、通勤途上災害に関係いたしまして百三十一名の増員が見込まれてございます。

次は、七ページでございます。四番目の重点事項でございます。生計がいろいろある職業生活を目ざす総合的雇用対策の展開、雇用対策の予算でございます。予算総額は四千六百八十二億五千六百万円になっております。これは公共職業安定所を中心といたします雇用対策の全体的な予算でございます。

(1)は、勤労者の生涯を通ずる職業対策の確立。学校を卒業いたしました学卒者の職業紹介と、一度就職をいたしました者が職業を変えてまいります転職対策、それから高齢者になりましてからの高齢者の就職対策、雇用対策という、大きく三つの段階に分けて、予算を計上してございます。

七ページの一番下にございまして、職業紹介即時処理方式というのがございます。これはわが国が世界に先がけまして行なっております電算機を利用いたしました即時職業紹介方式でございますが、これを従来百四十五カ所の安定所で行なっておりますものを二十一カ所ほど増加をいたすという趣旨のものでございます。

それから次のページに入りまして、一べん職業につかましてから職業転換をされるというようにな方々のための諸施策として職業能力の発揮向上と再開発の推進等が予定されております。

それから定年延長の促進を中心とする高齢者対策は先ほど御説明いたしましたところでございまして、次は九ページでございます。左の(2)魅力ある地域社会の形成をめざす雇用対策の推進でございます。これは国土総合開発に対応いたしました地域雇用対策でございます。工業再配置促進法あるいは農村地域工業導入促進法に伴います雇用対策と御了解いただければけっこうだと思います。予算は四十八年度といたしまして七億九千六百万円を

計上させていただきます。

右側にございまして、工業再配置の促進と地域雇用対策の強化をいたしまして、工業再配置促進法に伴いまして移転をいたします工場の従業員の移転の円滑な推進を行ないますために移転資金を必要条件を満たす場合には支給をする。それから移転が困難で離職をせざるを得ない従業員に対しては再就職の援助措置をいたしまして受給奨励金を月額八千円程度支給をする。

それから最後は工場が移転をいたします場合に移転先の地域に雇用促進住宅を建てますこととか、あるいは福祉施設を準備をする。福祉施設は三カ所ほど調査費を計上いたしてございまして、それから関係企業に住宅をつくる雇用促進融資を行なうというものが計上されております。

それから農村工業化の促進と離職職の円滑化でございますが、これは農村地域工業導入促進法に基づきまして導入企業で行ないます事前の職業講習あるいは転職者の移転費の支給等でございます。

次のページに参りまして、一〇ページでございますが、(3)産業構造の変化に伴う中小企業雇用対策等の強化でございます。これは産業構造の変化に対応した雇用対策でございます。総額で二百五十八億二千八百万円の予算が計上されております。まず、産業構造の変化に対応いたしました職業訓練を地域の産業事情に合わせるといのが第一点でございます。これは後ほど訓練のところで出てまいります。

それから次は失業保険と対応いたしました、就職が比較的困難な方、あるいは産業構造の変化に伴って再就職を必要とされる方々に対する職業転換給付金の引き上げでございます。これは訓練手当でございますとか、移転資金でございますとか、就職指導手当等が支給されておりますが、これを一五%程度引き上げようというものでございます。

次は、大量の離職が発生いたします場合、た

たとえば円の切り上げ等で予想されます離職者発生の場合に対応いたします再就職援助の措置を従来にも増して強化をするという予算が計上されてございます。

それから中小企業雇用対策の推進といたしましてさまざまな施設をつくることになっておりますが、下のほうにございまして雇用促進住宅が前年度と同じ一万戸、それから勤労総合福祉センター、これは一カ所六億程度の大きな施設でございまして、建設にかかりますのが四カ所、次のページにございまして新しく対象場所を調査いたしますのが五カ所計上されておられます。

それから勤労青少年体育施設、これは一カ所三千万程度のものですが、前年度十カ所を二十八カ所、それから共同福祉施設、これは中小企業が共同して行なわれる施設の施設でございまして、やはり一カ所三千万で雇用促進事業団がつくるものでございまして、前年度六カ所を十一カ所に増加する。それから雇用促進融資は二百一億でございまして。

それから一ページのところにございまして(4)は職業生涯を通ずる能力開発施設、職業訓練の関係でございまして、二百二十八億一千万円でございまして。先ほど申しましたように地域産業の実態と需要に対応いたしまして職業訓練校の内容を再編成するというのが主たる眼目でございまして、ここに掲げてございまして、訓練科目を増設をいたしましたりあるいは従来のものを再編整備するといふものでございまして。

それから次のページの二二ページでございまして、入らせていただきますと、2の事業内訓練の拡大振興というのがございまして。これは十一万人程度の対象人員に対して中小企業が共同して事業内訓練を行なわれる場合に訓練生一人当たり補助金を差し上げるという制度と、中小企業が共同して訓練施設をつくられる場合には補助単価四百萬円の施設補助を行なうという二つでございまして。

それから職業訓練の融資制度といたしまして三

億円の準備されてございます。

それから3は人材開発センターでございまして。これは地域の職業訓練センターといたしまして成人訓練の実施でございまして、企業の行ないます教育訓練への施設設備の提供等を行なうものでございまして、従来の訓練校に付置をいたすという予定で予算計上をさせていただいております。十カ所ほど新設をいたしたいということでございます。

なおそこで働きます職業訓練推進員を一カ所二名、全体で二十名ほどお願いをいたしております。

それから生涯訓練体制といたしましては、従来職業訓練行政として行なっております新規学校卒業生に対する養成訓練あるいは企業からの受託訓練、成人訓練等の実施でございまして、前年度とは同じ形で実施をさせていただきたいと思っております。

それから一三ページに移りまして、職業訓練の指導員の養成確保と資質の向上、これは職業訓練校で教えます教員のことでございますが、教員の養成確保と内容充実といたしまして教員の指導施設を職業訓練大学校としておりますが、この施設を約総額二十五億円で新しく新設をいたしまして、昭和四十八年度から発足をしようというのでございまして。

それから技能検定制も相当定着をいたしてまいりまして拡大を必要とされておりますので、職種の拡大、それから技能検定に携わります協会の充実をお願い申し上げるというものでございまして。

それから一三ページの(5)は輸送革新に伴います港労働者対策の抜本的強化でございまして、これは法律の改正をお願いを申すと同時に、それに対応する予算を十三億三千八百萬円ほど計上してございまして。これは港労働法を改正いたしまして六大港に地方港労働協会、中央に中央港労働協会をそれぞれ認可法人として設立をいたしまして、ここに日雇い港労働者の登録、紹介、訓

練その他雇用調整を一括してやっていただく。その実施によりまして雇用調整手当等の実務の改善等も行なわれるというところでございまして。

それから最近のラッシュ船でございまして、コンテナ船の増加に伴います余剰はしけあるいは余剰引船等の部門につきましては、これが買上げられることになりまして、それに対応した離職者に対しては手帳を発給いたしまして組織関係の離職者対策並みの対策を行なうというものでございまして。

それから一三ページの一番下の(6)炭鉱離職者対策駐留軍関係離職者対策等の推進でございまして。これは炭鉱離職者臨時措置法、駐留軍関係離職者等臨時措置法がともに期限が参りますので、炭鉱関係は三年、駐留軍関係は五年の期限延長を法律改正をお願いいたしますとともに、それに対応いたします予算措置を計上させていただいております。

それから組織関係の離職者対策、沖縄離職者対策は、前年度に引き続き、離職者対策を進めるといふものでございまして。

それから(7)番目、失業保険事業の運営でございまして、失業保険は、前年、昭和四十七年が五十六万七千人の受給者実人員を想定して予算を策定をいたしました。昭和四十八年度は景気が相当向上了いたしておりますが、円問題その他ございまして、なお前年とは同様の五十五万一千人の受給者実人員を見込みまして、総額三千五百四十四億七千四百萬円の予算を計上させていただいております。

それから(8)は、失業対策事業の運営改善でございまして、四百三十四億八千万円、吸収人員が前年度とは同じ十万人、労働費単価は一三・二%のアップで千四百五十円八十四銭でございまして。

それから特定地域の開発就労事業は、吸収人員が前年度と同じ五千人、事業費単価は四百円アップの三千九百円でございまして。次は一五ページ、次のページでございまして、

特に手厚い援護を必要とする人々に対する対策でございまして、第一番目は心身障害者対策でございます。心身障害者の雇用促進といたしまして、従来の施策に加えて、新たに心身障害者を多数雇用いたします事業場をモデル工場といたしまして、このモデル工場につきましては、工場全体の施設に対して特別の融資を行なうという制度を新しくすることになりまして、これに関する予算を計上させていただいております。これは中小企業で心身障害者を五〇%以上雇用する事業場に対して、その工場全体の必要経費を融資しようというものでございまして。

それから盲人対策、ろうあ者対策といたしまして、カナタイプ購入資金の貸し付けでございまして、手話協力員の設置等を予定いたしております。

それから心身障害者に対して職業訓練といたしましては、重度身体障害者職業訓練施設といたしまして、新たに二校、五科目のものをつくるといふことと、従来の国立身体障害者職業訓練校を中心とする身体障害者訓練校の整備拡充を行なうといふものでございまして。

一六ページにまいりまして、一番上は先ほど御説明申し上げました労災関係のリハビリテーション施設でございまして。

それから左の(2)の季節移動労働者対策は、俗称出かせぎ労働者対策でございまして、三十一億四千万円ほどの予算を計上させていただいております。前年度に引き続きまして、季節移動労働者を送迎いたします対象県二十二県を中心に就労前におきます講習会でありまして、健康診断、あるいは関係の出かせぎ労働者に対する指導資料の送付、懇談会の開催、あるいは相談の実施等の事務的諸経費をそれぞれの県に補助をいたすという趣旨のものでございまして。

それから季節移動労働者の福祉センターといたしまして、昭和四十七年度は三カ所、東京、大阪、名古屋に福祉施設をつくりましたが、昭和四十八年度は北海道に一カ所、これをつくるという

予定になっております。

通年雇用、その他は前年のとおりでございます。

それから、一七ページにまいりまして、(3)の同和地区住民の援助対策でございますが、同和対策をいたしましては、就職援助の措置を特別に強化をいたす趣旨で、雇用奨励金の制度を新しく設けることにいたしております。月額八千円、同和地区の住民を雇用された事業主に対して雇用奨励金を支給するというものでございます。それから、関係の同和地区に対しましては職業相談員が置かれておりますが、これを倍に増員をいたします。

それから、職業訓練は科目を増設をいたしまして、なお、関係者には受講奨励金を支給するというものでございます。

それから、一七ページの6は、大臣の御説明になりました重点事項の第五番目に相当いたしますが、総理大臣と労使のトップ会談を頂点とするコミニケーションの推進でございます。また、コミニケーションを推進したための懇談会の費用でございます。また、資料費等の事務的諸経費でございます。

それから、最後のページでございますが、七番目は、積極的労働外交の展開でございます。東アジア諸国で最近日本の企業進出が非常に著しいわけでございますが、労使問題につきまして若干のトラブル等があるようにも聞かされておりますので、東南アジア諸国の労使関係を中心とした労働管理なり労働問題の情報を十分収集いたしまして国内に提供いたすという国際労働インフォメーション事業というものを新しく起こしたいというところでございます。これに關しまして予算は二千七百万円ほど通産省に計上いたしまして、通産省所管のジェトロでこれを行なう、ジェトロに労働省から関係の職員を派遣するという趣旨のものでございます。

それから(2)は、これも新しい予算でございますが、労働組合の幹部が国際交流を行なわれる場合にこれを援助しようというものでございまして、

東南アジア中心でございますが、派遣が五名、招聘が五名ということになっております。

それから技術援助は、労働関係では職業訓練が中心でございますが、職業訓練を通じては国際協力のための予算がここに八千八百万円ほど計上されてございます。

それから、八番目の新しい行政展開のための体制の整備は、労働情報提供の関係のコンピュータその他の費用、それから職業紹介関係、失業保険関係の事務の合理化のためのコンピュータの費用等が中心でございます。

簡単にございまして、労働省関係の予算を御説明申し上げます。

○委員長(矢山有作君) 両件に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(矢山有作君) 速記を起して。

○委員長(矢山有作君) 速記を起して。

○委員長(矢山有作君) 次に、労働問題に関する調査について質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大橋和孝君 今回、私は、警備業務の名のもとに、いわゆるガードマン会社が企業と結託をいたしまして、職場において右翼暴力と申しますが、集団化したそういうふうな力をもって労働争議に介入したり、労働者の団結権、あるいはまた団体行動権、さらには市民権までこれをまっくらから侵しているような問題がここにありますので、これにつきましてもいろいろと質問をしてみたいと思っております。

御承知のように、この暴力ガードマンの問題につきましても、昨年の八月の十日及び九月二十八日の二回にわたりました、本委員会が仙台市にある本山製作所事件を中心にして取り上げて、関係当局の早急な解決を要請したのであります。それで私は、少なくとも事態は、この本山事件におきましても収拾の方向に向かっているんだ

と心得ておったわけでありまして。ところが昨年の十一月の一日に警備業法が実施に移されて以来今日に至るまで、本山の現地におけるガードマンの暴力と労働運動への介入、あるいはまた弾圧の度合いというものは、日まにエスカレートしているというのを聞きまして、非常に私は意外に思っているところであります。特に組合及び支援団体の負傷者の数は何と七百人以上になっておるといふことを聞きましては、実にこの暴力団の介入というものが非常におそろしい暴力行為を行なっておるといふことであります。で、これはほんとうにゆるがせにしておけない問題であるというふうな考えをしております。

あとで詳しく述べます予定でございますけれども、仲裁に入つた社会党の県会議員に對しましては、暴行を加えて重傷を負わせておる、こういうようなことが発生しておるわけでありまして、やはり議員というものは、そういう暴力事件あるいはまた労働争議なんかのときには、あまりそういうことにならないうちに、むしろ中に入つて取り持つという役目をするのであります。そういう方々に対しては、まことに重傷を負わせるようなことがあるということは、まことにこれは日本の全体で考えて恥すべき行為であるし、たいへんなことではないかというふうに私は評価をいたしておるところであります。ことにその背景にガードマンをうしろのほうからあやつっておるような、そういう勢力のなみなならぬ意図があることが察知されますので、事はまた一そう重大であるし、これは社会的な重要問題をはらんでおるのではないかとこのように考えております。施設、管理、一般警備等が主たる任務だとされておりましたこのガードマンのある部分が、現実には一たび職場に配置されましますと企業等の完全な私設機動隊のような役割を演じたり、あるいは労働者への組織的な弾圧部隊としての本性をあらわすていくというふうな形が見られますので、それはもうすでに御存じだと思ひますが、あの報知新聞の争議や、成田の闘争、あるいは茨城県の那珂浜

市役所の争議、あるいは光文社、あるいは細川鉄工、ゼネラル石油精製、あるいはまた教育社、そのようなところ、またこの本山製作所もさうでありますけれども、全国各地において一連に行動されておる、こういうような状態だと思つておるわけでありますが、この辺のことにつきまして、どんなふうな当局は受けとめておられるのか、ひとつ労働省並びに警察庁のほうから聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(石黒拓爾君) 本山製作所の争議は、たいへん長いこと続きて、その上に御指摘のごとくガードマン等の介入もございまして、暴力傷害事犯等が頻発いたしましたことは非常に遺憾でございます。その間、宮城県当局が非常に解決のために努力いたしました、いまだに解決に至っておりませんが、十二月十八日からは会社側がロックアウトを行ない、さらに地労委のあっせんが十二月二十五日から行なわれまして、けれども、これも十二月一日に一応不調に相なりまして、しかしながら、なお地労委も再あっせんも、事態をもつておられるようでございます。当事者間ではこの機会に解決に持っていくという機運が、なお非常に強いようでございますので、この機会をのさずして事態の解決に向かうことを私も切望いたしておる次第でございます。

なお、暴力事犯等につきましては、これは労働争議に關連してこういうことがありますことはまことに遺憾なこととございまして、法による厳正な処置がとられることを強く希望しております。

○政府委員(山本鎮彦君) 本山製作所の関係では、第一組合が昨年の春の春闘で賃上げ要求をしまして、さらに前第一組合の副委員長長の懲戒の解雇処分、これの撤回要求というところで、昨年の四月以降ストライキを断続的に実施して、会社側の出入荷を阻止したり、その過程でいろいろの傷害暴行等が行なわれておるといふ事実があったことから、会社側としては、昨年の五月十九日に特別防衛保障株式会社と警備の委託業務契約を締結して、五月の二十日からガードマン五十人が交代で

社屋内外の警備に当たっておったわけですが、九月以降は十数人に縮小した模様でございますが、その後昨年十一月一日に警備法が施行されるというところで、昨年の十月二十三日に会社は新たに警備課をつくって、特別防衛保障株式会社との警備の委託業務契約、これを解約いたしました。同社のガードマンをそのまま警備課員として社員に採用いたして、その後この警備課員が主体となって警備に当たっておる状況でございます。まあ会社側はこの第一組合の時限スト、指名ストに対抗して、昨年の十二月十八日に第一組合に対してロックアウトをいたしております。その後昨年の十二月二十五日に宮城県の地労委が臨時あつせん員四名を委嘱して職権あつせん員に乗り出して、本年の二月九日に同あつせん員から労使双方にロックアウトの解除及び会社は警備課について可及的すみやかに善処するなどの四つの順守事項を示したあつせん案が提示されたわけでございますが、会社側のほうは十二月に無条件で受諾する旨回答いたしました。組合側は、十二月に、ロックアウト中の賃金の支払い、警備課員の即時解雇など四項目の条件つきであつせん案を受諾する旨の回答をいたしたわけでございます。このため臨時あつせん員は、翌十三日に、組合側の要求条件はのめないということで、あつせん打ち切りを言明して現在に至っておるわけでございますが、その後十九日と二十一日にも団交が開かれたというふうに承知いたしております。

この間の不法事案として、昨年四月争議発生から五月二十日のガードマンが導入されるまでに六件、ガードマンが導入されて十月までに十六件、十一月以降現在までに十一件、計三十三件の暴力事件が発生をいたしているわけでございます。宮城県警察では、このうち十四件について捜査を遂げまして、三十四人の被疑者を仙台地検に送致あるいは送付いたしております。残りの十九件については現在鋭意捜査中という状況でございます。

○大橋和孝君 もう一つ、その本山もそうでございますけれども、いま最後に私が指摘いたしましたように、各所の争議に対してガードマンが介入してやっておる、こういうようなことは、前の質問のときには、警備法ができたならばこれで取り締まれるけれども、警備法が十一月から実施されるのでそれまでの間にはなかなかそれがむずかしいのだというような答弁もありましたけれども、実際各所にこういうことが行なわれている問題に対してどういうふうにとらえられておるのか。むしろ私はこういうふうな問題は各所各所に起こっておるような感じがいたしまして、いわゆる暴力ガードマンと申しますか、そういうのが介入して、当然与えられている労働者の権利というものがあるにしろ、こういうような事件が各所にあるわけですね。こういうような問題を踏まえて考えるときに、私は非常に重大な問題じゃないかと思う。この問題に対してどう把握して、どうそれをしていかれようとしているのかという基本的な姿勢をひとつ聞かせてもらいたい。これは労働大臣、ひとつ一ぺんよく聞かせていただきたいと思うのです。

それから同時に、第二点としましては、この本山製作所における事態、先ほど申しましたように、去年の間に質問をして、いろいろ私もまたほかの委員からも御質問があつたわけでありまして、そういう中에서도少し前向きに、こういう問題が進んでおるんだ。ことに十一月からは警備法も施行されますので、これがもっとどうまいぐあいに進みますと、こういうふうな観測しておつたんであります。ところが、いまだに事件が起つておる。負傷者も起つておる。しかもいま警察庁のほうから話を聞きますと、何件やらについても送検をしておる実情を十分に調査が尽きていない。まあいまのお話では調査中であるというお話でありますから、それもよく理解する上においてまだまだ私は不十分じゃないかと、こんなこ

とではほんとうに、まあたとえば労働者の側からだって非常に不安定な、いつ骨を折られて、いつ自分のからだに危険が来るかもしれないという状態で働かなきゃならぬというふうなことがいまこの法治国家の中で許されるのかどうか。それで、そういうふうな恐怖感というのか、そういうふうなことが起こりつつあるような状態を見ますときに、私は総体的に考えて、この問題に対しては非常に重大な問題だというふうに考えるわけでありまして、特にこの警備法が行なわれても、ほとんどこれは無力で、実際において効果があがってないとするならば、これは私は一体どこにあるのか、これを一体関係当局としてはどういうふうに責任を受けとめておられるのか。私はそういうことがあつてはいけないというのでこの法律ができたのかかわらず、これがまだまだそのままだで行なわれているとするならば、一体当局は基本的な姿勢としてこれをどう受けとめておられるのか。そして緊急に解決が迫られておる現地の状態を見まして、一体それに対してどう対処されるのか。この三つの点について明確なひとつ御答弁をいただきたい。特に大臣の御所見を承りたい。

○国務大臣(加藤常太郎君) 大橋委員から御指摘のように労使の紛争であります。各所で最近でもありますけれども、特に数年前は不当ないろいろな問題が各所で頻発したのであります。最近はいまふん労使関係が話し合つて、あまり悪質なことはなくなりつつありますが、この本山事件については私が就任いたす前から私としても聞いておりまして、何とか労使でうまく話し合つて解決してもらいたい、こういうふうな気持ちでおります。いま御指摘のように、特にこの問題はガードマンが介入してなお悪化したと、ガードマンの問題はその他のいろいろな不備な点もありまして、政府において十一月の一日にガードマンの警備法が制定されたのであります。いま御指摘のように法の趣旨に従つて不当な介入はできないんでありますけれども、どうもこの点につい

ては県当局を通じてきょうも、朝、事務当局から十分これをお聞きしたんでありますけれども、どうもすかつと解決できない、こう言うので、今後このガードマンの問題に対しても、いろいろこれは紛争だけでなく傷害事件も起こしたり、これはもうちょっといろいろの点を何とか早く解決いたさなければならぬという気持ちでおりますので、いままでもいろいろ労働省としてそのままだけに置いておるわけではございません。県当局と連絡をとつて、時にはロックアウトの解除のあつせん案も出したんであります。二月ごろこれが不調に終わった、こういうふうな経過をしております。今後何とか、かえつてガードマンのいろいろな警備の問題については労働省の監督下ではあります。警備局長からお話があったとおりであります。今後何とかしてひとつ早期に解決したい、こういう労働省としてはこれは本格的な気持ちで……。ただ労働省が現地へ行つて介入してどういふこともなかなかこれはむずかしい。きょう聞きますと、事務当局は、大臣、それはどうもむずかしい、こういうふうないろいろな関係もあつたが、大橋委員の御指摘のように、早くガードマンの問題を解決して、ともにひとつ労使がこの問題を早く解決すると、長期にわたると、労使ともこれはたいへんな影響がある。すので、御趣旨に従うように、地労委並びに県当局その他を奮励いたしまして、解決をひとつ推進したい、こういう所存でございます。

○大橋和孝君 私、まだ個々の詳しい問題であとからいろいろ伺いますが、いまの前提の問題として、こういうふうな暴力ガードマンと申しますか、暴力的なことまでやつて、そうして正当な権利を侵害しながら、あるいはまた市民に至るまで恐怖感を与えているという、こういう状態は、この警備法でもって取り締まれるものかというふうには考えておつたわけですが、これはしかし現にいま話してみても、労働省もなかなかその労働関係だから入りくいと、また警察当局

のはうもまあ何かの目にあらわれた、たとえば暴力の行為そのものしか取り締まれないのだとか、こういうようなことになりますと、何かその実際受ける側に立ったら、——国民側、あるいはまた労働者側から見ますと、実にたよりのないどこへたよっていかかわらないという状態、特にここらのあたりでは、地労委に提訴しても、あるいはまた地裁に対してのあれを受けましても、それがまだ実際実行されていないと、こういうようなことになりますと、これは世の中やみでありまして、どうにもならぬというわけでありますが、これを警備業法ができたところからのことに振り返ってみて、一体どうあるべきだということを、労働省の大臣のほうではどう把握しておられるのか。また警察庁のほう、法務省のほうでは一体どう考えて、この問題に対して、これから、抜本的に処理をするか、こういうことについて一ぺん基本的なことを話してもらいたいと思うのです。

○説明員(奥村公君) お答えします。いま大橋先生の御指摘になりました、要するに特別防衛保障会社についてつとめていた人間が一たんその身分を離れて、今度本山製作所に新たに採用されて、その人間が違法な行為をやっておる。その場合に警備業法でもってそれが取り締まれないかという点が一番中心だろうと思うのですが、この点は現行法のたてまえから申しますと、先生もいろいろと御承知と思えますけれども、現在の警備業法は、警備業をやっている業者、その業者に雇用されている基本的なあいう正当な団体活動等につきまして干渉するような行為が出てくれば、これは直ちに八条違反ということで処断されるという形になるわけなんです、一たん身分を離れて、それで新たに本山製作所のようなところに雇用されてしましますと、直ちに警備業法は働かない仕組みに現在なっております。それで私、主管課長としまして率直なことを申しますが、こういうふうないわゆる脱法的な行為が行なわれるというふうにとつきましては、今後の警備業法の運用等を考

えた場合に、非常に私は重大な問題だと思うのです。したがって、警備業法ではこれが直ちに手が出ないとしても、他の法令等に照らし、これを何らかの形でもって処断する手続はないかという点でいろいろ検討しているわけです。

それで現在いま一応私のほうで検討している結論としましては、職業安定法違反でもって何かの罪が立たないかということで、特に労働供給事業違反という関係でもっていろいろ検討を進めて、現在捜査を行なっている状況であります。

それから先ほどの一番最初の御質問がありました中で、特に特別防衛保障株式会社というものは非常に悪い会社である、これはまあ確かに先生御指摘になったように、過去においていろいろな問題を起している札つきの会社であることは事実です。それでわれわれとしましてこの札つきの会社につきまして今後どうするか、これは一応い

まある警備会社の中で一番超重点にこの特防をどう扱っていくかということを現在考えております。それで、実は昨年の十二月十三日に、これは築地にあるわけですが、警視庁で立ち入り調査をしていただきまして、それで法律でいろいろ規定されているような事項につきましてよく調査いただいたわけでありまして、そこで、大体この特防なるものが非常に臨時職員ですね、これを多く入れていると、その際調査したときにも正規職員が六名で、臨時職員が十三名というようにことが実はあったわけなんです。しかも、十三名の職員が正規職員一名に引き連れられて江戸川競艇に行つて、競艇の警備を担当しておつた、そういうことがわかつたわけでありまして、特にこの会社につきましては、この臨時職員が会社に雇われているときに、特防に行きましても、この臨時職員がいろいろ不都合なことをやっているわけです。それで、私のほうとしましては、この特防につきまして今後その臨時職員をなるべく減らすように、それから、特にこれは教育の面でもって規制を加えていけばある程度の効果はおさめ得るのではないかと、実はこう考えております。それで、今後引き続き

て特防本社につきましてもよく調査をしまして、特に江戸川競艇等におきましても何らかの職業安定法違反等が出てくればこれ等につきましても立件したいというふうに現在考えております。

行為を繰り返して行なっていないかという点にあったわけでございますが、本人は事実関係を否認すると、こういう状態でございす。調査の過程におきましても、五十八条で問題となりました法務大臣の警告の要件に該当するかどうかということを検討しているわけでございますが、私どもとしては事実上飯島に十月六日には警告を発しております。つまりこの種の行為が会社の行為として認められ、これを反復継続する場合に警告があり、解散命令の対象になり得るといふ警告をしたわけでございます。まあその結果でございすように、翌日に本人は身を引いたというふうなことをとってまいつたのでございす。これは現在までの調査経緯でございす、引き続き関係省庁と連絡をとりながら五十八条の要件を満たす事実の認定というものをさらに見きわめていきたい、こう考えております。

○説明員(田邊明君) 法務省民事局におきましては、前回の御審議の後に、問題になつております特別防衛保障株式会社の成立からその経緯を調査いたしてまいりました。概略申し上げますと、この会社は昭和四十年の八月に大一工株式会社という名前前で成立しております。資本金が五百万円でございます。当時の事業目的と申しますのは、コンクリート製品の製造、それから水道、暖房工事、こういうふうな営業の目的になつておりますが、その後社名が変更されてまいりまして、同年の十二月に巴開発株式会社という名前に変更され、さらに四十四年の四月に現在の特別防衛保障株式会社にという名前に変更されてまいりました。この間営業目的にも変更が加えられまして、最後の社名に変更いたしましたときに問題の警備保障関係を事業目的に加えておるわけでございます。そして、この会社を構成します取締役役でございますが、飯島勇という者が代表取締役の地位を占めてきておりました。法務省といたしましては、この会社の設立の経緯から調査をいたしますと、ものに、昨年の十月の六日に代表取締役の飯島から事情を聴取いたしました。そして十月の七日に代表取締役の飯島がこの会社から退任するという変更登記をいたしてまいりました。

○大橋和幸君 大臣ね、私はいま、さつきから申し上げているように、去年質問させていただいて、十一月から警備業法が適用されると、この問題は非常に対象にしやすというふうな話も警察庁のほうから聞いて、まあまあ十一月になつて、それが適用されたならば、もう少しいろいろなところでその法律を生かした運用をしていただいで、そしてこういう問題はいい方向にいくだろうと、こう思ったんですが、いま逆なんですね。だから法の盲点を突いて、それを悪用していかうと、こういうようなことがあつて、しかもいまちよつとお話しになったそのいままでの警備会社の一の主体者はちよつと外にのいたからそれでいいという、それがまた一番元を引いてこれをやっておるということであれば、名前は変わつても主は変わっていないという形で、一つもこれはおさまっていないわけですね。そうならば、もうそれで警備業法そのものは適用除外になるのかというところになれば、これは私は法の裏をくぐつていけば暗黒は何ほでも続くというふうになるわけですから、これはたいへんじゃないかというふう

に思うわけですね。ですから、私はこころの状

に思うわけですね。ですから、私はこころの状

態、もっとこまかい具体的な例はこれからお話を聞いて、私もいろいろな意見もお伺いしたいと思っておりますけれども、その総元締めで、警備法ができたけれども実際にいけるかどうか、警備法そのものは悪用というか、法の盲点を突いていけるという状態のままで置くならば、この警備法そのものはざる法であるというか、かえってもう悪いほうに助長していくような形になっちゃうわけじゃないか。私はそういうことから考えまして、こういう問題にこういうことが起こっているのをもう少し真剣に見つめてもらって、どこにそれがいけないか、どこで取り締まることでできるのか、あるいはまた、どういうことでもって正しい法律の精神が生きているのかというのを私はやつてもらわぬ限り、それは、これはできませんでしたけれども、社長が変わりましたからもうそれでいいんですとか――まあいいとおっしゃっていい。これからまだやられましようけれども、その突くところから結局薄まってくか、あるいはまた、これは七百件ですよ、件数が、私いま聞いてみますと。その中で実際対象として調査されているのはほんのわずかしかなければいい。中には、あんな、県会議員なんか骨を折っているんですよ。骨折まで起こしているという大きな暴力行為といえ、これはもうたいへんな問題じゃないかと思うんですね。それで私はここにも写真を持っておりまして、あと具体的な例のときにはこの写真を一べん見てもらおうと思っておりますが、私、こういうのを見ても何かこう戦慄を覚えるわけですね、これでいいのかしらという、それからまた、そういう場面に入ったらどうなんだろうと。私も国会議員として何かそういう争議のあったときにはよう行きませぬ。その現場によく行きます。それでどういう目的で行くかといえ、そういう面が起らないように双方の中に入って話し合いをつけるように援助して行くなんですよね。そいつまででなぐり飛ばしてしまつて骨が折れるほどやるといふような、こういうことをやられていること自身があるとす

るならば、私はこれは一体だれが守り、だれが一体そういうことに對しては正しさを説得するのか、私はそれはもう全然問題じゃないんじゃないかというふうに思っています。ですから、私は労働者の権利を守つてもらふ労働省の中で労働大臣は、こういう問題に對してまず積極的にどういう方向を示すかというのをひとつはきいて聞いておかないと、あとこまかい問題をしておきまして、ふやふやに済んでしまふのじゃないかという感じもします。私はもうほんとうにこの問題を強くひとつ何とのかの形で、どうしたらいいのかわかることを私も教えていただきたい、こういう立場なんです。

○国務大臣(加藤常太郎君) 私も就任当初であつて、いろいろ各方面の意見を聞きまして、この委員会の最終過程までに大臣としてのこれに對する最終の方針を御答弁いたしますが、とりあえず事務當局のほうにいろいろの意見をひとつ私も聞いて最終的にいたしますが、やはりいろいろ法律の裏を裏をというふうなかつこのような感じがあつて、ほんとうに大橋委員から話したとおりでありまして、とりあえずこの問題に對していま警察、法務省の關係聞きまして、労働省の安定局長からひとつ労働省のほうのこまかい状態を説明させます。そして最終的に私から方針について申し上げたいと思ひます。

○政府委員(道正邦彦君) 特別防衛保障会社の職業安定法違反の問題につきましては、労働省といつたしましては宮城県あるいは関係の職業安定機関に調査を命じて実態把握につとめたわけでございまして、これまで各方面の調査によりまして判明した事実によりまして、少なくともガードマンが本山製作所の警備課員として採用される以前に定めます労働者供給事業違反に当たる疑いがきわめて濃厚であるというふうに考えます。で、その点につきましては警察御当局にも御連絡を申し上げておられますので、現在警察で捜査を進めておられますので、所管機関といつたしま

しては司法警察権もございせんので、警察御当局にお願ひいたしましたので、その推移を見守つてい

る段階でございます。○大橋和孝君 またあとから聞かせていただくことにして、まず前の問題、いろいろこまかい問題をいまお話がありました職安法、警備法違反の具体的な問題だと思つていますが、昨年の十月の二十三日に、警備法が施行された、実施の直前になって本山製作所では社内に警備課というのを設けられて、そして特別防衛保障会社、いわゆるガードマン会社を解散させたガードマンを警備課員として採用した。これは一つの脱法行為の形態となつたわけでありまして、こういうふうなガードマンのときは警備という名目があつた手前でも職場内に入つてこなかつたわけでありまして、今度も今度は警備課員となりますと、公然と職場内に入り込んで正當な労働争議なんかを戦つていて、その労働者に對してはなぐつたりけつたり威嚇、あるいはまた大声でどなつたりする、こんな状態が隊列を組んでそういう暴力行為をすることがほとんど日常化されてしまつたといふわけですね。これは本山の社長以下の職制がガードマンを自分の手足に使つていて、このわけでありまして、みずから手を下すよりも、こういう悪質な手段をとつておるといふことになるわけでありまして、これに對しまして会社側は社員であるから警備法にあるいろいろな条件に従ふ必要はないといふことを強弁をしております。ガードマン会社の暴行に涼しい顔をしておると、こういうふうな状態が起つておるわけでありまして、こういうふうなことが、会社に入つていくということによつて警備的な考え方、もつと、何というか、いままでのガードマンでできておつたよりは悪くなつておる実態があるわけですね。こういう問題についてどんなふうにお考えになつておるのか、こ

ういうことがあつても、これはあたりまえだといふふうにはならぬと思つたのですが、どんなものでしては司法警察権もございせんので、警察御当局にお願ひいたしましたので、その推移を見守つてい

る段階でございます。○大橋和孝君 またあとから聞かせていただくことにして、まず前の問題、いろいろこまかい問題をいまお話がありました職安法、警備法違反の具体的な問題だと思つていますが、昨年の十月の二十三日に、警備法が施行された、実施の直前になって本山製作所では社内に警備課というのを設けられて、そして特別防衛保障会社、いわゆるガードマン会社を解散させたガードマンを警備課員として採用した。これは一つの脱法行為の形態となつたわけでありまして、こういうふうなガードマンのときは警備という名目があつた手前でも職場内に入つてこなかつたわけでありまして、今度も今度は警備課員となりますと、公然と職場内に入り込んで正當な労働争議なんかを戦つていて、その労働者に對してはなぐつたりけつたり威嚇、あるいはまた大声でどなつたりする、こんな状態が隊列を組んでそういう暴力行為をすることがほとんど日常化されてしまつたといふわけですね。これは本山の社長以下の職制がガードマンを自分の手足に使つていて、このわけでありまして、みずから手を下すよりも、こういう悪質な手段をとつておるといふことになるわけでありまして、これに對しまして会社側は社員であるから警備法にあるいろいろな条件に従ふ必要はないといふことを強弁をしております。ガードマン会社の暴行に涼しい顔をしておると、こういうふうな状態が起つておるわけでありまして、こういうふうなことが、会社に入つていくということによつて警備的な考え方、もつと、何というか、いままでのガードマンでできておつたよりは悪くなつておる実態があるわけですね。こういう問題についてどんなふうにお考えになつておるのか、こ

ういうことがあつても、これはあたりまえだといふふうにはならぬと思つたのですが、どんなものでしては司法警察権もございせんので、警察御当局にお願ひいたしましたので、その推移を見守つてい

し、いまそういうことの事実がだんだんあらわれ
ておるといふことでございますが、これは本年二
月に開かれた社会党の労働委員会あるいは地方行
政委員会でも法務委員会でも問題になって調査さ
れたわけだと思えますけれども、やっぱりこれは
労働省当局は四十四条違反が濃厚であるというこ
とを十分に考えておられるけれども、なお一そう
これが調査のためにという事で私は非常に遅延
しているのがこうした問題をずっと持続させてい
る一つの原因になるように思うわけであります
が、その辺のところをもっと詰めてやっていただ
くことが第一。それから労働者の募集に関する職
安法の三十五条、この「(文書による募集)」です
が、「通常通勤することができる地域以外の地域
から、」は、これは公共職業安定所長に通報、あ
るいはまた三十六条では労働大臣、地域の方は県
知事という形でいろいろ規定されているわけであ
りますが、この三十五条、三十六条違反の疑いが
あるものもろくろく考えておられると思えますけ
れども、こういうことに対してはもう一つ詳しく規
制をしてこれをひとつ進めてもらわなければいかぬ
のじゃないかというふうに考えます。ですから、
もう前々から、この前の質問のときにもこのこと
は指摘をして、職安法違反でいるのが濃厚なんだ
から、それをやってもうらうらうにお願いしまし
たし、それをやっておつてくださるにしまして
も、私はこういうふうな問題は非常に明らかで
しょうから、もっときびしく話を進めてもらわん
ければだめじゃないかと思うのですが、その辺い
かがですか。何で時間がそうかかっているのか。

○政府委員(道正邦彦君) 私どもももう一年近く
たつわけでございますし、一日も早く事態が円
満に解決することをいねがうわけでございま
す。その中にありまして法律違反の問題があれば、
これを早期にはつきりさせていかねばく処置をす
るというのが当然かと思えます。先ほどもお答え
いたしましたように、特防会社の職安法違反
の点につきましては、警察御当局と連絡はとって
おります。で、私どもの考えも申し上げてございま

す。その結果、警察におかれまして現在捜査をお
進めいただいているわけでございます。私どもと
いたしましては、一刻も早く捜査が終了し、しか
るべく処置がなされることを心から期待してい
る段階でございます。

○大橋和孝君 警察庁のほうにちよつとお尋ねを
しますけれども、前に私、質問してもらったと
きに、警備法が実施されると、その十分な運用
をして、こうした問題は大体適正な措置がとれる
という見解を出していただいて、これは議事録にも
出ているわけでありまして、これは御存じだと思
いますけれども、私は、先ほどから言つたやうなそ
ういふ感じを非常に持つておつたわけですね。とこ
ろが、ずつと経過を見てみますと、雇用ガードマン
がそういうふうになれば、警備法では取り締ま
りができない。何かすぐ警備法というものがも
うできないというふうにはなり出してしまつて、
そうしてこれを片づけておくところに私は問題が
あるんじゃないか。いま言う警備法で行なわれ
ている中で、こういうふうな暴力ガードマンが中
に入つていってこういうことをやる。こういうよ
うな正しい労働運動にも介入してめちやをする。
しかも負傷までしておられるわけですから、ここ
で警備法をはり出してしまつて、もうだめなも
のだというふうな、それでは何の取り締まりもで
きないんだというふうなことにすぐ片づけてしま
う前に、何かそこで考えてもらえないかという
私ども、そこそこ、法そのものに對するこま
かいところには多少欠けている点はあるかもしれ
ませんけれども、国民の受ける側から見れば、
せつなくそういう暴力ガードマンを取り締まるた
めの警備法ができて、それをちよつと裏をく
ぐれば、それがもつとエスカレートして、いまま
では表にしかおならなかつたやつが、今度は職場の
中まで入り込んでいくということにすつといつて
しまつても見ておらないうやうなのだと、警察庁
のほうでそうであるというところは、何かその脱法
行為に對して手が打てないということ自身が非常
に納得できないわけですね、市民感情として。で

すから、こういうことに対しては、ひとつやはり
相当考えてもらえないだらうかと、私はこういう
ふうにも思うわけですね。これは社会党の合同調査
委員会の席上でも、職安法なんかの違反の事件の取
り締まりができないという点について非常にいろ
いろ疑義を申し出て考えたわけでありまして、これ
ども、ことにこの職安法の四十四条の違反というも
の、これは濃厚であることはいま指摘されていま
すが、これをもつと綿密に関連をつけて、そし
て、これがほんとうに実効をあらわしていくよう
に持つていかなきゃ、やはり調査する、調査する
ということだけではどうも納得できないんです
が、労働省の側にも私はそういう意味で御意見を
伺つていられるわけですね。ほんとうにだれが守つて
くれるのかということが全然できないわけですね。
ですから、あまり法の表のほうばかりにとらわれ
ないで、もつと真にそういう事実を突きとめて、
それは何とかの解釈とか法の運用、これは妙味に
よつて法というのはどうでも使えるわけですから
ね。まあ、どうでもというわけにもいきませんけ
れども、いろいろ妙味があるわけですから、もう
少しこういうふうなことを積極的に適正な措置が
とれるものだらうと、私は心からそういうふう
に思うわけですが、その職安法四十四条の見解につ
いても、違反があるだらうというところをどうい
うふうに生かして、そういうことが取り締まってい
けるのか、そういう可能性というのか、そういうよ
うなものをもう少し前向きに答弁してもらえない
と、どうも私は質問者として非常に、何とい
いますか、空虚を感じるわけですね。そこそこ
をひとつ踏まえて御答弁願えぬでしょうか。

○説明員(奥秋為公君) ちよつと一般的なことを
まず最初に御説明したいのでありますけれども、警
備法が施行になりましたから、特に警備法の
八条を非常に重要視しまして、これができたなら
ば、今後正當な団体活動の中にガードマンが介
入することがほとんどなくなるだらう、それを非常
に期待したわけなんです。
それで全般状況を見てみますと、いまのとこ

ろ、特防を除きましてはほとんど争議につきまし
て問題を起こしている警備法はありません。
それから、特防のこの関係につきましては、先
生も御存じだと思いますけれども、労働者供給事
業関係でいまだ立件したというものは過去にな
いわけですね。しかし、それでも今度こういうふう
な脱法行為をやる者については何としてもやる、
そういう固い決意をわれわれは持つていられるわ
けです。それから、宮城県警もそういう決意を持つ
て現在捜査に着手しておりますから、おそろく形が
整つてくるんじゃないか、かように思います。

なお、内容等につきましては、現在捜査段階で
ありますので、具体的な説明等につきましてはお
許しをいただきたい、こう思います。必ずやりま
すから。
○委員長(矢山有作君) 私のほうからもう一つ大
臣がせつかくおいでだから伺いたいんです
が、この問題が当委員会でも議論をされたのは昨年
の八月、引き続いて九月です。でありますから、
労働省関係の方も、それから警察庁関係の方も、
もうとつからこの問題については注目をされて
おらなければならぬはずなんです。そして警備法
の施行が十一月、その時点で特防のほうから、
本山製作所に特防の社員を本山製作所の社員とし
て採用した形をとつたわけですから、そういう時
点で当然これは職安法違反があるんじゃないかと
いうことに注目をされていはいはずだと私は思うん
です。常識的に考えるなら、そうすれば、その時
点で直ちに労働省が職安法違反があるのかないの
かという点に關心を持たれて調査に着手される
なり、そして、それと連絡をとつて警察庁が動
かれるなり、そうするならば、私はこの問題の解
明はもつともつと早くいつておるんじゃないか。と
ころが、そういう点の活動の機軸さというのか、事
態に即応して動くという姿勢がないから、十一
月にそういうふうな特防の社員から本山製作所の
社員に切りかえがなされておるのに、この二月に
なるいまの段階に至るまで十分な調査ができない
でおるんじゃないか、こういうふうに感ずるんで

す。そういう点では労働省としてもやはり警察庁としても、もう前からわかって非常に問題になっておる事件なんです。迅速な処理をするように、そして適切な処理をするように努力をしていただかなければならぬと思いますので、これはいままでの審議の経過を見ておきまして、私は委員長としてきびしく注文をしておきますから、答弁は要りませんから、今後十分注意していただきたいと思います。

○大橋和孝君 いま委員長もお触れになりましたけれども、私は、警察庁としてはもっと十分な注目をしてもらって、本山製作所にこういうガードマンが採用されていくということ自身も、あるいはまた何かの事件も何回も起こっているわけですから、そういう事件に際して、こういうガードマンを撤去しなければならぬというぐらゐなことを明らかにさせるような処置はとってもらわなければならぬと私は思うんです。

それからまた同時に、これを考えてみますと、本山製作所だけじゃなくて、細川鉄工でも大阪で行なわれているわけですよ。警備課員として採用したわけでありまして、しかも、その背後には特防の飯島が、やはりこの本山にもあるいはまた細川鉄工にも、何かそこで事故を起こした人を入れかえしたりしているわけですね。細川へ行っておつたのを本山へやったり、本山のやつを細川へやったり、このをうしろから引いているのがいわゆる飯島だ。飯島は何か特防からのがれた。こういうことでもって、こういうようなものがずっと仕組まれておるとすれば、なお一そう、その調査結果を出していただいて、その辺のところをどうであつたかということもひとつ私は伺っておきたいというふうに思うわけです。

それからまた、本山製作所の本山軍蔵という社長は「警察友の会」の会長です。防犯協会役員などをやって、そして、仙台の北署との間の関係を聞いてみますと非常に密なるものがある。このことは、昨年十二月に県警本部の巡査長さんなんかが労務課主任として迎えられておるといふ点もあ

るわけです。あるいはまた、仙台南署からはもう一人、総務課の主任として雇用されているという事実なんかあります。警察署とこの本山製作所に何か癒着的な関係があるのではないかというのが、私はまた考えられると思うんです。ここでこの「警察友の会」の会長を本山社長は現在やめているのかどうなのか、また「警察友の会」の全国的な実態も私は一べん聞かしていただきたい。そしてまた、その警察署におつた方がその勤務なり、あるいはまた総務課の主任なりというふうな形で入っておられるということ自身も、何か明瞭でないものを感じるわけでありまして、こういうようなこともひとつ教えていただきたいし、同時に、私は、この警備法施行前の本山の採用者の氏名一覧表、それからまた、飯島が雇用しているのは何名かの氏名一覧表なんかをひとつ資料としていただきたい、こういうふうに思っておりますので、その点についてもひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本鎮彦君) 社長が友の会の会長ではないかという御質問でございますが、これについては、会長であつたことはございますが、現在すでに会長はやめておる。二月十四日にやめたというふうに聞いております。

○大橋和孝君 だからそんな——やはり南署あるいはそういうところから行っておられることは事実ですか。県警本部あるいはまた仙台南署……

○政府委員(山本鎮彦君) 巡査長が本山製作所に入っているかどうかというお話でございますが、確かに宮城の県の警察官でやめた巡査長の方が昨年の十一月十五日に健康上警察の仕事ができないうこととで一人やめております。そして、この方は胃かいようや肝臓機能障害で四十二年に長いこと入院されておりますので、その後、勤務がたがた療養したんでございまして、再びぐあいが悪いというところでおやめになったというふう聞いております。そして、おやめになったので、上司が、困るだろうというので、就職先、軽い労働というところで仙台市内のある建材会社に、本人のほう

うが自分のほうでここへつとめるんだということだったので、特にお世話はしなかったというふうな聞いております。その後、本人がその建材会社で元気にやっているというあいさつ状が来ておつて、その上司もそういうことでつとめておると思つておつたわけでございますが、その後、その会社をやめて、昨年の末に警察官が本山製作所のほうに行つたところ、そこに入つておるということが初めてわかつたわけでございます。これも全く、何と申しますか、本人の意思でそういうことが行なわれたわけで、警察としては全然知らなかつたということでございます。職業選択の自由と申しますか、それまでちょっとわれわれのほうで知らないし、それまでは干渉するわけにいかないという実情であります。

○大橋和孝君 それは、まあそういうことは私もあまり触れたくはないと思ひます。

ですけれども、何か、いろいろ、いま私が申しているような形で非常に長引いてまいりますと、いろいろなことに予想的に考えられることとありますので、そういうふうなことは別といたしまして、ひとつ、やはり、そうしたことを基準に、厳にやつていただきたいということとにも、私は、いま二月二日の日に合同調査委員会のほうから資料を要求したわけですね。その要求されておつたところの警備法施行前の本山の採用者氏名の一覧表と、それから飯島が雇用しておるところの何人かの氏名一覧表というものの資料を提出してもらつたようにお願いしていただけたか。

○説明員(奥秋為公君) 先生、たいへん恐縮なんです。が、実は、本山製作所でもって元特防のガードマンを採用した名簿につきましては、一応わがほうで捜査資料として会社から提出さして、それを現在使用している状況なんです。そういうことで、現在まだ捜査中でありまして、その名簿提出はお許しをいただきたいと思ひますが……

○大橋和孝君 これは、いつごろになったら……

○説明員(奥秋為公君) 大体捜査の結果がつきましたならば、その時点でお渡ししたい、こう思ひます。

○大橋和孝君 会社の雇用しているやつもそんなことになるわけですか、名簿は。これは労働省にも一べん聞いておきたい。十一月の施行前に雇したのとあとで雇用したのをちょっといただきた。そういうことは頼むことはできないですか。これは二月の二日に合同調査委員会が資料提出をお願いしているわけですね。しかし、それがまだ出ていないわけで、それはいまの話聞いてわかりますが、その警備法の施行前の本山製作所で採用している氏名の一覧表、これはもう会社のものですわね。そして、飯島さんが雇用しているやつなんかもわかればいいですけども、飯島さんのほうは問題があつて警察庁のほうでちょっと先までというならば、会社が採用している者なんかはそんな関係ないただけるのではないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(道正邦彦君) 雇用関係が成立いたしました。私どものほうに失業保険の書類が出ます。したがいまして、それを調べます。そして警察と御連絡いたしまして、捜査に支障があるかないか、警察の判断もいただきまして、ないということであれば御提出いたします。

○大橋和孝君 それから飯島さんが、というのは警備会社が名簿を出すということは、あれに、法律の中に規定してあるじゃないですか。その氏名を……。それはどうですか。

○説明員(奥秋為公君) 警備員の名簿は、警備業法第十二条の規定に基づき警備業者が営業所ごとに備えつけておくことになっております。

○須原昭二君 関連。はつきり申し上げますが、関連でちょっと資料提出をお願いいたします。

この警備業法の第十二条に「(警備員の名簿等)これら名簿をきちんと備えておかねばならぬ。必要事項を記載しなければならぬ」と、この規定をされているわけですね。法律で規定をされているものを出さうというぐらゐのこ

○大橋和孝君 このような悪質な問題については、私はこの法を生かさない限り、もうこの警備法ができてもほんとうに死文になっちゃうわけですね。これは悪いですよ。そういうのがありまして、それをまた法の裏をくぐってまでやっているというふうな現実が出てきておたら、こういうのこそ一歩法を適用しなかつたら、これから法を適用されるのは一体何だろうか。解散請求権云々といったところで、この商法の問題からいっても、これはもうこういうようなことをやらなければ非常に意味ないことになっちゃうんです。ですから、これは商法から照らしてもどうしてもやってもならなければならぬ問題だと私は思います。ですから、検討もさることながら、どうぞひとつ早い面での結論を出してください。私はこれを特に要望しておきたいと思えます。

それから、もう時間もあれですからできるだけ縮めたいと思えます。あと二問重ねてちょっとお伺いしますが、労働基準法の違反という立場から、たとえば休憩時間中の組合員の活動は、これは労働基準法第三十四条で規定されておりますね。あるいはまた自由であるはずなんです。それからまた、ガードマンの妨害が激しく、実質的に活動できなくなつておるといふ条件があるわけでありまして、これは基準法の一つの違反であるろうと思ふのです。それからまた、ガードマンが作業中の組合員を脅迫して暴力をふるっているというところは、これは同法の五条にいう、いわゆる強制労働の禁止にも違反することになるわけでありまして、私は、労働省当局ではこの問題は労働基準法違反というものでこれを十分取り締まるべきじゃないかというふうに思います。この点、ひとつ聞かしていただきたい。

それからまた、社会党の議員団が暴行されたというこの問題、先ほどから申し上げておりますが、県議員三名がガードマンの一方的な暴行行為によつて一カ月から三カ月の重傷を負つておる。骨が折れた人もおるといふわけでありまして、明らかにこれは公党である日本社会党への攻撃という

か、非常に侮辱であるわけでありまして、これはたすきかけの議員はいなか議員だとか、ばり雑言をあびせかけてくるというような、県議員さんたちに対しての非常な態度たるものは問題になるところがあると思うわけですね。こういう暴力的なものに対して、あるいはまた党に対しての謝罪もないというところでありますから、私はこれは警察当局としては早急にひとつ明確な取り締まりをしてもらわなければならぬし、こういう問題に対してはある程度きつたる態度を示してもらわなかつたら、世の中の秩序がなくなると、先ほどからしてもそういうふうな思ひます。この点について、この問題に対してはどうされるのかという点も含めてひとつ警察庁のほうの御意見を伺つておきたい。この二つの点についてお伺いを私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(渡邊健二君) 労働基準法違反についてお答え申し上げます。本山製作所は事件が起きてから労働者側から申告その他で基準法違反の指摘がございまして、基準監督署といたしましては数回にわたり臨検監督を実施いたしましたし、労使両当事者を呼んで調査をいたしましたし違反の事実が認められるものについては是正をさせる、その他の指導をいたしておるところでございます。先生御指摘の休憩時間の自由利用に対する違反、基準法第三十四条違反の問題につきましては、前に休憩時間中にビラ張りをしていふことを妨害されたということがございまして、それにつきましては、これはビラを貼付するということになりまして、施設の管理権の問題がございまして、したがって、それを許す、許さないというのことは施設管理権の問題で、三十四条違反ではないのではありませんかというところで基準局が処理したことがございまして、ただいま先生御指摘の集会妨害の点につきましては、私どものほうに昨日まで報告を受け取つておりませんでしたので、昨日さっそく現地にお話を伺ひまして問い合わせましたところ、集会違反の問題につきましては、現在までのところ申告もその他監督署には申し出がなかったというところでございますので、早急に事実を調査するよう、昨日指示をいたしましたところでござい

す。この二月にあつせん案を出し、今後ひとつ何とか解決したいと、こういう意味で、まあ労働省はすぐにとりかかるといふこともなかなかむずかしいし、これはまあちょっと速記をとめていただきたいのでありますが……

○委員長(矢山有作君) いや、あなたがかつてに速記をとめるわけにいきません。(笑)

○国務大臣(加藤常太郎君) そういう関係で、いろいろひとつ労働省が現地へ行つて何とかというふうなこともいろいろ当局と話ししたのであります。なかなかそういうふうな点でむづかしいらしいので、なお今後何とか早く労使がひとつ高い視野に立つてこれが解決するような指導を県当局を通じてやりたい。まあ大臣ちよつと型破りでありまして、実は県知事、副知事などを招致したいと思つて連絡をとつたのであります。ところが、選挙だといふのでどうもこれはちよつとやがいが悪い。県警の関係であります。まあ本部長も私、特別な関係があります。これはまあ大臣として招致するといふことにもいきませんので、実は休暇で上京したときに、何とかこれはひとつガードマンの問題に対して、安定法の四十

〇政府委員(山本鎮彦君) いまお話のございました県会議員の負傷された事案について、事件を認知したのとは所轄署は事件直後でございますが、直ちに捜査員を派遣いたしまして種々事情を聴取いたして、この県議をトラックから突き落とす第二組合員一人を当日緊急逮捕いたしました。事件を重視いたしまして東京からも、警察庁からも係員を現地へ派遣いたしました。向こうでいろいろと捜査の指揮をいたすという形でその後

なおります。また、労働者の意に反して労働を強制させた場合に、これが成立するわけでございます。いままでも労働者から五五違反ではないかという申告がございまして、臨検検査等によつて調査いたしましたけれども、労働を強制したという事実までは認定するに至っておりませんので、五五違反といふことはたまたまでは認定しておらないわけでございます。今後とも十分そういう事態について厳重に監督をしてまいりたいと、かように考えるわけでございます。

〇国務大臣(加藤常太郎君) 先ほどのお答えで、最終的に大臣の見解を申し上げる言つておりましたので、最終的な私の方針を申し上げたいと思ひます。この問題は、県当局並びに地労委が熱心になつておることは、これはもう間違いないと思ひま

〇政府委員(山本鎮彦君) いまお話のございました県会議員の負傷された事案について、事件を認知したのとは所轄署は事件直後でございますが、直ちに捜査員を派遣いたしまして種々事情を聴取いたして、この県議をトラックから突き落とす第二組合員一人を当日緊急逮捕いたしました。事件を重視いたしまして東京からも、警察庁からも係員を現地へ派遣いたしました。向こうでいろいろと捜査の指揮をいたすという形でその後

なおります。また、労働者の意に反して労働を強制させた場合に、これが成立するわけでございます。いままでも労働者から五五違反ではないかという申告がございまして、臨検検査等によつて調査いたしましたけれども、労働を強制したという事実までは認定するに至っておりませんので、五五違反といふことはたまたまでは認定しておらないわけでございます。今後とも十分そういう事態について厳重に監督をしてまいりたいと、かように考えるわけでございます。

〇国務大臣(加藤常太郎君) 先ほどのお答えで、最終的に大臣の見解を申し上げる言つておりましたので、最終的な私の方針を申し上げたいと思ひます。この問題は、県当局並びに地労委が熱心になつておることは、これはもう間違いないと思ひま

逐次解明されまして、現在までに製作所の警備課員四人を逮捕いたしました。その際、乱闘状況になりましたので、その相手ということで、相被疑者ということで第一組合員のはうも三人逮捕いたしました。現在合計八人の逮捕者が出ております。さらに捜査を続行中でございます。また、こういうような事案が再び起きないように、連日のように部隊を付近に配置いたしましたして警戒をいたしておるという状況でございます。

○大橋和孝君 たいへん大臣からいろいろお話を承って早急に解決するという決意をいただいたから非常に私にうたがひがあると思いますが、私はこれからこの委員会の皆さんにもお願いをいたしまして、この委員会全体がこういう暴力というものを許されないように、われわれ労働を担当する委員会として、これに対しては相当きつたる態度をもって進まなきゃならぬと、できれば私はお願いをして、これからこの院の決議のもとにやっぱり現地調査もし、あるいはまた、現地からはその当初の人もここへ来てもらって相当綿密な審議を進めないとこの問題はいいないんじゃないかと、もうほんとうに私はこの問題の解決に対してはちょっと手ぬるいということを不満に思っているわけでありまして、徹底的に取り組まされてもらうように委員長はじめ各委員にもお願いしようと思つていて、労働省の大臣として、ほんとうに労働者を守る側に立つ大臣でございまして、そういう立場から、それからまた、先ほどから言っている非常に暴力が行なわれておるといふことなんかも、もつとてきばきとやるときにはやらなきゃ、これはもういい悪いというのにはつきりしないわけですから、ことに認められていく権利を放棄されること、それがやすすすに続けられていくようなことでは私はいへんと思つてます。ですから、そういう意味でひとつ警察庁のはうも、あるいはまた労働大臣のはうもあるいはまた法務省のはうも、いろんなほうの観点から、これを正しいように指導してもらふことが積極的に行なわれるようにとい

うふうなことをお願いして、私は終わります。○藤原道子君 関連して、私は、いま大橋さんが言われたから言うことないようですけれども、この問題あまりに長過ぎる。こんななまぬるい態度では安心して労働者はいられないと思う。特に、各地でガードマンの暴力事件が起きているわけでございます。こういう意味からも、この何回かやった委員会と同じような答弁できようまできています。ぜひ早急にこの問題を調査していただきたい。特に大臣新しくなられたけれども、最初の仕事としてひとつがんばっていただきたいということを特に要望いたします。

○委員長(矢山有作君) それでは、私も一つだけ伺いしておきたいんですが、法務省のはうへ。この五十八条の運用の問題について、あなたのはうでは五十八条を動かすについて、法務大臣の権限を動かすについて現行の法制が十分でないといふと、こういう答弁をされておるわけですか。きょうも大体そういう趣旨の答弁だと思つて、その裏づけを調査するに民事局としては強制権限がないから調査しにくいんだと、したがって、この五十八条を動かすできない、こういうところが私はどうも中心になつていふんじゃないかと思つて、この五十八条を動かす、この五十八条を動かす権限を持つていふのは法務大臣ですから、その場合に民事局にはなるほど強制権限がなくとも法務省には刑事局があるはずで、だから刑事局と民事局と連携してこれはやれないのか。民事局の問題はもう民事局だけであつて、刑事局がどっち向いていふとどうしようとおれのと、これは知らないんだと、刑事局も民事局が何やられようとおれのと、これは知らないんだという形では、これは法務大臣の権限を私は十二分に発動して動かすことはできぬと思つて、民事局の立場だけに限つて言うなら、あなたの答弁のとおりだと思つて、けれども、私は法務省には刑事局があるんだから、やはりこれを使つてこの五十八条の発動のできる裏づけを十分とるべきだと、さらに、政府として

はこれは一体のものでありますから、警察庁というものも存在しておるんですから、民事局としては、警察庁の調査とも積極的な連携を持つてやつていけば、私は五十八条は発動できる。ただ、その場合に、あなたがもう一つ言われた弁明の機会を与える云々というふうなことは、これは何も政令で一々そんなことを事こまかくきめなくたって、この五十八条は発動しようと思えば、当然当事者に弁明の機会を与えるぐらいなことは、これはあたりまえの話なんで、だからあなたのおっしゃるの、私はむしろ五十八条を発動しないような、殺すような方向の発言ばかりだと、実はこの間から思つておるわけです。ここはやっぱり法務省全体として五十八条の問題をとると、さらに、政府全体として五十八条の問題をとるとするならば、私は良識的にこの五十八条は発動できないといふことにはならぬと思つて、いわゆる法令を整備しなきゃ五十八条が動かできないといふようなことは、これは私は詭弁にしかすぎぬと思つて、あなたがあなたの見解はどうなんですか、あらためて聞いておきたい。

○説明員(田邊明君) 委員長の御意見のように、現行の法制が全く不備だといふことは、これは思ひます。おっしゃる通りに、権限行使を効果あるしめるためには、現在の法制を見ますと、この手続を進めるために、もう一つ非訟事件手続法といふものがございまして、御指摘のように、刑事局が所管いたしますそれぞれの検査官をはじめとして、関係省庁の各担当官は、この五十八条に該当する事実を発見したときには法務大臣に通知をするという義務規定を置いているわけでございます。したがって、その線から、おっしゃる通りに、私も刑事局とは緊密な連絡をとつておりますし、他の省庁とも連絡をとつてその種の事実を確認してこの適用に踏み切る場合があると、そういうことにならうかと考えます。したがって、前回申し上げておりました法令上の不備云々の問題点というのは、もう少し基本的な問題ばかりで、これは法律論の問題であるかもしれませんが、現行の五十八条の要件がはたしてこれを十分使え得るような要件だろうか、厳格に過ぎはしないかといふふうな問題点を意識しておつたわけでございます。本日の委員長の御趣旨のとおり、私どもはこの現行の法制に基づいて十分権限行使ができるように努力したいと、こう思つております。

○委員長(矢山有作君) もう一度ため押ししますが、要するに、法令を改めて整備をしないまでも、私が言ったような立場に立つたなら五十八条の発動は現行法令上可能であるといふことでしょうか。

○説明員(田邊明君) そういうことでござい

○委員長(矢山有作君) はい、わかりました。○小平芳平君 労働大臣が表明された所信表明については、別の機会に取り上げることになつておりますので、きょうは、具体的問題で若干質問をいたしたいのですが、まあ、その質問に入る順序としまして、大臣の述べられた「働く人の安全と健康を守る」といふ、この点についてです。安全と健康を守るというところが主眼でありながら実際にカドミウムの作業場、PCBの作業場、あるいは砒素鉱山の従業員、こういう方が非常に健康を害されている。それで、それに対する労働補償の請求をしましても、はたしてそれが業務上なのか業務外なのかといふことで、本人からは業務上だといふことをいろいろ説明しましても、実際には適用になつていないといふような数々の事例があるわけでありまして、

最初に、昨年来、私自身も何回か当委員会でも取り上げました問題ですが、砒素鉱山の従業員について、この砒素鉱山の過去の従業員については、宮崎県の松尾鉱山、島根県の笹ヶ谷鉱山、この辺の鉱山の元従業員は労災―業務上の認定を受けた人が何人かおられます。したがって、まともて質問いたしますと、両鉱山の元従業員で業務上という認定を受けた方が何人おられるか、それからどのような検診をおやりになつたか、それからどういふ給付が行なわれるか、以上三点につい

て、これは法律論の問題であるかもしれませんが、現行の五十八条の要件がはたしてこれを十分使え得るような要件だろうか、厳格に過ぎはしないかといふふうな問題点を意識しておつたわけでございます。本日の委員長の御趣旨のとおり、私どもはこの現行の法制に基づいて十分権限行使ができるように努力したいと、こう思つております。

○委員長(矢山有作君) もう一度ため押ししますが、要するに、法令を改めて整備をしないまでも、私が言ったような立場に立つたなら五十八条の発動は現行法令上可能であるといふことでしょうか。

○説明員(田邊明君) そういうことでござい

てお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(渡邊健二君) まず、松尾鉦山について申し上げます。松尾鉦山の元労働者につきましては、宮崎労働基準局におきまして、九州労災病院に委託し、昨年の四月に六十二名の元労働者につきまして第一次健診を行ないました。その結果、砒素等の影響の疑いがある者が二十五名、これにつきまして、砒素ではないが精密検査を要する者三名を含めまして、九月に第二次健康診断を実施いたしました。その過程で、第一次健診のうち五名につきましては、業務上の疑いがきわめて濃厚であるというふうに考えております。で、全体の健診結果につきましては、第二次健診の結果も含めまして、健診班に専門家を加えまして健康障害調査専門委員会、その分析評価のための検討を行なってきたところでございまして、同委員会は現在最終結果報告を取りまとめ中でございまして、近く宮崎労働基準局にその結果が報告される予定に相なっております。で、基準局といたしましては、報告書が提出されましたならば、その報告によりまして業務上の砒素中毒であると認定される者につきましては、労災保険の適用のある労働者につきましては早急に所要の補償を行なう予定でございまして、それから労災保険法適用前の人につきましては、現在、鉦業権を持つております日本鉦業に補償を行なわせるよう現在同社に対して指導中でございます。大体、同社もその指導を受け入れまして、元労働者については所要の補償をするものと考えております。それから笹ヶ谷の鉦山の元労働者につきましては、申し出がありました二名につきまして島根基準局におきまして、昨年六月から一週間、山陰労災病院に収容いたしましたして検査を実施いたしました結果、砒素中毒と認められましたので、本年一月に両名とも業務上の疾病と認定をいたしましたわけでございます。

それからなお、島根県が公害と関連いたしました住民及び元労働者を含めまして健康診断を昨年七月に実施いたし、その結果に基づき本年一月に

うち七名につきましては砒素中毒の疑いがあると発表いたしました。さらに、三月上旬にそれについての最終の検査結果が出る予定に相なっております。この七名のうち六名は元労働者であるわけでございます。で、この県が行なっております健診の最終結果が出ますならば、これらの元労働者につきましても十分にその県の健診結果を尊重いたしまして、業務上の障害と認定いたす所存でございます。業務上疾病と認められた元労働者につきましても労災保険法の適用がある労働者につきましては、労災保険によりまして所要の補償を行ない、さらに、労災保険法適用前の労働者がその中に若干含まれておりますので、そういう人たにつきましては、業務上であつたということになれば、元事業主であつた日本鉦業株式会社に実効ある補償を行なわせるよう行政指導をするのといたしておるわけでございます。

○小平芳平君 よくわかりました。

特に、この日本鉦業に、実際問題として、確かに鉦山の鉦業権者は転々と変わつておりますが、笹ヶ谷鉦山においても日本鉦業の時代の従業員です。それから、そうした従業員に対して日本鉦業が補償をすべきであるというのを国の方針として指導してくだることが非常に私は適切な措置であると考えます。

いまの局長の御答弁ですと、業務上と現実に認定されている人は、島根県の二名と、それから宮崎県のはうは疑い濃厚という段階で、まだ認定にはなつてないということですか。

○政府委員(渡邊健二君) おっしゃるとおりでございます。

○小平芳平君 とにかくもう昭和二十四年ごろ閉鎖になつた山の従業員の方たちですから、年齢から申しましても相当な年齢の方でありますので、早くそれは進めていただきたい。もちろん、早く進める方針だと思ひますが、できるだけ早くしていただきたい。

それから局長は「所要の補償」と言われますが、具体的にこれこれこういう補償が可能である

ということがわかつておられますか。

○政府委員(渡邊健二君) どの程度の補償が必要であるかということも調査の結果で明らかになると思ひますが、健診の最終結果によつて明らかになると思ひます。所要の補償」と申し上げましたのは、現在その業務上の疾病にかかれたと認められる人たちが、現在も療養を要するということであつれば療養補償給付をいたします。そのために休業を要するということであれば、その間の休業補償も行なうこととなります。ただ、昔、疾病にかかつて、現在ではすでに症状が固定しておる、したがつて、現在は療養を要しないという方々もあつて、現在すでに療養の必要はございません。したがつて、現在まで健診が進んでおる中では、鼻中隔せん孔と申しまして、鼻の両方の穴の間の隔壁に砒素中毒によつて穴があいておるような方々があるわけでございます。こういう方々につきましては、現在生じておる障害の程度に応じて労災補償法に基づいて障害補償給付が行なわれることになるわけでございます。どんな補償になるかと申しますと、鼻中隔せん孔があつて嗅覚が全くなつておる者——嗅覚が脱失している者は、現在の労災保険法の障害補償で申しますと、十二級ということ、大体、給付基礎日額の百四十日分の補償が行なわれる。それから、そこまで至らないで鼻中隔せん孔があつて嗅覚が著しく減退しているという程度の方であります。障害補償給付の十四級というところに該当し、その場合には、給付基礎日額の五十日分の障害補償費、こういうことに相なるものと考えておりますが、個々の方につきましていづれに当たるかは、健診の最終結果等によりまして個々に判断いたすわけでございます。

○小平芳平君 わかりました。

そうしますと、大臣、この方々が、まあ、私たちに言わせればどんな残酷な作業をやらせられていたか、それはちよつと説明する時間がありませ

んので省略いたしますけれども、とにかくお国のためという事で作業させられる、働く、その作業する人が砒素でただれちやうわけです。顔も手も砒素でただれちやう。一日か二日で普通の人は作業ができなくなつちやうわけです。ですから、特別にからだのじやうぶな人、砒素のただれに耐えられるような特別の健康の人がお国のためと言つて、そういう作業をやつていたわけですから。それらの方々が、いま局長が説明されたように鼻に穴があいてしまつたり、それから斑点ができておるわけですから、いま現実には、大臣、まあ、その詳しい説明は省略いたしますが、大臣からも早く日本鉦業に対して補償しなさいと、——労災のはうは十二級、十四級というふうな、そういうことがあるのは法律のたてまえでしようが、日本鉦業という企業が自分のところの元従業員に対して、名簿も提出されているわけですから、はつきりしているわけですから早く補償をするようにということを大臣からもひとつ勧告していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(加藤常太郎君) 事務当局から大臣の意向だといふので日本鉦業に対して指示いたしておりますが、なお一そう私から、社長と心やういすから日本鉦業に対して、小平委員のおっしゃるやうにひとつ処置いたしたいと思ひます。

それから最初御質問があつたように、新しい労働安全衛生法ができたのでありますが、工場の問題は、これは従来からいろいろ有害物質があつたんでありますが、最近、工場の製造工程というが、新しくなりましたので、特に化学物質を作業するといふ関係でいま砒素とかカドミウムとかPCBのいろいろな問題は、これは今後健康を守る衛生の立場から、労働者としては適切な指導を特に強力にいたしたいと、労働省の新しい方針としては、明るく豊かと、そして健康、そして安心して働ける、こういうふうな方針でありますので、かような問題に対しましては労災保険を適用して万が一不幸にしてそういうふうな立場になつた

勤労者並びに家族にも適切な補償をするように労働者としてはこれらも本格的に指導いたす所存であります。

○小平芳平君 それでは厚生省の加倉井局長にお尋ねしますが、砒素の、先ほど来申しますような作業をやっていた方々が、労災の請求をするというところで労災病院へ入院いたしました。その労災病院は先ほど局長の説明されたように数日で退院をいたしました。ところが、鳥取医大へそのまま入院させまして、それで鳥取医大では約三ヶ月入院しておりますが、その間何をされたかといますと、特に綿密に——入院なさった弘中留吉さんという方ですが、事ここまに記録をとっているんです。この方の記録によりますと、皮膚を切り取られること四十八カ所、これは宮崎県の砒素被害者もそうでしたが、入院するときは元気で入院したんです。ところが、そう何十カ所も皮膚を切り取られるものですか、あんまり傷が大きいからといって今度はおしりの皮をはいてこつこつつけるとか、今度退院してきて寝込んでしまったというふうなことがあつた。そういう荒療治をやられたのは、とても私たちとしては労災の請求を出しなさいとすること自体ためらつちやうわけです。そこで、大学病院へ行きましてどういふことをおやりになったかということを探ねたわけですね。そうしたら、病院では、ガンができていふやうなですね。老人性角化症、それからポーエンですか、私、医者でないものですか……。ポーエンあるいは老人性角化症、ポーエンの場合は皮膚ガンだということなんです。したがって、皮膚のガンを切り取ったんだと、あるいは放射線の治療をしたんだということなんです。したがって、専門的な局長にお聞きしたいことは、そういう砒素の鉱山で働いていた人は、皮膚ガンにいつなるかわからない、あるいは現に皮膚ガンになっている、その辺の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(加倉井駿一君) 御指摘の弘中留吉さんにつきましては、なお、私も十分鳥取医大

に問い合わせまして、真相につきまして究明したいと思ひますが、現在のところ専門家の意見といたしまして、砒素は先生御承知のとおり昔、変質剤といたしまして医療にも使つてございまして、現在でも皮膚科の領域等におきまして適応のある場合には厳密な管理のもとに使用してございまして、砒素は御承知のように皮膚の過敏性を高める作用がございまして、その結果砒素によりまして御指摘のような角化症とか黒皮症というふうなことを起こすことはよく知られてございまして、砒素で皮膚ガンが発生したという報告も若干ございまして、その専門的な評価につきましては必ずしも明確ではございません。ある化粧水として用いられますホルレー水というのがございまして、これは一〇〇程度の亜砒酸を含んでございまして、これを使ひました者が二十年あるいは三十年、長期間にわたりました間にガンが発生したという統計的な事実を記載いたしました書籍もございまして、それからまた、ラインの下流域でブドウを栽培しておりました者が、害虫駆除のために砒素を使ひまして、慢性中毒にかかり、そして特異な皮膚ガンを発生したという記録もございまして、現在のところ、たとえばアメリカのNIH等の発ガン物質の調査書によりますと、砒素の発ガン性につきましては非常に否定的な報告がございまして、必ずしも現在の段階におきましては、砒素と皮膚ガンとの因果関係につきまして、明確な指摘がなされてないのが現状というふうに私も考へております。

○小平芳平君 局長、では鳥取医大に尋ねてみて下さい。私が伺つたときには皮膚ガンが発生している、それが砒素であると初めから断定は確かにできたいけれども、皮膚ガンが皮膚にたくさんできていふ。その人の経歴の中で、何がほかのお年寄りや違うか、それは砒素を扱つていたという以外には考えられないというところから、砒素によつてガンが発生するということはきわめて影響が大きいものと考えられるということ、あるいはブドウ園で砒素を殺虫剤に大量使用した、その地域にガン患者が多発している。その他砒素とガンの関係の資料がこんなに山とありまして、これが砒素とガンの関係の資料なんだというふうにお話をしておられましたから、それは尋ねて下さい。その続きはまた別の委員会を取り上げることにいたします。

それから次に、PCBの被害です。PCBを取り扱つていた工場では、新聞には労働者に被害が発生しているということが報道されますが、労働省としてはどのような調査をおやりになったか、その点まずお尋ねしたい。○政府委員(渡邊健二君) 労働省としては御承知のとおり特定化学物質等障害予防規則に基づきまして健康診断等の義務をPCB取り扱い事業場に対しては課しておりますわけですが、現に取扱いに課しております事業場に対してはなしたに、昨午通牒をもちましてすでに取り扱いをやめた事業場に対しまして、過去にそういうものを取り扱つた労働者に対して特化則と同様の健康診断を実施するよう通牒で指導いたしまして、そういうもののフォローアップの健康診断につとめておるところでございます。

なお、そのほかPCBによりまして慢性中毒等につきましましては、なお、解明しなければならぬ多くの問題がございまして、四十六年度におきましても、そのための調査を実施いたしておるところでございます。それからまた、四十七年度におきましても、PCBの近ごろできております代替品につきましましての有毒性の調査等々をいたしまして、PCBないしはそれにかわるものにつとめての有毒性の解明等につとめておるところでございます。

○小平芳平君 したがって、労働省自体は調査は何もしてないということですか。労働省でおやりになった調査の結果どうでしたかということを探ねておられるわけですか。

○政府委員(渡邊健二君) いま申ししたのは、労働省の労働衛生研究所が調査いたしておりますものでございまして、労働省として調査をいたして

しておるわけでございます。そのうち、すでに結果が出ておりますもの——現在調査中のものもございまして、結果が出ておりますものについて申し上げますと、昨午の四月に労働衛生研究所がPCBの慢性中毒等を解明いたしましたために、PCBを製造し、または、使用しております七事業場につきましまして作業環境調査をいたし、さらに、百三十三名について調査のための健康診断を実施いたしております。その結果が出ておりますが、それによりまして、作業環境中のPCB濃度につきましては、労働者が作業いたしております作業位置についてはおおむね特化則で定められております抑制濃度以下でございましたけれども、タンク等特殊な場所におきましてはそれを上回る個所も出ておるわけでございます。それから、それら百三十三名の労働者の健康診断をいたしました結果について申し上げますと、臨床的には現在治療をしなければならぬような者はございせんけれども、たけれども、一部それらの労働者の中には、皮膚症状を呈している者あるいは血液中のPCBの濃度等につきましまして要注意の段階にある者等を認めたとところでございまして、それらの調査結果は、今後の行政指導につとめて、たとえば、その調査結果に基づきまして作業環境の測定の方法等につきましまして、昨年七月新しい指針をつくる際にこれを取り入れて、その新しい測定方法を公表いたしておりますし、あるいはPCBにかかると健康診断につとめては、ただいま申し上げましたような調査結果の問題点につとめて今後検討いたしまして、今後の検診項目等の整備をはかつてまいらる資料にいたす所存でおるわけでございます。

なお、先ほど申し上げました過去にPCBを取り扱つた労働者の健康診断等につきましても、昨午のそれら労働衛生研究所の調査結果等を参照いたしまして、特化則上はその義務がないけれども、行政指導によつてその実施を勧奨、指導しておるといふようなことを進めておるわけでございます。

○小平芳平君 この労働衛生研究所の調査は、私も非常に驚いているわけです。それは皮膚症状が見られる人がB工場は四十二人中二十二人、半分の人が皮膚症状、E工場では八人中四名、そうした皮膚症状を訴えておられる方、あるいはA工場では胃の不調を訴える者が多い、二十三名中八名、ですから、これだけの結果を得ながら去年の三月―四月におやりになったこの調査ですね、これだけの結果を得ながら何をなさったか。要するに、いま局長も述べられたように、この方々が単なる皮膚の症状だけで済むものかどうか。あのカネミ油症患者のようにいまだに赤ちゃんと生まれると黒い赤ちゃん、あるいは生まれた日に歯がはえていた、そういうように、このPCBの毒性がい切れるかわからないわけでしょう。それにもかかわらず、これだけの作業をやっている人たちが異常を訴えておられることを労働衛生研究所で発見しておりながらどういふことをおやりになったのですか。

○政府委員(渡邊健二君) 先ほど私からも御報告申し上げましたように、皮膚症状その他注意すべき症状が出ておられるわけでございます。ただ、その調査の際に生化学的な検査も実施したわけでございますが、それによりまして、肝臓機能の検査、脂質代謝の検査等々の結果ではなお正常の範囲内であって、いま、それらの人が直ちにPCB中毒であるということではないという結果が出ておられるわけですが、先ほど私も申し上げましたとおり、正常の範囲内といつても要注意の段階にある方々が少なからずおられますので、そういう結果に基づきまして、先ほど申しましたように、すでにPCBの取り扱いをやめて特化則上は健康診断等の実施義務がない事業場につきましても、行政指導によって特化則に基づき健康診断と同様の健康診断をさせるよう行政指導を続けて、そういう方々についても自後の経過を健康診断によってフォローするようにいたしておるところでございます。

○小平芳平君 要するに血液の中の、あるいは脂肪の中のPCBの蓄積が、もうほとんどカネミ油症患者と同じか一歩前にきている人が発見されたということでしょう。ですから、そういう今後のもちろん追跡調査も必要です、それからもう少し従業員の、作業している労働者の安全を守る、健康を守るというところに重点を置いていただかなければならぬと思うんです。先ほどの大臣の所信表明に反するわけですが、そういうことでは。それが一つ。

それから次にまた、加倉井局長にお尋ねしたいのですが、PCBはからだの中に蓄積するものかどうかですね。要するに、衛生研究所の調査の発表ではある程度までは蓄積しないということなんでしょうね、結論が。血液の中に〇・四ないし一P M程度で一応定常状態に達し、動続年数が十年の者でも一年未満の者でもPCBの蓄積に変わりはない。したがって、厚生省で食品の暫定基準をつくりましたね、それはなぜかといえ、絶えず五P Mの魚をとって食べればからだの中へ蓄積していつて危険が発生するといかないところ、暫定基準をついたわけでしょう。それはほとんどない間違いだという報告なんです。よく新聞などで何P Mの魚をどれだけとり続けたらどれだけの蓄積するであろうかというナンセンスだといふような書きぶりなんですけれども、これについてはどう考えられますか。

○政府委員(加倉井駿二君) 先生の御指摘のように、カネミ油症の場合の症状等からいたしましてやはり体内に蓄積したことによりまして自後の症状が起ったというふうに私は考えております。すけれども、ただ、微量の場合にどういふふうな経過をとるかということにつきましてはまだ私勉強が足りませんので、十分存じておりませんけれども、その限界等につきまして目下検討中だといふことだろうと思っております。ただし、先ほど申し上げましたように、大量摂取した場合には体内に蓄積することは明らかだろうと、かように考えております。

○小平芳平君 労働省はそういう専門じゃないかもしれないけれども、局長ね。要するに蓄積しない、血液の中にはある程度たまるけれども、ある程度までいけばあとは一年働いても、十年働いても何ら影響はない、関係ないという、この結論はどうなんですか、労働省はどう受け取ったわけですか。

○政府委員(渡邊健二君) 労働衛生研究所の研究結果は、先ほど申しました七工場、百三十三名の人間についての調査結果としてこうであったという事実を研究所が発見いたしましたわけであつたといふので、それによれば、動続年数が長い者がそれだけ多いという結果は出ていないという事実を調査結果として発表したものでございまして、先ほど厚生省のほうからお話ございましたように、微量の、毎日とっておりましてそういうPCBの蓄積がどうなるかという点については、まだまだ今後研究しなければならぬ問題が医学的に非常に多いように、私しろうとでございしますが聞いております。衛生研究所におきまして、このPCBの体内蓄積の問題につきましては四十八年度も研究テーマとして引き続き研究をいたすことに相なっておりますのでございまして。今後とも一そうそういう点について研究を進めてまいりたい、かように考えております。

○小平芳平君 次に、東京都公害局が六十工場、三百数十人の調査をされたでしょう。公害局が労働者の健康調査をすること自体、ちょっと本来なら労働省のやるべきことを労働省がなかなか進めないからそこで公害局がやったんじゃないですか。その結果は聞かれていますか。

○政府委員(渡邊健二君) はなはだ失礼でございますが、東京都がやった公害の調査というものは、ちよつと私もいま存じておりませんので、至急調査をいたして調べてみたいと存じます。

○小平芳平君 きょうのちよつとと申しておいたんですかね。労働省の取り組みを、先ほどの大臣が述べられたとおりの取り組みを私は要望しまして、次へ参ります。

カドミウムによる健康被害者、これは四十七年十二月二十一日に五名のうち一名が業務上、それから四名が業務外、つまり合計五名ですが、この一人が業務上、四人が業務外ということで発表されておりますが、これは、このとおりですか。

○政府委員(渡邊健二君) そのとおりでございます。

○小平芳平君 そこで、問題は、結局、専門的な検診の結果、業務外だといふふうになされることについてとやかくは申しませんが、一体業務外とされた四人の方がどういふ検診を受けたのか、何によつてあなたは業務外という決定をされたのか、それはどうですか。

○政府委員(渡邊健二君) これは、カドミウム中毒であるということに補償請求が出されておりました五名の方々ににつきまして、業務上、業務外を医学的に検討いたしましたために、労働省で四十六年の八月に専門家十三名を委嘱いたしましたカドミウム中毒研究委員会というものをつくったわけでございます。これは、労働衛生サービスセンター所長の久保田博士を長といたしまして各大学の先生あるいは労災病院の院長その他カドミウム関係の専門家といわれる方々十三名を御委嘱をいたしましたのでございまして、この委員会におきまして小委員会を八回、委員会を五回開催されました慎重に検討をされたわけでございます。この委員会の先生方は、直接自分ではそれらの患者の検診をされたわけではございませんで、それぞれその患者の方々がつかつておられる医師の方々から出されております診断書、カルテ、各種の検査結果、エックス線写真、それから働いておりました作業につきましても監督署の調査結果等々の資料に基づいて、そういう資料をもとにして検討をされた結果、全員の異議なき結果報告ということ、五名のうちの一名は業務上のカドミウム中毒、それ以外の方々はそれに当たらないという判定をされたわけでございます。

○小平芳平君 そこで労働省に、こうしたのも――カドミウムあるいはPCBというふうな新

しい物質による職業上の被害かどうかということ。そういう場合は、研究委員会をおつくりになるのはけっこうですが、やはりもっと直接検査するように要請していただきたいと思うのです。全員異議なく四名は業務外ときましたと言われますが、中の研究委員会の委員の方が、直接検査すべきだという意見を主張したのだと、けれども、結局検査はしないで書類審査だけで業務外ときました。その点、このように言うていくわけです。ですから、大ぜいの数多いあるいは大体類型のはっきりしている職業上の被害者については、それは書類で行なわれることが当然でしようけれども、いままさようなカドミウムとか、PCBとか、それがどの程度の被害が発生し、その被害が今後どうなっていくかということが医学上も明確でない、あるいはその医学上の論争がいまなおあるというような問題については、なるべく直接検査し、直接患者に当たるような方針でやっていただきたいと思うんです。いかがですか。

○政府委員(渡邊健二君) このカドミウム中毒研究委員会もそうでございます。そのほかの各種の職業病についての同様の専門委員会もそうでございますが、私もそういう委員会の専門家の方がどのようなかで研究をされるかということ、会の運営を含めまして委員会に御一任を申し上げておりますわけでございます。したがって、委員会の中ではいろいろメンバーの方の御討議があつて、一定の研究をお定めになり、それによって結果を出していただいておりますわけでございますが、それらの先生方は十分医学的な見地、高度の見地から必要な調査方法をおきめいただいておりますものと考えておりますけれども、今後ともそういう場合にできるだけ慎重な上にも慎重な態度で研究をしていただきますよう労働省としては取り計らつてまいりたいと存じます。

○小平芳平君 大臣、私の言っている趣旨は御了解と思いますが、要するに、必ずしも医学上はつきりしてない、将来どういふ被害が発生するかというような新しい化学物質によるそうした労働災害については、それは会の運営も、研究委員会に運営そのものをおまかせしてあるという趣旨もわかりますが、やっぱり依頼する大臣としては、あなたは業務外ですと決められた方の中で、自分も専門的な検査を受けたら、こう言っているんです、現実には、確かに近所のお医者さんで受けた診断書は提出をいたしました、自分もカドミウムに専門的な、そういう医師の検査を受けたと言っているんです。にもかかわらず、いやいやもう専門家がきめたんだからあんなどうせだめだと言ひ切るか、言い張るか。それとも、なるべくそうした新しい問題は専門家がなるべく直接検査をする、現地へ行く、そういうようなことを積み重ねていっていただきたいという、この私の主張は大臣どうですか。

○国務大臣(加藤常太郎君) いまのカドミウムの中毒研究委員会、これは私も聞いたのであります。が、名前から見ても、現在の日本のような研究会としては最高のものでありますけれども、また労働衛生研究所でPCBの問題、いろいろこれは研究すると。これもまあなかなか、この間観察いたしました、いいですが、どうもいま小平議員から御指摘のように、まあ先ほど大橋議員のときにも、どうも私見て、こう隔靴掻痒というか、歯がゆいんです、いろいろ役所のやっていることが、それでかつてに宮城の本部長を呼んだ。これは個人的関係から呼んだのは間違いありませんが、この広山さんは、この問題に對してもう少し直接これが出てくるように、いまの小平議員から御指摘のような方法に……。大体こちらは何というか、役所に育った男でないで、理屈よりはもうちょっと効果があるようにというふうな気持ちで、この間うちから役人と相談しておるのであります。が、なかなか大臣こう思つても、いろいろな、何だかんだか理屈ばかりあつて、もう一つこうかといかないと、こういうことは感じております。今後かような問題に對してしましても、ほんとにうちに突實的にいろいろ希望が達成できるように、行政指導を私としては十分やる考えであります。

○小平芳平君 これで、私の質問あと一問で終わりますが、これもまことに歯がゆい問題でして、大臣、これは要するに産業労働者の労働災害は労働省が所管しておられますが、農業者は労働省の方々がけがをした、農業者が被害を受けたということは労働省の所管ではなくなつちゃうわけですね。しかも多いんです。相当多いんですが、きょうは農林省の方おられますか。――農業者労働共済というのがあるんですね。この農業者労働共済では、まことに実際の農業者の方が受ける被害、災害に對しては手ぬるい、きわめてこのままで置いては不備だというふうに感じませんか。

○説明員(有松見君) 御指摘の農業者により被害が第一に農業者により、これはまあ農業者の中にも人間に、使用いたします方々に對して危険性のある農薬、まあ、程度においていろいろございまして、これに對してはまずもってそういう危険が起らないようにという指導を、これは厚生省とも一緒にになりまして通達その他の方法によつて指導をいたしております、最近、特にその指導も強化してまいつておる、こういうことでございまして、ただ、御指摘の共済制度で十分ではないのではなかつたかという点でございますが、共済でも一部何と申しますか、急性な被害で、農業者が傷害保険、傷害共済に加入をして、しかも使用にあたりましていろいろ注意しておるわけですが、その注意を守つたにもかかわらず、なおかつ、被害が起つたという場合には対象になる次第でございます。

○小平芳平君 まあ、この問題は農林省の方、こゝでいま詳しくはやりませんから、また別の機会にいたしますからね。それで結局、いまの農業者労働共済では動力農具だけが対象なんです。労働共済では動力農具だけが対象ですから農業者に入らないわけですよ。そうじゃないですか。しかも掛け金が高い、企業がなからね。企業負担と

いうものがないから掛け金が高い。そしてなかなかこのままでは十分な労働災害補償とまでいえないと、現実についていけないというのが現状でしょう。そうじゃないですか。

○説明員(有松見君) 先ほど申しましたように、農業者により被害の防止につきまして私も徹底して指導をいたしておる次第でございます。特に昨年通達を出しまして、まあ、被害の実態の調査をするということでも把握につとめておるわけでございますが、その調査におきましては、これは毎年一回提出をするということになっておりますが、特に著しい被害、これはたとえ死亡その他の著しい被害、あるいは新しい被害が発生いたしました際には、そのつど報告をするという通達を去年の九月に出しておりますけれども、四十七年度におきましては、まだ、そういう具体的な事例につきましてさらに検討したいと思ひます。

○小平芳平君 大臣、農業者の災害についてはまた別にいたしますが、まあ大臣として、産業労働者は労働省の労災保険があるけれども農業者の方はそういう災害補償がないというのが現状なんです、実際上ないわけですよ。それから農業者は、被害を受けないように注意してと言つても、現実には手な

りたいと思います。

○国務大臣(加藤常太郎君) 小平さんの発言でありますけれども、最近農業関係者が、委員長のところなり、香川県などは兼業農家が多くなって、農民であっても労働者であることが多くなつたんです。そういう関係で農業の被害というのは、カドミウムとかPCBとか砒素より、これは一般住民——農民は相当な農産物の増産のために使用しなくちゃならぬが、なかなかこれは大いに研究課題であり、特に最近御承知のように、ある方によつては、機械作業をなさる方は労働者と同じ特別にそれに当てはまると、こういうような方法もとつておりますが、今後農業の被害の問題に對しましては、労働者として、これはほんとうは農林省のほうが本格的にやるのが当然でありますけれども、地方によつては、これは労働者と農林省とがよく話し合つて、これに對するいろいろな被害の対策、いま浜松の松本さんの話もあります、私の郷里もミカンが多いのであります、相当やられた方があつて、これは先生どうなるのだ、というようなことを言われて、ミカンなどやつてゐる方は専業であります、これはちょっとお困るな、というような関係もあつて、今後十分御指摘の点を労働省としても本格的にひとつ検討したいと思つております。

○委員長(矢山有作君) 本調査につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(矢山有作君) 次に、派遣委員の報告を聴取いたします。高橋文五郎君。

○高橋文五郎君 先般、本委員会の決定に基づきまして、矢山委員長、石本委員、須原委員、柏原委員、中沢委員、それに私高橋と、現地参加の川野辺委員、藤原委員で、一月十七日、十八日の二日間、静岡県における心身障害児者の福祉に関する実情を調査してまいりました。

県から心身障害児者の実態及びその援護施策について説明を聴取した後、県立身体障害者更生指導所、県立点字図書館、社会福祉法人天竜厚生会を視察いたしました。

以下、簡単に調査の概要を御報告申し上げます。まず、県下の心身障害児者の数は、身体障害者四万一千四百七十九人、身体障害児二千六百七十八人、これに精神薄弱児者一万五千人を加え、約六万人と推計されております。

身体障害者は人口千人に對し十四人で、全国平均の十七・九人に比べれば低い率となつております。障害別では、肢体不自由者が全体の六五%を占め、視覚障害、聴覚障害の順となつております。手帳所持者の原因別では、後天性疾病が五八%で最も高く、次いで先天性疾病、労働災害の順となつております。また、重度の障害者が次第に顕在化してあります。

これら心身障害児者の福祉対策として、本県では、総務部長、民生部長、衛生部長、教育長の四名からなる静岡県心身障害児者総合対策委員会のいわゆる四人委員会が中心となり、対象児者の実態把握、発生予防を含めた総合福祉対策の策定及び実施推進等を行つております。

県独自の対策としては、在宅身体障害者のための社会復帰事業、心身障害児者施設に對する重度加算金の支給等が行なわれております。そのほか、重度障害者の自立更生の促進をはかるため、全国に先がけて身体障害者福祉工場を設置し、働く重症障害児対策として社会福祉法人十字の園に定員四十名の「おおぞらの家」を開設してあります。

次に、施設の整備状況を見ますと、さきの四人委員会の民間に助成していく方針のもとで整備が進められております。四人委員会の施設整備の実績は、心身障害児者関係では、四十二年度から四十七年度までに三十二カ所、定員一千五百二十四名の収容施設が整備されております。

次に、心身障害者の雇用対策について見ますと、本県においては職業紹介事業の推進、就職後の職場適応事業の充実、就職者の把握につとめて

いるところであり、現在職業安定所に登録されている障害者は二千八百八十三人で、そのうち精薄者は七百四十六名であります。就職中の者は二千五百二十二人で、そのうち精薄者は七百一十名となつております。

身体障害者雇用率は県では二・〇七%、市町村一・六七%、民間一・三%で、民間が法定雇用率ぎりぎりという状態であり、また、全国に十カ所ある身体障害者職業訓練校が県に設置されてないため、県外の訓練校で訓練を受けている実情にあります。

次に、静岡県における専門職員の現状を見ますと、医師、看護婦については、全国的に不足しているところであり、特に、医師は昭和四十六年末において、人口十萬對九十二・四で、全国平均の百十七・三を著しく下回つております。医科大学の本県設置が決定しておりますので、その養成が待たれるところであります。

また、看護婦が不足している施設が多く、中でも、重症心身障害児施設において欠員が目立つております。手のかかる重症心身障害児を世話するための労働条件がきびしいためであります。したがって、労働条件、処遇の改善、人員の確保は、重要な緊急問題であります。

次に、家庭奉仕員について見ますと、身体障害者家庭奉仕員は二十二人で、町の職員一人、市町村社協職員二十一人であり、重症心身障害児家庭奉仕員は二十九人で、市町村職員六人、市町村社協職員二十三人となつております。家庭奉仕員の問題としては、身分保障と、もう一つは給与を察母並みにするといふ点にあるので、これらの改善が必要であります。

なお、県より心身障害児者施設整備の施設整備基準単価、国庫補助の増額を行なつてほしいことと、また、身体障害者国鉄運賃割引制度について、現在内部障害者が適用除外されているので、これを適用の対象に加えてほしいとの強い要望がありました。

次に、視察しました施設について申し上げます。まず、県立身体障害者更生指導所を視察いたしました。指導所の入所生は現在四十名であります、そのうち一級から四級までの重度・中度のものが全体の八〇%、最劣の知能指数に分類されるものが四〇%で、身体的・知能的に重度化の傾向にあります。この重度化の原因は、中・軽度のものは治癒し、あるいは就職が容易になつて退所していったこと、身体の障害に精神薄弱が加つたものが多くなつてきていることなどによるものであります。

更生訓練は、謄写タイプ、毛糸手芸、時計工芸、及び和洋裁の四種目について行なわれております。将来は、写真植字印刷、旋盤等を訓練に取り入れていくことを希望しております。毛糸工芸は、下肢障害者には適職と考えられますが、編みものだけでは生活が困難であります。和洋裁は徒弟制度であるため収入を得るのがなかなかむずかしい状況にあります。

昭和四十六年度の修了生の社会復帰の状況を見ますと、二十三名中就職した者は十名で、その他の者は身体障害者訓練校での訓練、養護学校への進学、家事の手伝い等をいたしてあります。このように障害者の職場確保が困難であり、自宅において収入をはかることは職種によつてはむずかしい状況にあることから、更生指導所での訓練科目を検討されなければならないと考えられます。

リハビリテーション専門職員は全国的に不足しているところであり、ここでも理学療法士が欠員で、近くの静岡療養園より派遣された理学療法士に指導員が指導されながら入所生を世話している実情であります。リハビリテーション関係職員は、このような施設には特に必要でありますから、その早急な充足のため国による養成が望まれております。

次いで、県立点字図書館を視察いたしました。ここの蔵書は、点字図書で館所有のもの千百二

十冊、厚生省より委託されているもの二千九百三十四冊で合計四千五百四十四冊、テープ図書は館所有のもの四百五十巻であります。館に登録されている盲人の読者数は県外の者を入れて二百二十八人であり、県内の視覚障害者約八千人に比べて少ない登録者となっております。関係者の話ではPRの不足にもありますが、東京、大阪等のよい蔵書の多い図書館を利用するので、登録者が少なくはなっているとのことです。したがって、蔵書はこの地方の特徴ある内容のものをそろえる必要があるという説明でありました。

点字図書館に対する今後の問題として、後天性の障害者は点字が読めない、あるいは点字を覚えるのに時間を要することから、テープ図書の需要は増すものと思われております。国によるテープ図書の増冊対策が必要ではないかと思ひます。

翌日は、天竜市の障害者総合施設天竜厚生会を視察いたしました。

厚生会は、昭和二十五年に結核患者のアフターケア施設として厚生寮が開設され、その後、国有財産の土地一万四千四百六十六坪の払い下げを受けるなどして、現在は重度精神薄弱児施設「あかいし学園」、重度精神薄弱者更生施設「赤石寮」、重度身体障害者療養施設「厚生寮」、救護施設「清風寮」、身体障害者福祉工場「天竜福祉工場」、それに特別養護老人ホーム「百々山寮」を合わせ持つ総合施設となっております。このほか富士宮に特別養護老人ホーム、浜松、掛川に四つの保育所も併設されております。この運営は、県の大井川以西の広域地方行政と一体となって地域社会のニーズにこたえ、児童から老人までの、特に、重度障害児者を中心とした楽園づくりを目ざして行なわれております。

現在、あかいし学園が四十九名、赤石寮が五十名、厚生寮が百十名、清風寮が百十名、百々山寮が五十二名、天竜福祉工場が三十九名、会計四百十名入所しており、そのほとんどが後天性疾病によるもので、脳性麻痺の者が五〇％近くを占めて

おります。重度障害児者の死亡率は最近次第に低くなっており、施設入所対象者は増大する一方で入所者は長期化しております。これに対処するため、施設の事業を管理部門においては労働力を少なくして、機械化により効率をあげ、その余力を集中管理し、入所者に分配するという方針をとっております。重度障害児の世話には他の施設の看護婦の流用、あるいは暫定的に資格を持たない近郊の主婦たちの手で行なわれております。

このような総合施設を円滑に運営するには、労働力の省力化も必要であります。あわせて障害者の入所の長期化に備え、段階的年齢構成からなる適正規模が前提条件であるということでありました。

次に、天竜厚生会の特徴の一つは、定員五十名の身体障害者福祉工場を設置していることであります。工場は昭和四十七年十月に発足、天竜市の矢崎計器株式会社と提携、ガスメーター等の解体、組み立てを行なっております。将来は現在定員の二倍を目標としております。就労者の障害程度は一、二級が最も多く二十四名で、三ないし五級は十五名となっており、補装具として車いすを使用している者十八名、松葉杖を使用している者七名、その他十四名で合計三十九名であります。宿舎は廊下伝いに通勤できるところにあり、勤務形態は一般工場の雇用者と同様で、最低賃金以上の給与が支給され、各種社会保険も適用され、八時間労働が採用されております。作業能率は一般健康者と比較すると、その八五％程度であります。これは障害者であるため、労務、健康管理上やむを得ない事情によるものであると説明されました。当工場の将来の問題としては、現在の就労者中公的年金の受給者と年金収入のない者との間の総収入上のアンバランスであります。同一作業を行ない、同一宿舎でともに生活しているにもかかわらず、総収入に著しい差のあることはやむを得ない事情によるものと言え、好ましいことではないので、何らかの配慮が必要であらうと思ひま

す。また、障害者が高齢に達しあるいは病状の悪化等により作業が困難となった場合、引き続き厚生会の養護施設に入所できる制度が保障されるかどうか心配されるところであります。

次に、天竜厚生会の現状に対する問題としては、四百十名の障害児者を収容する総合福祉施設において専属の医師が欠員となっておられるということであり、早急に専属の医師が充足されねばならないと考えます。

また、厚生会から重度精神薄弱児者の重度加算は本施設では五十名の入所者に対し、二十名までしか加算されないで費用の不足に困っておりますので、実情に沿うような国の加算基準の緩和を要望されました。しかし、最近県より一人月額二千五百円の加算金が支給されるようになっております。

以上で静岡県の報告を終わりますが、県及び施設から提出されました資料を会議録の末尾に掲載させていただきます。

【参照】

心身障害者関係事業概要 (昭和48年1月)

心身障害者社会復帰の促進

事業名	予算額	説明
補装具給付事業	32,160千円	盲人安全つえ、補聴器、義肢、車いす等 1,806件
更生医療給付事業	13,346	心臓手術、人工透析医療、一般更生医療 98件
社会適応訓練事業	643	盲導犬、盲生生活訓練事業、ろうあ者日曜教室開
心身障害者(児)療養施設	1,000	心身障害者(児)の雇用促進と定着指導の実施
心身障害者スポーツ大会開催事業	7,085	県大会、地区大会の開催、及び全国大会、パラスポーツ大会(西ドイツ)への参加
身体障害者運転免許取得促進事業	2,300	免許取得費(50,000円)の補助及び自動車学
身体障害者相談員設置事業	1,490	相談員 358人
身体障害者診療更生相談事業	800	身体障害者の医学的診断、判定を日赤ほか7病院に委託し、障害者の更正をはかる。
身体障害者福祉施設施行事務	7,243	身体障害者福祉法の執行に要する事務経費

設から提出されました資料を会議録の末尾に掲載させていただきます。

○委員長(矢山有作君) 別に御発言もなければ、派遣委員の報告はこれをもって終了いたしました。

ただいまの高橋文五郎君の報告中に御要望がございました資料の会議録掲載につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(矢山有作君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十分散会

2 重度身体障害者援護

事業名	予算額	説	明
身体障害者家庭奉仕員設置事業	千円 6,438	静岡市ほか15市町、22人	
重度身体障害者日常生活用具給付事業	1,909	浴そう、湯沸器、便器、特殊寝台	の給付
在宅重度身体障害者訪問診療事業	600	訪問世帯 220	
身体障害者福祉工場建設補助及び運営費補助	40,794	福祉工場 定員50人 建設費補助 37,584千円 運営費補助 3,210 "	
重度身体障害者授産施設整備費償還	4,309	重度身体障害者授産施設「三幸協同製作所」建設用地取得に伴う交付公債償還金	

3 収容援護の実施

事業名	予算額	説	明
更生援護施設収容委託事業	千円 168,228	厚生寮ほか更生援護施設への収容委託 延 3,528人収容委託	

4 身体障害者更生援護施設の運営及び補助

事業名	予算額	説	明
身体障害者更生指導所費	千円 12,156	肢体不自由者収容施設	定員 70人
後援指導所費	11,106	内部障害者収容施設	定員 70人
身体障害者福祉会館整備事業	1,000	会館改築工事 盲人用タイプライター購入	
点字図書館運営補助	4,514	点字図書館の運営を補助	
盲人ホーム運営補助	930	盲人ホームの運営を補助	

5 中央身体障害者更生相談所費

事業名	予算額	説	明
中央身体障害者更生相談所費	千円 2,433	身体障害者の医学的、心理的、職能的判定及び 相談を行なう更生相談所の運営費である。	
計	320,484		

1 施設設置対策

心身障害児・者対策費

事業名	予算額	説	明
精神薄弱児施設	千円 42,234	設置経営主体 賀茂地区事務管理組合 場所 伊豆つくし学園 収容定員 50人 建設費 R.C. 1,588㎡ 129,522千円	
重症心身障害児施設	83,976	設置経営主体 社会福祉法人「十字の園」 場所 おおぞらの家 収容定員 40人 建設費 R.C. 1,814㎡ 129,883千円	
精神薄弱者更生施設	47,798	設置経営主体 社会福祉法人「聖徳保美園」 場所 やまばと成人寮 収容定員 30人 建設費 R.C. 1,586㎡ 99,405千円	
精神薄弱者授産施設	36,383	設置経営主体 富士市 場所 くすの木学園 収容定員 30人 建設費 R.C. 841㎡ 67,500千円	
計 5 施設	233,238		

2 施設収容等措置対策

事業名	予算額	説	明
精神薄弱児施設措置費	千円 369,854	県立2施設 市町村立7 法人立6 計15施設	
精神薄弱児通園施設措置費	31,554	市立3	
重症心身障害児施設措置費	86,631	国立療養所2	
肢体不自由児施設措置費	179,389	県立3	
精神薄弱者更生施設措置費	74,460	県法人立1 法人立8 計9施設	
精神薄弱者授産施設措置費	8,600	市法人立1 法人立3 計4	
計	750,488		

3 施設助成対策

事業名	予算額	説	明
心身障害児通園施設助成事業	千円 2,219	小規模心身障害児通園施設の運営費に対する助成(昭和47年10月より制度化) 対象 〇浜松市 〇島田市 補助率 1/3	
心身障害児通園施設訓練機材助成事業 (県単独)	600	小規模心身障害児通園施設の訓練用機材に対する助成 対象 6施設	
心身障害児施設特別加算金 (県単独)	1,755	県外児童福祉施設に対する助成 重症心身障害児施設 (月)13,000円×10人×12月=1,560千円 盲児施設 (月)3,800円×2人×12月=92千円 ろうあ児施設 (月)600円×2人×12月=14千円 肢体不自由児施設 (日)243円×1人×365日=89千円	
重度心身障害児・者施設重度加算金		重症心身障害児・者施設に対する助成 重度 (日)248円×180人×365日=16,294千円	

(国庫助成)	28,518	重度精神薄弱者 (日)262円×100人×365日=9,563千円 肢体不自由 (日)243円×30人×365日=2,661千円
(県単独)	8,250	重度精神薄弱児・者 (月)2,500円×275人×12月=8,250千円
計	41,342	

4 在宅支援対策

事業名	予算額	説	明
家庭訪問指導事業 (県単独)	千円 4,600	心身障害児・者の家庭を訪問、激励と健康管理及び生活指導等を行なう。 対象 1,300人	
母子レクリエーション事業 (県単独)	750	心身障害児・者及びその母親等にレクリエーションの機会を与え慰安激励する。 対象 2,000人	
一日保育事業 (県単独)	1,000	臨時保育所を開設して心身障害児・者を介護して、母に休養を与えるとともに機能回復訓練及び生活指導を行なう。 対象 6,000人	
特別巡回診療療育事業 (県単独)	400	重症心身障害児・者の療育相談に応じ、医学的、心理学的判定を行ない介護方法を指導する。 対象 100人	
身体障害児短期療育事業 (県単独)	1,131	身体障害児の療育相談、機能回復訓練を行なう。 対象 600人	
重度障害児日常生活用具給付事業	816	重度身体障害児の家庭に日常生活用具を給する。 浴槽10、湯沸器8、便器5	
精神薄弱者相談事業	762	精神薄弱者相談員により精神薄弱者又はその保護者等の相談に応じ必要な指導を行なう。 相談員 150人	
心身障害児家庭奉仕員派遣事業	8,740	心身障害児・者の家庭に奉仕員を派遣し必要な相談、助言指導を行なう。 奉仕員 29人	
身体障害児補装具の交付及び修理事業	6,000	身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、補装具の交付及び修理を行なう。 対象 250件	
特別児童扶養手当給付事業	(事務費)1,200	重度の心身障害児を有する保護者に手当を支給する 対象 900人 対 象 額 (月額)4,300円	

心身障害者扶養共済事業	40,000	心身障害児・者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が毎月一定の掛金をかけ、保護者が死亡又は廃疾となった場合、残された心身障害児・者に年金を支給する。 掛金（月額） （保護者が35才未満 35～45才未満 45才以上 年金（月額） 加入者 年金受給者 2,080人 19人 1,000円 1,300円 1,500円 20,000円
計	65,399	
合 計	1,090,467	

施設職員処遇改善施策

- 1 民間社会福祉施設退職共済事業補助金 年 20,000千円
- 2 民間社会福祉施設職員研究費補助金 1人 収容施設職員 10千円
保育所保育 9.5千円
- 3 民間社会福祉施設運営費補助金 1施設 60千円
- 4 長欠代替職員雇上費補助金 年 800千円
- 5 社会福祉施設職員研修事業 年 500千円

静岡県心身障害児(者)総合対策委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この会は、静岡県心身障害児(者)総合対策委員会（以下「委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 委員会は、庁内関係部署が、相互に連絡を密にし、必要な調整を行なつて、総合的な心身障害児(者)の福祉対策を策定するとともに、これが実現するよう推進を図ることを目的とする。
なお、その他関係部署において、調整を要する事項についても、協議することができる。

(事 業)

第3条 委員会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 必要な資料の蒐集、分析に関すること。
- (2) 対象児(者)の実態把握に関すること。

(3) 発生子防を含めた総合福祉対策の策定及びこれの実施推進に関すること。

(4) 心身障害児(者)対策以外のものについての調整に関すること。

(5) その他目的達成に必要な事項

(組織及び委員)

第4条 委員会は、委員4名で組織する。

2 委員は、あらかじめ知事から任命された総務部長・民生部長、衛生部長及び教育長の職にあるものとする。

3 委員の任期は、委員会が存続する期間とする。

(世話人)

第5条 委員会に世話人1名を置く。

2 世話人は、当分の間民生部長の職にあるものをもつてあてゐる。

3 世話人は、会務を掌理する。

(幹 事)

第6条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、財政課長、社会課長、社会課参事、児童課長、医務課長、予防課長及び教育委員会企画調査課長の職にあるものをもつてあてゐる。

3 幹事は、委員会の業務を補佐し、必要に応じて幹事会を開催する。

4 幹事の任期は、委員会が存続する期間とする。

(会 議)

第7条 委員会は、必要に応じて世話人が招集する。

(書 記)

第8条 委員会に書記若干名を置く。書記は関係課の職員のうちから、世話人が指名する。

2 書記は世話人の指揮を受けて庶務に従事する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、民生部社会課におく。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会にはかつて定めらる。

4 人 委 員 会 施 設 整 備 状 況

(単位 千円)

施設別	区分	昭42年度末状況				昭43年度		昭44年度		昭45年度		昭46年度		昭47年度		昭43年～昭47年計		定員伸率					
		施設	定員	総事業費	施設	定員	総事業費	施設	定員	総事業費	施設	定員	総事業費	施設	定員	総事業費	施設		定員	総事業費			
身体障害者	重度更生援護							1	25	29,220		75	169,480				1	100	198,700	0～100			
	重度援産	1	30	15,000	—	26,580	1	40	80,000								1	40	106,580	30～70 (2.3)			
	福祉工場												1	50	61,000	—	173,800	1	50	234,800	0～50		
	盲人ホーム	1	12	5,000			—	—	1,100								—	—	1,100	12～12			
	点字図書館							1	—	700							1	—	700	—			
精神薄弱者	計	2	42	20,000	—	26,580	3	65	111,020	—	75	169,480	1	50	61,000			4	190	541,880	42～232 (5.5)		
	更生援護	3	200	82,580						2	100	139,070	1	50	100,210	2	110	250,732	5	260	490,012	200～460 (2.3)	
	授産						2	80	64,320				2	80	94,840			4	160	159,160	0～160		
	計	3	200	82,580			2	80	64,320	2	100	139,070	3	130	195,050			9	420	649,172	200～620 (3.1)		
	援護	8	504	299,570	1	50	47,160	3	120	231,770	2	100	206,430	1	50	104,680	1	50	128,480	8	370	718,520	504～874 (1.7)
精神薄弱児	通園	1	30	26,300	2	80	65,300											2	80	65,300	30～110 (3.7)		
	訓練センター	1	10	600	2	70	15,880	1	10	720			2	24	12,980			5	104	29,580	10～114 (11.4)		
	計	10	544	326,470	5	200	128,340	4	130	232,490	2	100	206,430	3	74	117,660			15	554	813,400	544～1,089 (2.0)	
	療護	3	234	173,330	—	—	3,520	—	—	26,000	—	—	67,000	—	40	93,000			—	40	189,520	234～274 (1.2)	
	通園	1	10	16,700	1	40	26,000											1	40	26,000	10～50 (5.0)		
重症児	計	4	244	190,030	1	40	29,520	—	—	26,000	—	—	67,000	—	40	93,000			1	80	215,520	244～324 (1.3)	
老人	特別養護老人ホーム	3	200	73,240	1	50	68,870	—	50	50,000	2	100	187,000	—	100	164,650	1	100	231,255	4	400	701,775	200～600 (3.0)
合	計	22	1,230	692,320	8	310	286,310	10	425	549,540	6	415	808,980	7	474	721,360	5	300	927,904	36	1,924	3,294,094	1,230～3,154 (2.5)

S 47.10現在

静岡県第8次総合開発計画における社会福祉施設整備目標 —心の健康・明るい社会—
要 保 護 者 等 の 推 計
老 令 人 口 の 推 計

区 分	総 人 口	老 令 人 口				総人口に占める割合
		60才以上	65才以上	60才以上	65才以上	
45年	3,090千人	325千人	218千人	10.5%	7.1%	
50年	3,300	375	255	11.3	7.7	
55年	3,520	423	297	12.0	8.4	

障 害 別 心 身 障 害 者 の 推 計

区 分	45 年	50 年	55 年
総 数	40,833人	50,000人	59,000人
視 覚 障 害	8,166	9,500	11,200
聴 覚 ・ 言 語	6,106	6,600	6,900
し 体 不 自 由	26,419	33,700	40,500
内 部 障 害	192	300	400
精 神 薄 弱 者	8,000	8,800	9,400

地 域 別 施 設 整 備 水 準 表 (55年目標)

区 分	施 設 種 別	必要基準	総 数	東 部				中 部				西 部				備 考
				南 伊 豆	駿 豆	富 士	静 清 庵 志	太 田	島田・榛原	東 遠	中 遠	西 遠	北 遠			
I 次 生 活 圏	保 育 所	11.2人 千人	現 (317)30,151人 必 40,000 不 9,849	(1) 1,100(89)	7,690(39)	3,330(79)	8,545(12)	972(2)	1,873(14)	1,411(2)	2,120(57)	2,835(4)	275	1 次生活圏に1カ所を目標。現実には老人クラブ会長宅、公民館などを活用している。		
			1,850	9,250	3,990	9,805	1,962	2,533	1,831	2,633	5,661	495				
			750	1,560	660	1,260	990	660	420	513	2,826	220				
	児 童 遊 園	2カ所 万人	現 226所 必 450 不 224	3	49	15	31	8	14	33	27	40	6			
			10	100	40	100	30	20	40	40	60	10				
			7	51	25	69	22	6	7	13	20	4				
	老 人 集 会 所	1カ所 部/町内会	現 0所 必 302 不 302	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			14	57	31	60	22	15	20	17	51	15				
			14	57	31	60	22	15	20	17	51	15				

区 分	45 年	50 年	55 年
第1種(生活保護)	世帯 6,602 人 14,002	世帯 5,900 人 10,100	世帯 3,900 人 7,300
第2種(低所得)	5,729	22,916	4,700
第3種(要補導)	8,366	33,464	7,200
計	20,697	70,382	17,800

要 保 護 児 童 の 推 計

区 分	45 年	50 年	55 年
保 育 児 童	46,000人 (32,000)	49,000人 (36,000)	56,000人 (40,000)
精 神 薄 弱 児	7,000 (1,000)	7,400 (1,100)	7,900 (1,230)
し 体 不 自 由 児	2,400 (234)	2,500 (270)	2,700 (270)
重症心身障害児	540 (290)	580 (350)	620 (450)

(注) ()は要収容者の再掲

1次生活圏に1カ所を目標。現実には老人クラブ会長宅、公民館などを活用している。

I 次 生 活 圏													
児 童 館	0.33カ所 /万人	現 必 不	18所 30 12	0 1 1	3 4 1	0 3 3	2 4 2	2 3 1	2 3 1	2 2 0	3 4 1	1 3 2	3 3 0
養護老人ホーム	5.4人 /万人	現 必 不	1,314人 1,900 586	(1) 78(5) 55 23	296(3) 397 101	150(2) 184 34	130(2) 434 304	80(2) 118 38	100(3) 85 15	150(3) 95 55	150(3) 105 45	180 397 217	0 30 30
軽費老人ホーム (老人世話ホーム)	2.3人 /万人	現 必 不	100人 800 700	0 23 23	0 166 166	0(1) 77 77	50 185 135	0 50 50	0 36 36	0 40 40	0(1) 45 45	50 166 116	0 12 12
老人憩の家	1カ所 /1	現 必 不	6所 54 48	0 7 7	2 11 9	1 1 0	0 3 3	0 2 2	0 6 6	0 8 8	2 6 4	0 7 7	1 4 3
福祉住宅	9.2戸 /万人	現 必 不	1,122戸 3,240 2,118	40 92 52	239 677 438	48 309 261	366 745 379	18 200 182	5 145 140	63 161 98	64 185 121	235 677 442	44 49 5
心身障害児訓練セン ター	1カ所 /1	現 必 不	6所 26 20	0 2 2	1 3 2	1 3 2	1 4 3	0 1 1	1 3 2	1 3 2	0 2 2	1 4 3	0 1 1
広域児童遊園	1カ所 /1	現 必 不	0所 10 10	0 1 1	0 1 1	0 1 1	0 1 1	0 1 1	0 1 1	0 1 1	0 1 1	0 1 1	0 1 1
養護施設	1カ所 /1	現 必 不	715人 740 25	(2) — (2)	80(3) 80(3) 0	170(3) 170(3) 0	175(1) 175(1) 0	30 30 0	(1) — (1)	50 50 0	(2) — (2)	210 235 25	—
精養軒施設	4.0人 /万人	現 必 不	834人 1,230 296	(1) 50(4) 100(5)	184(1) 204(3) 20(2)	50(3) 110(4) 60(1)	130 166(1) 36(1)	0(2) 20(3) 20(1)	80(1) 100(2) 20(1)	50(1) 70(2) 20(1)	120(4) 140(5) 20(1)	220(1) 250(2) 30(1)	50 70 20
有料老人ホーム	1.8人 /万人	現 必 不	130人 650 520	0(3) 20 20	110 134 24	0(1) 62 62	20 146 126	0 42 42	0 31 31	0 33 33	0 38 38	0 134 134	0 10 10
特別養護老人ホーム	2.8人 /万人	現 必 不	500 1,000 500	0(1) 30 30	50(1) 206 156	100(1) 94 6	100 225 125	0 64 64	0(1) 46 46	100 54 46	0(1) 58 58	100(1) 206 106	50 17 33

1次生活圏の児童遊園
の整備のなかで考えて
ゆく。

活	身障者授産施設	2.4人 /10万人	現(1) 必(1) 不	30人 50 20	—	—	(1) 30 50 20	中部(清水)へ移し県下 1か所とすることを検討
活	重度身障者収容授産施設	3.9人 /10万人	現(1) 必(3) 不(2)	40人 140 100	0 46 46	0 53 53	(1) 40 41 1	
	重度身障者更生支援施設	9.3人 /10万人	現(1) 必(3) 不(2)	100人 330 230	0 108 108	0 127 127	(1) 100 95 5	療護施設へ転換を考慮
	重度身障者療護施設	7.1人 /10万人	現(0) 必(3) 不(3)	0人 250 250	0 83 83	0 96 96	0 71 71	厚生寮が移行
	重度身障者福祉工場	6.8人 /10万人	現(0) 必(2) 不(2)	0人 240 240	0 80 80	0 92 92	0 68 68	天竜市へ建設中
	虚 弱 児 施 設	1/V (0.5人 /万人)	現(1) 必(1) 不	100人 100 0	伊東市 (1)100 (1)100 0			
Y	情緒障害児短期治療施設	1/V (0.2人 /万人)	現(1) 必(1) 不	50人 50 0	富士市 (1)50 (1)50 0			
	教 護 院	1/V (0.4人 /万人)	現(1) 必(1) 不	120人 120 0			浜松市 (1)120 (1)120 0	
	保 母 養 成 施 設	1か所 /V	現 必 不	1所 1 0	静岡市 1 1 0			
	し 体 不 自 由 者 更 生 援 護 施 設	3.1人 /10万人	現(2) 必(2) 不	110人 90 20	静岡市 (1)70 (1)50 20			
	内部障害者更生支援施設	1.0人 /10万人	現(1) 必(1) 不	70人 30 40	清水市 (1)70 (1)30 40			

図				
点 字 図 書 館	1か所/ Y	現 必 不	1所 1 0	静岡市 1 1 0
社会福祉センター	1か所/ Y	現 必 不	0所 1 1	静岡市 0 1 1
更生施設	1か所/ Y	現(2) 必(2) 不	100人 100 0	浜松市(2) (2) 100 0
				構想事業

- (注) 1. 本表は昭和55年を目標とした整備水準を示したものである。
2. 必要基準、総数は実態調査による対象者の出現率、現在までの経数的数値などから算出したものである。
3. 地区別必要数は当該地区の人口に必要基準を乗じて算出したもの、又は実態調査より推計したものである。
4. 総数欄の現、必、不は現在数(47.4.1現在)、必要数(55年)、不足数の略である。
5. ()は施設数である。

階層的生活圏の設定と中核（準中核）都市配置

V 次生活圏	IV 次生活圏	Ⅲ 次 生 活 圏	I 次生活圏	I 次生活圏		
名称	中心都市	名称	中核都市	(数)	(数)	
静岡県	静岡市	東 部	沼 津	南 伊 豆	3	14
		駿 豆	沼 津(三 島)	8(10)	57	
		富 士	富 士 市	2(4)	31	
		中 部	静 岡(清 水)	3(13)	60	
		志 太	焼 津(藤 枝)	2	22	
		島 田、榛 原	島 田	3	15	
		東 部	掛 川	3	20	
		西 部	磐 田	2	17	
		浜 松	西 遠	5(9)	52	
		北 部	遠 天	2	15	
Ⅰ次、Ⅰ次生活圏数合計				33(51)	302	

(備考)

◎階層的生活圏の区分					
基礎的生活圏で人口5千人から1万人のコミュニティの概念にあたる。					
標準的消費生活圏で人口5万人から10万人の原則として市部またはこれに相当する人口の規模を有する区域					
経済的生活圏(通勤圏)で人口10万人から80万人の自治省施策でいう広域市町村圏に相当					
高次の選択的生活圏で人口100万人前後の建設省施策でいう地方生活圏に相当					
静岡県全体を一つにした県土					
8 次 計 画 地 域 区 分					
地 域	関係市町村数	人口 千人	面積 km ²	広域圏域名	市 郡 名
東 部	28	1,017	2,650	南 伊 豆 (8市町村)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、土肥町(1市6町1村)
				駿 豆 (17市町村)	沼津市、裾野市、伊豆高原町、修善寺町、戸田町、函南町、並山町、大仁町、天城湯ヶ島町、中伊豆町、清水町、長泉町、小山町(6市10町1村)
				富 士 市 (3市町)	富士宮市、富士市、芝川町(2市1町)

(備考)

(注) 人口は45年国勢調査による。

社会福祉法人 天童厚生会施設現況

(昭和47年12月31日現)

社会福祉法人天竜厚生会総合（あかいし学園 赤石寮 厚生寮 清風寮）

時期		先天	性	妊娠時	0才～6才	6才～18才	18才～30才	30才以上	計
男		22	(48)	4	55	5	15	20	169
女		13	(34)	3	53	6	14	27	150
計		35	(82)	7	108	11	29	47	319

(5) 障害別

() 内原因不明

性別	精神薄弱		精神病		身体障害				計					
	精神病名	先(不) 天性(明)	接核破瓜病	老病 人性精神	慢性疾患	事故による 障害	脳血管障害	その他						
男	31	44	4	2	15	2	0	41	1	7	9	12	1	166
女	33	28	3	2	19	7	2	38	6	2	3	10	2	150
計	64	72	7	4	34	9	2	74	7	9	12	22	3	316

合併症

障害者名 性別	精神薄弱 精神病				精神薄弱 身体障害 精神病				てんかん等の発作		三重障害	計
	精神	薄弱	精神	病	精神	薄弱	精神	病	精神	身体		
男	5	39	12	24	1	1	17	96				
女	12	31	7	19	1	0	22	96				
計	17	70	19	43	2	1	39	192				

※ 三重障害（精薄＋身障＋てんかん）

(ト) 46年度退養状況

理 由	月												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
転 入	18	11		1				1	1			32	
所(他施設)													
一 般	5	1		4	1		1	1	2	3		20	
精 神	1	1		1	1			1	2	1		9	
死		2								1		4	
自 宅			3	1	1	1	1	1			2	9	
計	24	15	3	7	3	1	1	4	4	5	0	74	

あかいし学園（昭和48年1月13日現在）

1 現況

(1) 入園者数 定員 50名 現在員 男28名 女21名 計49名

(2) 年齢別

年齢	6才	7才	8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才	19才	計
男	1	3	3	2	5	5	2	0	3	2	0	1	1	0	28
女	0	2	1	1	0	3	3	2	2	2	3	1	0	1	21
計	1	5	4	3	5	8	5	2	5	4	3	2	1	1	49

平均年齢11.1才 男11.09才 女11.2才

(3) 収容期間別

年齢	1年	以下	1年	2年
人員				
員		4名		45名

(4)

性別	ベント内	居室内	建物内	敷地内	計
男	0	1	1	26	28
女	0	0	5	16	21
計	0	1	6	42	49

(5) 障害発生時期

性別	先天性	妊娠時	0～1才	1才～2才	2才～3才	3才～4才	4才～5才	5才以上	不明	計
男	2		4						22	28
女	1		6						14	21
計	3		10						36	49

(6) 外泊の状況

年間 100%

(7) 障害別

障害名	精神薄弱				精神病			身体障害			その他	計		
	脳性マヒ	先天性	ダウン症	その他	精神分裂病	接枝破瓜病	老病人性精神	脳性マヒ	その他					
症病名	重	中	重	中	重	中	重	中	重	中	重	中		
	性	別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	4				2		22							28
	6				1		14							21
	10				3		36							49

※ 重…重度精神 中…中度精神

(8) 合併症

障害名	精神薄弱	精神弱	精神病	てんかん等の発作	三重障害	計
性別	男	3	10		3	16
女	0	5			7	12
計	3	15			10	28

※ 三重障害は精神・身体・てんかん発作です。

(9) 46年度退園状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
家				1		1							2
入					2	1		1	1	1	2	1	12
死		1									1		2
他		9											9
園													
入	所	6	3	1				1					11

重度精神薄弱者更生施設 赤石寮

1 現況

(1) 入寮者数 定員50名（男22名、女28名、計50名）

年齢別	15～19	20～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51以上	計
男	6	7	3	4	2	0	0	0	22
女	10	10	0	0	3	3	1	1	28
計	16	17	3	4	5	3	1	1	50

平均年齢 25.6才 (男24.5才、女26.6才)

(イ) 行動範囲

性別	居	室内	施設内	敷地内	敷地外	計
男	1	1	1	19	22	22
女	0	0	0	6	22	28
計	1	1	1	7	41	50

(ロ) 障害発生時期

性別	時期	先天性	妊娠時	1才以下	1才～2才	2才～4才	その他	計
男	4	1	8	4	2	3(事故1)	22	22
女	5	2	10	5	2	4(〃)	28	28
計	9	3	18	9	4	7	50	50
%	17.9	5.9	35.3	17.9	9.8	13.2	100	

86.8%のものが4才以下の障害による。

(ハ) 外泊の状況

46年度延人員 69名 パーセンテージ 67.6%
 47 " 54名 " 52.9%
 外泊については、家庭状況の変化によって減少気味。

(ニ) 障外別

障害名	精神	薄弱	精神	病	身体	障害	その他	計		
症病名	脳性	先天	ダウン	その他	精神分裂	接枝截爪	老人	脳性	その他	計
性別	男性	女性	症	他	病	性	性	性	他	
男	14		2	5				1		22
女	16		2	4		2		4		28

30	4	9	2	6					50
----	---	---	---	---	--	--	--	--	----

約70%の者がC Pである。

(イ) 合併症

障害名	精神薄弱	精神病	身体障害	精神病	身体障害	てんかん等の発作	三重障害	計
男		7				11	2	20
女	2	8				12	4	26
計	2	15				23	6	46

(ロ) 46年度退寮状況

理由	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
他施設			1											1
同施設														2
入院						2						1		1
自														
計		1	2							1				4

身体障害者療護施設 厚生寮 (47年12月31日現在)

(イ) 入寮者数 男—61名 女—49名 総数 110名

(ロ) 年齢別

年齢	20才未満	21才～30才	31才～40才	41才～50才	51才～60才	61才以上	計
男	3	25	11	9	11	2	61
女	2	11	11	18	5	2	49
計	5	36	22	27	16	4	110

(平均年齢: 男—33.5才 女—37.6才 平均—36.5才)

(イ) 行動範囲

性別	範囲	ベ	ベッド内	居室	室内	建物内	敷地内	計
男	15		14			28	4	61

女	21	7	19	2	49
計	36	21	47	6	110

(三) 障害発生時期

時期 性別	先天性	妊娠時	出生時	0才～ 6才	7才～ 18才	19才～ 30才	30才以上	不明	計
男	0	3	3	22	4	3	11	15	61
女	0	1	5	14	2	4	10	13	39
計	0	4	8	36	6	7	21	28	110

(※) 外泊の状況

昭和46年度延入員	149名	パーセンテージ	67%
昭和47年度 "	108名	"	46%

施設の生活に慣れるに従って外泊数が減少

④ 障害別

障害名		精神薄弱										身体障害										その他		計
症病名		脳性マヒ	先天性	ダウン症	その他	精神分裂症	接枝破瓜病	老人性精神病	脳性マヒ	慢性疾患	脳血管障害	事故による後遺症	その他	その他										
性別	男								38	1	6	7	9		61									
	女								31	6	2	2	8		49									
	計								69	7	8	9	17		110									

(下) 合併症

性別	精神薄弱 精神病	身体障害 精神薄弱	身体障害 精神病	てんかん等の発作			三重障害	計
				精薄	精神病	身障		
男		25	8			1	9	43
女		18	5			0	10	33
計		43	13			1	19	76

(三重障害は身障、精薄、てんかん)

(5) 46年度退寮状況

												4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
転	所 (他施設)	2								1														3
帰	宅			2		1				1													2	6
死	亡		1																			1	2	2
入 院	一 般 精 神	1																				1	2	2
						1																		2
そ の 他				1																			1	1
計		3	1	3		2				2					2				1			4	16	

密風清設護救

1 現況

(4) 入寮者数 定員100名（男58名、女52名）計110名）

(問) 年令別

性別	年令	20才～30才	31才～40才	41才～50才	51才～60才	61才～69才	70才以上	計
男		7	12	19	18	2	0	58
女		5	12	17	10	6	2	52
計		12	24	36	28	8	2	110

平均年令45.85才(男44.95才 女46.84才)

(c) 收容期間別

年数	人員									計	
	1年以下	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年	5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年以上		
人員	7	23	9	3	7	7	12	23	6	13	100

(二) 行動範圍

施設 性別	ベント内	居室内	建物内	敷地内	計
男	0	3	2	53	58
女	0	0	2	50	52
計	0	3	4	103	110

(6) 障害発生時期									
性別	時期	先天性	妊産時	0才～6才	6才～18才	18才～30才	30才以上	計	
男	16 (8)	0	12	1	12	9	58		
女	7 (3)	0	11	4	10	17	52		
計	23 (11)	0	23	5	22	26	110		

(7) 内原因不明数
(8) 外泊の状況

46年度…延36人 ハーセンテージ16%
47年度…延38人 " 17%
過去5年間はほとんど上記数字と変化なし

(9) 障害別																		
障害名		精神薄弱				精神病		身体障害				その他		計				
症病名	精神	先	ダウン	その他	精神分裂病	接収破瓜病	老人性精神病	脳性マヒ	脊髄マヒ	性疾	脳欠陥障害	その他						
性別	脳性マヒ	先天性	ダウン症	その他	精神分裂病	接収破瓜病	老人性精神病	脳性マヒ	脊髄マヒ	性疾	脳欠陥障害	その他	計					
男	9	2	17	4	0	0	0	0	3	0	0	3	2	1	58			
女	9	1	5	4	0	0	0	0	2	2	0	1	2	2	52			
計	18	3	22	8	0	0	0	0	5	0	0	4	4	3	110			

※ 重…重度精神 中…中度精神 原因不明…先天性含
(9) 合併症

(9) 合併症									
障害名	精神薄弱	精神弱	精神病	てんかん等の発作	精神病	身体障害	三重障害	計	
性別	精神薄弱	精神弱	精神病	てんかん等の発作	精神病	身体障害	三重障害		
男	5	4	4	3	1	0	3	20	
女	10	5	2	2	1	0	1	21	
計	15	9	6	5	2	0	4	41	

※ 三重障害(精神、身体、てんかん)
(10) 46年度退寮状況

理由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
転入	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
所同施設													0

入居者数	一般	1	1							1	1		4
院精	神	1	1	1						1	1		5
自	宅									1			1
計		17	3	2						2	3	1	29

特別養護老人ホーム山梨現況(47年12月31日現)

(1) 入寮者数 男—20名 女—32名 総数—52名
(2) 年齢別

年齢	60才未満	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90才以上	計
性別									
男	0	2	3	5	4	3	1	2	20
女	0	3	6	11	5	5	2	0	32
計	0	5	9	16	9	8	3	2	52

(平均年齢 男 75.85才、女 73.84才、平均 74.62才)

(3) 収容期間別

人員	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5～6年	6～7年	7～8年	8～9年	9年以上	計
人員	14	13	1	2	4	1	3	4	10	0	52

(4) 行動範囲

性別	範囲はほとんど自由がきかない	程度動作を行	居室内	建物内	敷地内	計
男	5	4	3	4	4	20
女	19	5	4	4	0	32
計	24	9	7	8	4	52

(5) 障害発生時期

年齢	0～19	20～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80才以上	計
性別								
男	3	1	2	3	5	2	4	20
女	2	1	2	7	10	7	3	32
計	5	2	4	10	15	9	7	52

障害別										その他	
精神薄弱		精神病		身体障害		害		その他		計	
精神	薄弱	精神病	接枝破瓜病	脳性マヒ	脊髄マヒ	性疾患	脳炎障害	その他			
症病名		先天性	グアン症	その他	脳性マヒ	脊髄マヒ	性疾患	脳炎障害	その他	計	
性別	脳性マヒ	先天性	グアン症	その他	脳性マヒ	脊髄マヒ	性疾患	脳炎障害	その他		
男	1				1	1	0	7		20	
女	0				0	2	6	13		32	
計	1				1	3	6	20		52	

3 年令別、学歴

	男	女	計
16才～20	1	2	3
20～25	6	1	7
26～30	8	1	9
31～35	7	3	10
36～40	1	1	2
41～45	0	2	2
46～50	3	0	3
51才以上	3	0	3

	小卒	中卒	高校以上	不就学
男	5	16	3	5
女	3	7		
計	8	22	3	5

平均 男子 31.7才 女子 30.1才

計 31.1才

4 障害大別

障害大別	男	女	計
脳性マヒ	14	3	17
脊髄マヒ	11	2	13
リウマチ	2	2	4
脳欠陥	2	2	4
その他	2	5	7
計	42	17	59

6 障害発生時期

	男	女	計
先天性	4	3	7
妊娠中	1	1	2
0歳～6	5	4	9
6～18	6	6	12
18～30	10	2	12
30歳以上	3	1	4
入所前の状況			

7 歩行区分

	男	女	計
車椅子	13	3	16
松葉杖	7	2	9
自力	9	5	14

8 入所前の状況

重慶身障者授産施設(三幸)	男 9	女 4	計 13
県身障者更生指導所	男 1	女 1	計 2
労災リハビリ福井作業所	男 3	女 3	計 6
愛知	男 1	女 1	計 2
愛知県希望企業	男 1	女 1	計 2
中小企業	男 8	女 1	計 9
自営(時計商)	男 1	女 1	計 2
在 宅	男 3	女 2	計 5
浜松授産所	男 1	女 1	計 2
重慶伊東障害センター	男 1	女 1	計 2
その他	男 1	女 1	計 2

医療機関への通院受診状況

科別	10	11	12	計
整形外科			2	2
外科				
内科		3	5	8
神経科				
耳鼻咽喉科				
眼科				
歯科		1	3	4
産婦人科				
皮膚科				

泌尿器科	計
	4
	10
	14

医務室利用状況

処置区分	10	11	12	計
内科的処置	4	7	9	20
外科的処置	1	6	10	17
計	5	13	19	37

身体障害者福祉工場
天竜福祉工場現況

工場長(1) 生活指導員(1) 事務員(1) 看護婦(1)	
調理人等(3) 医師(嘱託)(1)	
企業側職員	
作業工場長(1) 作業指導員(3)	
【設立年月日】 昭和47年10月1日	
【作業開始】 昭和47年10月5日	
【作業種目】 ガスメーター器トータル組立	
ガスメーター器分解	
敷 地 24240.57㎡	
建築物 鉄筋コンクリート造り	
陸屋根平家建3棟	
建物面積 2429.99㎡	

所在地 静岡県浜北市於田4201—9

TEL(05392)5—5358

二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の改正に関する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一万円」を「一万一千円」に改め、

第五条第一項第一号中「五十五歳」を「五十歳」に改め、同条第四項中「四千円」を「五千円」に改め、

附則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

2 昭和四十八年九月以前の月分の特別手当及び健康管理手当の額については、なお従前の例によろ。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日までに同法第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。

二月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格における法律改正に関する請願(第一号)(第四号)(第六号)(第八号)(第十二号)(第三号)(第三十二号)(第三十四号)

一、職没者の父母及び職没者の妻に対する特別給付金継続に関する請願(第二号)

一、腎臓病の早期発見と医療の改善に関する請願(第二十五号)(第二〇号)(第二十二号)

一、国民年金の改善に関する請願(第十七号)

一、乳幼児等の医療費無料化に関する請願(第二十七号)

一、社会福祉協議会活動強化のための予算増額

に關する請願(第二九号)(第四〇号)(第四一
号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七
号)(第四八号)(第四九号)(第五一号)(第六一
号)(第六二号)(第二〇〇号)
一、厚生省養護施設反対に關する請願(第四
二号)(第四三三三)(第五〇号)(第六七号)(第六
八号)(第二一二号)(第二一三三)
一、国民健康保険組合に對する国庫負担増額に
關する請願(第五二号)(第六三三)(第二〇一
号)
一、老人医療費の無料化対象年齢の引下げに關
する請願(第五四号)
一、国民年金及び厚生年金保険制度の改善充実
に關する請願(第六六号)
一、保育所の大幅増設等に關する請願(第六九
号)
一、国民年金制度の改善に關する請願(第二〇
六号)
一、大規模年金保養基地の建設に關する請願
(第二〇七号)
一、民生委員等の処遇改善に關する請願(第二
〇八号)
一、老人医療の公費負担制度改善に關する請願
(第二一一号)

第一号 昭和四十七年十二月二十二日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 札幌市中央区北一条西二八丁目
大塚欣壯外五十名
紹介議員 町村 金五君

第一号 昭和四十七年十二月二十二日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 札幌市中央区北一条西二八丁目
大塚欣壯外五十名
紹介議員 町村 金五君

第一号 昭和四十七年十二月二十二日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 札幌市中央区北一条西二八丁目
大塚欣壯外五十名
紹介議員 町村 金五君

第一号 昭和四十七年十二月二十二日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 札幌市中央区北一条西二八丁目
大塚欣壯外五十名
紹介議員 町村 金五君

第一号 昭和四十七年十二月二十二日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 札幌市中央区北一条西二八丁目
大塚欣壯外五十名
紹介議員 町村 金五君

第一号 昭和四十七年十二月二十二日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 札幌市中央区北一条西二八丁目
大塚欣壯外五十名
紹介議員 町村 金五君

第一号 昭和四十七年十二月二十二日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 札幌市中央区北一条西二八丁目
大塚欣壯外五十名
紹介議員 町村 金五君

第一号 昭和四十七年十二月二十二日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 札幌市中央区北一条西二八丁目
大塚欣壯外五十名
紹介議員 町村 金五君

(短期大学を除く)において理学療法士(第十二条
では作業療法士)の正規の課程を修め卒業した者
と改正されたい。

理由
一、医療補助者ではなく、リハビリテーション医
療の「専門職」の養成が必要である。
二、「専門職」を養成するための幅広い教育が必要
である。
三、リハビリテーション医療のチームの水準を高
めることが必要である。
四、理学療法士、作業療法士の確立のための研究
が必要である。
五、「専門職」養成のための教育者を得るために
は、四年制大学が必要である。

第四号 昭和四十七年十二月二十二日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 徳島市かちどき橋一ノ六二 八木
徳夫外四十九名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六号 昭和四十七年十二月二十三日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 東京都新宿区戸山町四三三東京都立
心身障害者福祉センター内日本作
業療法士協会内 佐藤剛
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八号 昭和四十七年十二月二十六日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 岩手県盛岡市加賀野町一ノ二〇四
清水宏一外四十九名
紹介議員 増田 盛君

第一二二号 昭和四十七年十二月二十七日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 長野県小県郡丸石町西内一、四八
五 伊藤求外七十六名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一二三号 昭和四十七年十二月二十七日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 東京都新宿区戸山町四三三東京都立
心身障害者福祉センター内日本作
業療法士協会内 広沢美佐子外
六名
紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二二号 昭和四十八年一月六日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 宮崎市高千穂通二二ノ二二 川村
和夫外十名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二四号 昭和四十八年一月二十五日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 大阪府富田林市南甲田二二九 浅
野達雄外八十三名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一二二号 昭和四十七年十二月二十七日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 長野県小県郡丸石町西内一、四八
五 伊藤求外七十六名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一二三号 昭和四十七年十二月二十七日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 東京都新宿区戸山町四三三東京都立
心身障害者福祉センター内日本作
業療法士協会内 広沢美佐子外
六名
紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二二号 昭和四十八年一月六日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 宮崎市高千穂通二二ノ二二 川村
和夫外十名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二四号 昭和四十八年一月二十五日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 大阪府富田林市南甲田二二九 浅
野達雄外八十三名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に關する請願
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

第一五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に關する請願(四
通)
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

第一五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に關する請願(四
通)
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

第一五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に關する請願(四
通)
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

継続に關する請願
請願者 神奈川県横須賀市三春町五ノ五財
団法人神奈川県遺族会内 近藤頼
子外五千六百十四名
紹介議員 佐藤 一郎君

第一回特別給付金の交付を受けた者は、昭和四十
七年五月十五日及び昭和四十八年四月三十日に最
終償還を終了するが、特別給付金は、今次の戦争
において、わが子をなくした他に直系血族のない父
母及び夫をなくした妻にとつては大切なささぐさ
であるので、昭和四十八年度において社会通念から
みて妥当な額に増額し、終生支給されたい。

第一五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に關する請願(四
通)
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

第一五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に關する請願(四
通)
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

第一五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に關する請願(四
通)
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

第一五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に關する請願(四
通)
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

第一五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に關する請願(四
通)
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

第一五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に關する請願(四
通)
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

第一五号 昭和四十七年十二月二十七日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に關する請願(四
通)
請願者 東京都文京区大塚四ノ四八ノ六
伊藤ミツ外二千二十七名
紹介議員 石本 茂君

は、さらに数十万人の潜在患者が予想される。患者の大部分は、多額の治療費の負担に耐えられず、完治しないままに働いて病状を悪化させている。

第二〇号 昭和四十七年十二月二十八日受理

腎臓病の早期発見と医療の改善に関する請願
請願者 東京都墨田区文花二ノ八ノ六五
十嵐章外五百十名

紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二一号 昭和四十七年十二月二十八日受理

腎臓病の早期発見と医療の改善に関する請願
請願者 広島県呉市仁方本町二ノ三ノ三六
大段一弘外五百十名

紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二号 昭和四十七年十二月二十七日受理

国民年金の改善に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会
議長 山田幸一

紹介議員 山下 春江君
政府はすみやかに現行の年金制度を再検討し、その改善をはかり、真の老後保障を実現し国民の要望にこたえられたい。

理由

高齢化社会への急速な進行をたどっているわが国において、老後保障の主柱にある年金制度に対する国民の関心はみだうの高まりをみせ、ことに国民皆年金の主軸である国民年金制度に対する期待は極めて大きく、すでに国民年金審議会から制度改善に対する意見書が提出されている。

第二七号 昭和四十八年一月八日受理

乳幼児等の医療費無料化に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八
茨城県議会議員 関宗長

紹介議員 竹内 藤男君
乳幼児医療費無料化実現のための立法措置を講ずるとともに、財政負担の制度を早急に確立されたい。また、身体障害者、精神薄弱者及びいわゆるねたきり老人についても医療費無料化の制度をすみやかに確立されたい。

理由

わが国の社会福祉行政における諸施策は、逐次整備充実されつつあるが、国民的願望にはなお遠いものがある。ことにわが国の出生率は、年々低下している反面、乳幼児の死亡率は高く、また、その受診率及び医療費は老人をも含めて無視できない実情である。地方公共団体においては、乳幼児の医療費無料化の措置を講じ、住民の要望にこたえるよう努力しているが、本来これらの制度は、真の福祉国家としてその繁栄の基礎を確立するため、国の責任で実施されるべきものである。

第二九号 昭和四十八年一月九日受理

社会福祉協議会活動強化のため予算増額に関する請願
請願者 大分市荷揚町二ノ三一大分市長
安東玉彦外八名

紹介議員 後藤 義隆君
社会福祉協議会活動の強化のために左記の事項について国における予算措置等が実現されることを要望する。

- 一、市区町村社会福祉協議会の法制化
- 二、市区町村社会福祉協議会職員の待遇改善と増員
- 三、地域福祉センター運営費の確保
- 四、善意銀行運営費の確保

- 五、地方交付税の社会福祉協議会活動費の増額
- 六、世帯更生資金の原資、市区町村社会福祉協議会費、民生委員実費弁償費の増額
- 七、心配ごと相談所運営費の増額

理由

市区町村社会福祉協議会は、住民の自主的参加による福祉活動の中核として、行政機関、民生委員をはじめ町内会婦人会、老人クラブ等の地域の各種住民組織と協力して、地域の老人、障害児者、児童、低所得問題等の福祉問題の解決に取り組んでいる。しかし、今日の多様化した福祉問題、地域社会の変化に対応して地域福祉活動を発展させるためには、現状の市区町村社会福祉協議会活動の大幅な拡充強化が必要である。

第四〇号 昭和四十八年一月九日受理

社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する請願(十二通)
請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町白浜白浜町社会福祉協議会内 鎌谷和一外百六名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四一号 昭和四十八年一月九日受理

社会福祉協議会強化のための予算増額に関する請願(二通)
請願者 静岡県田方郡土肥町土肥六七〇ノ二土肥町社会福祉協議会内 高橋泉外百五十七名

紹介議員 斎藤 寿夫君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四四号 昭和四十八年一月十日受理

社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する請願
請願者 長野県上田市大手一ノ一ノ一六
社会福祉法人上田市社会福祉協議会会長 村上和夫外六十四名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四五号 昭和四十八年一月十日受理

社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する請願
請願者 岐阜県大垣市赤坂町 矢橋亮吉外二百三十九名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四六号 昭和四十八年一月十日受理

社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する請願
請願者 千葉県船橋市本町一ノ三ノ一六
長嶋正男外七十四名

紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四七号 昭和四十八年一月十日受理

社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する請願
請願者 福井県小浜市生玉四二ノ二ノ三
松崎幸吉外八十名

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四八号 昭和四十八年一月十一日受理

社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する請願
請願者 長野県妻科四一九社会福祉法人長野県社会福祉協議会会長 黒田新

請願

請願者 千葉県市川市本町一ノ三ノ六全国建設労働組合総連合千葉建設労働組合内 吉田一行

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五四号 昭和四十八年一月十二日受理

老人医療費の無料化対象年齢の引下げに関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 鈴木正一
紹介議員 鈴木 省吾君

政府は、昭和四十八年一月から七十歳以上の老人の医療費を無料化する措置をしたが、この対象年齢では老人医療の実態に即さない面があるので、老人医療費無料化対象年齢を当面六十五歳とする措置を講ぜられたい。

第六六号 昭和四十八年一月十六日受理

国民年金及び厚生年金保険制度の改善充実に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議会

議長 岡崎若松外一名
紹介議員 小枝 一雄君

国民年金及び厚生年金保険制度の改善充実を図るよう、左記事項の実現を期されたい。

一、年金額の改善

(一) 老齢年金は、現行月額二万四千元を老後の所得保障にあつた生活水準に見合つた年金額に大幅に増額すること。

(二) 経過的老齢年金(十年年金、五十年年金)については、できるだけ(一)の年金額に近づけるよう増額すること。

二、スライド制の導入

年金の実質価値の維持をはかるため物価変動にスライドして年金額を改める制度を取り入れ

ること。

三、老齢年金の非課税

老齢年金については、その社会保障給付としての性格にかんがみ、これを非課税とすること。

四、福祉年金の改善

老齢年金については、さしあたり五千円に増額するとともに、できるだけ早い時期に拠出年金額と同額程度に増額し、これを指標として障害、母子などの福祉年金についても増額すること。

五、福祉還元金の充実

被保険者の福祉向上をはかるために年金積立金の福祉還元金をさらにいっそう充実するよう改善をはかること。

理由

わが国の人口構造の急速な高齢化に伴い、老後所得保障の支柱である年金制度に対する期待と関心は急激に高まりつつあり、他面、福祉優先への国民の要請にこたえ、国民年金及び厚生年金保険制度の改善充実をはかることは、いまや国家的課題となつてゐる。

第六九号 昭和四十八年一月十七日受理

保育所の大幅増設に関する請願

請願者 神奈川県川崎市高津区下作延二、一〇二 猪俣博外千六百五十五名

紹介議員 杉原 一雄君

保育所増設等左記事項を国会で議決し、ただちに必要措置をとられるよう要望する。

一、国は保育所増設のために、大幅な予算を組むこと。

二、保育所入所申込み税金の納税証明の添付をやめること。

三、零歳児の保育を積極的に行ない、保育時間の延長を図ること。

四、国の行政上の入所措置基準のうち「居宅内労働」と「居宅外労働」という区別をやめ、児童憲章の精神に基づく完全実施を図ること。

中小業者の業者婦人は、業種の別なく十時間以上も家業に従事せざるをえない実情で、家事、育児の時間がきつめられてゐるため、「居宅外労働」の世帯と同様に保育所へ子どもをあずけたいという要求は切実であり、同時に他階層の世帯も保育所入所要求は切実で、昨年、入所を希望してはみだしてゐる子どもが五十万人をこえているという有様である。政府は保育所を一箇所設立する費用が一千万円以上かかるのに、昭和四十六年度予算でわずか二百五十万円、五百箇所しか組んでない。これは児童福祉法第五十二条の保育所設立費用の二分の一は、国庫で負担しなければならぬという定めを破つたものである。このような政府の姿勢から日本国中の保育所は、まったく不足しており、その上、政府、厚生省は、中小業者の世帯を「居宅内労働」という保育所入所措置基準を行政上取りきめて、中小業者の子どもの入所をいっそう困難にさせてゐる。

の措置を講ずること。

四、定額保険料と所得比例給付額に対する国庫負担率の増率及び短期納付者の年金給付額のうち、保険計算上赤字となる部分については国庫負担とすること。

五、福祉年金の扶養義務者、配偶者の所得制限を撤廃するとともに本人の所得制限及び他の公的年金との併給制限を大幅に緩和すること。

六、国民年金市町村事務費交付金を増額し、印紙売りさばき手数料を引き上げること。

七、国民年金特別融資の大幅拡大と融資率等の改善を行なうこと。

第二〇七号 昭和四十八年一月二十三日受理

大規模年金保養基地の建設に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島県議会議長 佐多宗二

紹介議員 迫水 久常君

九州においては、老人人口の比率が全国平均よりきわめて上位を占めてゐるので、高齢者の老後対策の一環として建設する構想のある大規模年金保養基地は、風光明媚な自然の景観と豊富な温泉を最大限に活用しうる鹿児島県に設置されたい。

第二〇八号 昭和四十八年一月二十三日受理

民生委員等の処遇改善に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島県議会議長 佐多宗二

紹介議員 迫水 久常君

国は民生委員等の処遇の改善について必要な措置をすみやかに講ぜられたい。

理由

社会福祉の振興をはかるためには、民間における社会福祉活動の充実が強く望まれている。特に民生委員、児童委員の果たす役割はきわめて重要であるが、近年、その業務量の増加にもかかわらず、報酬、活動費等は、物価水準等からしてま

とに少額である。

第二二二号 昭和四十八年一月二十三日受理
老人医療の公費負担制度改善に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島
県議会議員 佐多宗二

紹介議員 迫水 久常君

老人医療の公費負担制度の対象年齢を六十五歳に引き下げるとともに、老人医療の支給に関するすべての所得制限を撤廃されたい。

理由

一、わが国の高齢人口の増大に伴い、長期的視野に立つた老人のための総合的福祉対策の推進が緊急な課題である。

二、特に、老人医療の無料化については、国において昭和四十八年一月から実施されることとなつたが、その対象者が七十歳以上で、また、所得制限のため一部老人が除外されることは遺憾である。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

法律第五十八号の一部を次のように改正する。
第十八条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二、公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行なう駐留軍関係離職者に対してその求職活動に要する費用を支給すること。

第十八条第二項中「同項第三号」を「同項第二号の二、第三号」に改める。

第二十条中「移動に要する費用」の下に「同項第二号の二の求職活動に要する費用」を加える。

附則第三項中「十五年」を「二十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する請願(第二六一号)(第二六五号)

一、理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格における法律改正に関する請願(第二六三三三三)

一、社会福祉施設、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(第二六四号)(第二六八号)(第二七〇号)(第二八一号)(第二八二号)

一、厚生省栄養課廃止反対に関する請願(第二七二二二)

一、腎臓病の早期発見と医療の改善に関する請願(第二八〇号)

第二六一号 昭和四十八年一月二十七日受理
社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する請願(五通)

請願者 大分県東国東郡安岐町社会福祉法人安岐町社会福祉協議会会長 徳丸生路外四十七名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第二六五号 昭和四十八年一月三十日受理

社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する請願
請願者 大分県東国東郡武蔵町武蔵町社会

福祉協議会会長 正本秀雄外九名
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第二六三三三 昭和四十八年一月二十九日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格における法律改正に関する請願

請願者 京都市東山区山科御陵血洗町八七
大谷淳外百四十四名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二六四号 昭和四十八年一月三十日受理
社会福祉施設、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(五通)

請願者 岡山市清輝橋三ノ七ノ九 寺沢寿
佐子外九百五十七名

紹介議員 藤原 道子君

子ども、老人、障害者、社会福祉労働者のいのちとくらしを守り、これらの人々が真に幸福になるため、左記事項の実現を図りたい。

一、民間社会福祉労働者の労働と生活にみあつた賃金を保障するとともに職種による差別賃金をなくすること。当面二万円の引上げを行なうことと、最低五万円の賃金を保障すること。通勤手当、超勤手当、夜勤手当の労基法にもとづく全額支給ができるようにすること。

二、(A)職員を大幅にふやすこと、職員増にあつては、イ、勤務勤務によらない交替制による八時間労働の確立、ロ、労基法(産休、生休、育児時間、休息、年休)の実施、その賃金の保障の義務づけ、ハ、施設利用者(子ども、老人、障害者)の生活と権利の保障等ができるようにすること。(B)全施設に対し、産休代替職員を全職種に適用すること。産休期間は産前産後を通して十六週間とすること。(C)病欠代替職員を保障すること。

三、労働基準法施行規則第二十七条に基づく九時間労働を撤廃し、福祉労働者の労働時間を短縮すること。

四、社会福祉労働者を職業病、健康破壊から守るために精密な健康診断のできる費用を保障すること。労働による健康破壊についてはすみやかに労働災害を認定し、その治療に伴う費用は全額保障すること。

五、社会福祉施設職員の退職共済制度を充実させ、退職金を大幅に引き上げること。退職金の掛金を措置費の算定基準のわく内にくみ入れること。

六、施設利用者の豊かな生活と権利を保障すること。(1)社会福祉施設に対する「措置費」を大幅に引き上げること。(2)児童収容施設に対する「開差是正」措置を行なわねいこと。(3)公設民営方式や安易な事業団化をすすめないこと。

七、社会福祉施設利用者負担を軽減すること。(1)児童収容施設の保護者からの徴収金を軽減すること。(2)保育所については、イ、徴収保育料のリンク制をたち切ること。ロ、第二子以上は全額免除すること。

八、働く婦人の労働実態に見合った保育時間を、子どもと保育労働者の権利が守られる内容で保障すること。産休あけ保育の保障をすること。

九、社会福祉施設の増設を大幅に行なうことと、その補助単価を引き上げること。なお、施設設置についての最低基準を引き上げ、それに伴う費用は国が負担すること。(1)職員宿舎を完備できるように保障すること。(2)社会福祉施設に機械冷暖房を完備すること。(3)老人ホームをはじめ、社会福祉施設に作業室、娯楽設備等必要な設備を完備すること。(4)給食設備を完備すること。

十、未(無)認可保育所、施設に措置費に見合った補助金を支給すること。(1)職員に対する補助金をすること。(2)給食費、保育費、施設整備の補助金をすること。

十一、第二種社会福祉施設(特に利用施設)に対する補助金を引き上げること。

十二、だれもが老後を安心してくらせる社会保障制度を確立すること。(1)老齢年金は各制度とも最低三万円の保障をすること。(2)六十五才以上の高齢者の医療を制限なく公費で完全に無料にすること。

十三、乳幼児、障害者の医療を制限なく公費で完全に無料にすること。

十四、生活保護基準を大幅に引き上げること。

第二六八号 昭和四十八年一月三十一日受理
社会福祉拡充 社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 京都市上京区千本中立売西入下ル
芝田幸子外五百名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二七〇号 昭和四十八年一月三十一日受理
社会福祉拡充 社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区旭町一ノ四ノ六五
高島ビル三〇六号日本社会福祉研究会大阪支部気付日本社会事業職員組合大阪支部内 梅野英明外五百八名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二八一号 昭和四十八年二月一日受理
社会福祉拡充 社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(四通)

請願者 東京都府中市本町一ノ二三ノ二
高橋正外千四百八十七名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二八二号 昭和四十八年二月一日受理
社会福祉拡充 社会福祉労働者の労働条件改善等

に関する請願

請願者 東京都文京区後楽一ノ四ノ三九日
本社会事業職員組合東京支部内
血海嶺外五百三名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二七二号 昭和四十八年一月三十一日受理
厚生省栄養課廃止反対に関する請願

請願者 札幌市南区南三条西三丁目道央信用金庫内日本栄養士会北海道支部
内 原美智子

紹介議員 河川 陽一君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二八〇号 昭和四十八年二月一日受理
腎臓病の早期発見と医療の改善に関する請願(三通)

請願者 福島県会津若松市神指町高瀬二、六九五 山内実外四千三百九十一名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第八項を同条第十項とし、同条第七項

中「政令で定める勤務を除く。第二十三條第二項第四号及び第三十四條第四項において同じ。」を削り、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 準軍属であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間における準軍属としての勤務(政令で定める勤務を除く。次項、第二十三條第二項第四号及び第三十四條第四項において同じ。)に關連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和四十八年十月一日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって、昭和四十八年十月一日以後帰還する者については、その帰還の日)において、当該負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く)により第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

項とし、同条第四項中「(改正前の恩給法第二十一條に規定する軍人及び準軍人を除く。)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 軍人軍属(改正前の恩給法第二十一條に規定する軍人及び準軍人を除く。次項において同じ。)であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に前項に規定する地域における在職期間内において同項に規定する負傷又は疾病により、昭和四十八年十月一日(同日後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第八條第一項中「軍人軍属であつた者に支給する」を削り、同項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の金額に八九八、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		一、二八三、〇〇〇円	
第二項症		一、〇三九、〇〇〇円	
第三項症		八三四、〇〇〇円	
第四項症		六二九、〇〇〇円	
第五項症		四八八、〇〇〇円	
第六項症		三七二、〇〇〇円	
第一款症		三四六、〇〇〇円	
第二款症		三二一、〇〇〇円	
第三款症		二四四、〇〇〇円	
第四款症		一九二、〇〇〇円	
第五款症		一六七、〇〇〇円	

第八條第二項中「二万四五百円」を「二万八千八百円」に、「二人のときは七千二百円」を「二人までのときは一人につき九千六百円」に、「二人以上」を「三人以上」に、「七千二百円」を「二万九千二百円」に、「一人を」を「二人を」に改め、同条第三項中「二万四五百円」を「二万

不具廢疾の程度	金
第一款症	一、三六四、〇〇〇円
第二款症	一、一三二、〇〇〇円
第三款症	九七二、〇〇〇円
第四款症	七九八、〇〇〇円
第五款症	六四〇、〇〇〇円

第八條第十項を削る。

第八條の二第一項中「又は第四項」を「から第五項まで、第八項又は第九項」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第九項又は第十項」を「第七項」に、「若しくは第四項又は第七項」を「から第五項まで、第八項又は第九項」に改め、同項を同条第三項とする。

第八條の三第三項中「第八項」を「第十項」に改め、同条第四項中「若しくは第七項」及び「若しくは第三項」を削り、同条第五項後段及び各号を削る。

第十一條第二号中「第四項」を「第五項」に改め、「昭和四十七年九月三十日」の下に、「同条第四項に規定する軍人軍属であつた者にあつては昭和四十八年九月三十日」を加え、同条第三号中「第七項」を「第九項」に、「昭和四十六年九月三十日」を「昭和四十六年九月三十日、同条第八項に規定する準軍属であつた者にあつては昭和四十八年九月三十日」に改める。

第十三條第一項第二号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第三号中「第四項又は第七項」

八千八百円」に改め、同条第六項中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「軍人軍属であつた者に支給する」を削り、同項の表を次のように改め、同項を同条第七項とする。

を「第五項又は第九項」に改め、同項第五号中「第六項」を「第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七條第四項又は第八項の規定により支給する障害年金 昭和四十八年十月（同月一日後復員する者に支給するものについて、その復員の日の属する月の翌月とし、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十八年十月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月）

第二十三條第一項第四号中「改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人若しくは準軍人又はこれらの者」を「軍人軍属又は軍人軍属」に改め、同項第五号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項第四号中「昭和十六年十二月八日」を「昭和十二年七月七日」に改める。

第二十六條第一項中「遺族年金の額」の下に「及び遺族給与金の年額」を加え、「七千円」を「九千六百円」に改め、同項第一号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」

に改め、同条中同項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二條第三項中「遺族年金の額」の下に「又は遺族給与金の年額」を加え、同項第一号中「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を、「第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「七千円」を「九千六百円」に改め、同項第二号中「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を、「第五号まで」の下に「又は第二項第二号から第四号まで」を加え、「五千二百五十円」を「七千二百円」に改め、同項第三号中「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を加え、「又は第三号」を「若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号」に、「五千二百五十円」を「七千二百円」に改め、同条第四項を削る。

第四十九條の二中「第四項若しくは第七項」を「第五項若しくは第八項」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二條 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八條中「二万円」を「三万四千六百七十円」に、「二万六千円」とを「二万五千四百七十円」とし、三人ある場合においては「二万六千二百七十円」とに、「三人以上」を「四人以上」に、「二万六千円」を「二万六千二百七十円」に、「二人を」を「三人を」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「七千円」を「九千六百円」に、「二万四五百円」を「二万八千八百円」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第四條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 戦没者等の妻であつて、前項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

一 前条各号に掲げる給付

二 遺族援護法第二十三條第一項第四号又は第五号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金

三 遺族援護法第二十三條第二項第四号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金

四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七條の三の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

五 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号）附則第五條第一項の規定により支給される遺族年金

六 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第七條第一項の規定により支給される遺族年金

第四條第一項中「二十万円とし、」を「前条第一項の特別給付金にあつては二十万円とし、同条第二項の特別給付金にあつては六十万円とし、それぞれ」に改める。

附則第二項中「昭和三十八年五月一日」を「第三條第一項の特別給付金に係るものにあつては昭和三十八年五月一日とし、同条第二項の特別給付金に係るものにあつては当該特別給付金を受ける権利を取得する日の属する月の翌月の初日」に改める。

附則に次の四項を加える。

8 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十九号）による遺族援護法第二條第三項第六号若しくは第四條第四項第二号の規定の改正により同法第二十三條第二項に規定する遺族給与金（同項第一号に掲げる遺族に支給されるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた者又は戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令等の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百二十二号）による戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和四十七年政令第四百三十三号）第一條の四第一項の規定の改正により同法第二十三條第一項に規定する遺族年金（同項第一号に掲げる遺族に支給されるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた者は、第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

9 昭和三十八年四月一日以後に死亡した者（昭和四十二年七月七日以前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、昭和四十八年四月一日において第三條第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者（昭和四十八年十月一日までに戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）は、第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

10 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十八年十一月一日とする。

（国債の償還金の支払の特例）

11 第四條第一項に規定する国債の償還金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができ

る。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第五條 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第六項を削り、同條第七項中「昭和十六年十二月八日」を「昭和十二年七月七日」に、「戦地を除く。」における「を」（事変地及び戦地を除く。）における「を」を（政令で定める勤務を除く。）又は「に」に改め、同項を同條第六項とし、同條第八項中「昭和十六年十二月八日」を「昭和十二年七月七日」に改め、同項を同條第七項とし、同條第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同條第八項とする。

第十八條第二項中「五千五百円」を「六千三百円」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第六條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

11 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十九号）による遺族援護法第二條第三項第六号、第四條第四項第二号若しくは第七條の規定の改正又は戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令等の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百二十二号）による戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和四十七年政令第四百三十三号）第一條の四第一項の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、第二條の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同條第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

12 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三條第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十

八年十月一日」とする。

13 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十八年十月一日とする。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第七條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「特別給付金」を「前項の特別給付金」に改め、同條第三項中「特別給付金」を「第一項の特別給付金」に改め、同條に次の一項を加える。

5 戦没者の父母等であつて、第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子（養子を除く。）又は孫（当該死亡した者の死亡後にその者の養子となつた者の子である孫を除く。）を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

一 次に掲げる給付を受ける権利を有する者

イ 第二條第一項各号に掲げる給付

ロ 遺族援護法第二十三條第一項第四号又は第五号に掲げる遺族に支給される同法

による遺族年金

ハ 遺族援護法第二十三條第二項第四号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金

ニ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号）附則第五條第一項の規定により支給される遺族年金

ホ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第七條第一項の規定により

支給される遺族年金

二 第二條第三項第一号に掲げる者

三 遺族援護法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当していないため第二條第一項第三号若しくは第四号又は第一号からホまでに掲げる給付を受ける権利を有しない者

第五條第一項中「十万円とし、」を「第三條第一項の特別給付金にあつては十万円とし、同條第五項の特別給付金にあつては三十万円とし、それぞれ」に改める。

附則第二項中「昭和四十二年五月十六日」を「第三條第一項の特別給付金に係るものにあつては昭和四十二年五月十六日とし、同條第五項の特別給付金に係るものにあつては当該特別給付金を受ける権利を取得する日」に改める。

附則に次の四項を加える。

10 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父父母として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十九号）による遺族援護法第二條第三項第六号若しくは第四條第四項第二号の規定の改正により同法第二十三條第二項に規定する遺族給与金（同項第一号に掲げる遺族に支給されるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた者（同法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族給与金を受けるべき者を含む。）又は戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令等の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百二十二号）による戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和四十七年政令第四百三十三号）第一條の四第一項の規定の改正により（同法第二十三條第一項に規定する遺族年金（同項第一号に掲げる遺族に支給されるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた者（同法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）

は、第二條第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

11 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者（昭和四十二年七月七日以前の負傷又は疾病により死亡した者を除く）の父母又は祖父母であつたことにより、昭和四十八年四月一日において第三條第五項各号のいずれかに該当する者は、第二條第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

12 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二條第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二條の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和四十八年九月三十日」と、第三條第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和四十八年十月一日」とする。

13 前三項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十八年十月一日とする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）

の一部を次のように改正する。
附則第八條第四項中「七千円」を「九千六百円」に、「五千二百五十円」を「七千二百円」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第四條中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三條、第四條第一項及び附則第二項の改正規定、第五條中戦傷病者特別援護法第十八條第二項の改正規定、第七條中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三條、第五條第一項及び附則第二項の改正規定並びに附則第三條及び附則第四條の規定は、同年四月一日から施行する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二條 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二十三條の規定の改正により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第二十五條第一項	昭和二十七年四月一日	昭和四十八年十月一日
第三十條第一項	昭和二十七年四月二日	昭和四十八年十月二日
第二十五條第一項	昭和二十七年四月二日	昭和四十八年十月二日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十八年十月一日
第二十九條第一項第二号及び第四号	昭和三十四年一月二日	昭和四十八年十月二日
第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十八年九月三十日
第三十條第一項	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十八年九月三十日
	昭和二十七年四月	昭和四十八年十月

第三十條第三項

昭和三十四年一月	昭和四十八年十月
同年同月一日	昭和四十八年十月一日

2 この法律による遺族援護法第七條の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けることとなるべき軍人であつた者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第六十八号）附則第二項の規定を適用しない。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 昭和三十八年十月一日に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に關し、この法律による改正後の同法第三條第二項の規定を適用する場合においては、同項中「十年」とあるのは、「九年六月」とする。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第四條 昭和四十二年四月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に關し、この法律による改正後の同法第三條第五項の規定を適用する場合においては、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

2 昭和四十二年十月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に關し、この法律による改正後の同法第三條第五項の規定を適用する場合においては、同項中「五年」とあるのは、「五年六月」とする。

3 前二項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三條第五項の特別給付金に係る同法第五條第二項に規定する国債の発行の日、この法律による改正後の同法

附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十八年五月一日とする。

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、港灣労働法の一部を改正する法律案

港灣労働法の一部を改正する法律案

港灣労働法（昭和四十年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五條」を「第五條の二」に、

第一章 港灣労働者の登録等

一節 港灣労働者の登録（第六條―第十二條）

二節 港灣労働者の証の交付（第十三條―第十五條）

第三章 港灣労働者の雇用（第十六條―第二十五條）

一節 港灣労働者の登録、雇用等

第一款 港灣労働者の登録（第十六條）

第二款 港灣労働者の雇用（第十七條―第二十五條）

第三款 港灣労働者の証の交付（第十三條―第十五條）

第四款 港灣労働者の登録、雇用等（第十六條―第二十五條）

第五款 港灣労働者の証の交付（第十三條―第十五條）

第六款 港灣労働者の登録、雇用等（第十六條―第二十五條）

第七款 港灣労働者の証の交付（第十三條―第十五條）

第八款 港灣労働者の登録、雇用等（第十六條―第二十五條）

第九款 港灣労働者の証の交付（第十三條―第十五條）

第二条第五号中「二月」を「六月」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 登録日雇港労働者 第八条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録を受けた日雇港労働者をいう。

第三条第三項中「関係行政機関」の下に「及び港労働協会」を加える。

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

（勧告等）

第五条の二 労働大臣は、港労働調整計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、事業主の団体その他の関係者に対し、港労働者の雇用の調整に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができ、

第三章及び第四章を次のように改める。

第三章 港労働者の登録、雇用等

第一節 日雇港労働者の登録、紹介等

第一款 通則

（日雇港労働者に係る事務の実施機関）

第六条 労働大臣は、第二十五条の十三第一項に規定する雇用調整規程につき同項前段の認可を受けている地区港労働協会（次章を除き、以下「地区協会」という。）が存する港労働者については、公共職業安定所長が行なう日雇港労働者の登録、紹介その他の需要供給の調整に関する事務のうち日雇港労働者の登録及び登録日雇港労働者の紹介その他の需要供給の調整に関する事務（以下「登録日雇港労働者に係る事務」という。）を、当該地区協会に行なわせるものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により地区協会に登録日雇港労働者に係る事務を行なわせることとしたとき、又は地区協会に登録日雇港労働者に係る事務を行なわせることとしたときは、当該地区協会が当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地又は当該事務

を廃止する日を、労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。

3 労働大臣は、地区協会が天災その他の事由により登録日雇港労働者に係る事務を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該事務を公共職業安定所長に行なわせることができる。

4 労働大臣は、前項の規定により公共職業安定所長に登録日雇港労働者に係る事務を行なわせることとし、又は公共職業安定所長が行なっている当該事務を行なわせることとするときは、労働省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 第一項の規定により地区協会に登録日雇港労働者に係る事務を行なわせる場合又は第三項の規定により公共職業安定所長に当該事務を行なわせることとした場合における当該事務の引継ぎその他公共職業安定所長と地区協会との間における当該事務の引継ぎに關し必要な事項は、労働省令で定める。

第二款 特定港労働における登録、紹介等

（特定港労働における事務）

第七条 地区協会が存する港労働（前条第三項の規定により労働大臣が登録日雇港労働者に係る事務を公共職業安定所長に行なわせる場合における当該港労働を除く。以下「特定港労働」という。）において公共職業安定所長及び地区協会が行なう日雇港労働者の登録、紹介その他の需要供給の調整に関する事務については、この款及び第四款並びに第三節に定めるところによる。

（登録）

第八条 地区協会は、当該港労働において常時港労働の業務に従事する日雇港労働者について、その氏名、その者が主として従事することを希望する業務その他労働省令で定める事項を、日雇港労働者登録簿に登録する。

備える。

3 第一項の規定による登録を受けようとする者は、地区協会に対し、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

4 地区協会は、前項の申請をした者（次条において「申請者」という。）が主として従事することを希望する業務の種類に係る第三条第二項第二号の日雇港労働者の数（第十二条において「日雇港労働者の定数」という。）を限度として第一項の規定による登録を行なうものとする。

（登録の拒否）

第九条 地区協会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による登録を拒否しなければならない。

一 その者が主として従事することを希望する業務に常時従事するために必要な能力を有しない者

二 第十一条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当したことにより登録日雇港労働者の登録を取り消された者であつて、その登録を取り消された日から起算して一年を経過していないもの

三 港労働の業務の正常な遂行をみだりに妨げるおそれのある者その他港労働の業務に使用されるのに必要な適格性を欠く者

2 地区協会は、申請者に対し、健康診断又は体力若しくは技能に関する検査を受けること、その他申請者の能力を判定するために必要な事項を指示することができる。この場合において、申請者が正当な理由がなくその指示に従わないときは、地区協会は、前条第一項の規定による登録を拒否しなければならない。

3 地区協会は、前二項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を附してその旨を申請者に通知しなければならない。

（日雇港労働者登録票及び日雇港労働者手帳）

港労働者登録票及び日雇港労働者手帳を交付しなければならない。

（登録の取消）

第十一条 地区協会は、登録日雇港労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消さなければならない。

一 第九条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたと認められるとき

二 正当な理由がなく、地区協会の紹介する港労働の業務につくことをしばしば拒んだとき

三 正当な理由がなく、地区協会が第十七条第二項の規定により指示する訓練を受けることをしばしば拒んだとき

四 港労働の業務に従事する際、日雇港労働者登録票の携帯をしばしば怠つたとき

五 日雇港労働者登録票又は日雇港労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与したとき

六 第十七条第一項の規定に違反して、出頭をしばしば怠つたとき

七 偽りその他不正の行為により第八条第一項の規定による登録を受けたとき

八 偽りその他不正の行為により雇用調整手当の支給を受け、又は受けようとしたとき

2 第九条第三項の規定は、前項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

第十二条 地区協会は、港労働調整計画が策定され、又は変更されたことにより当該港労働調整計画に係る日雇港労働者の定数が減少し、当該定数に係る種類の業務について登録を受けている登録日雇港労働者の数が当該定数を上回るに至つたときは、労働大臣の承認を受けて、その上回る数を限度として、登録日雇港労働者の登録を取り消すことができる。

者の数が当該定数以下となる見通しがないため、当該港灣における登録日雇港灣労働者の適正な就労日数その他の労働条件の維持が困難であり、かつ、その状態が短期間に改善されることと困難であると認められる場合に行なうものとする。この場合において、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定による登録の取消しは、港灣運送の業務に従事した期間、生活の状況、港灣運送の業務に従事する能力及び適格性等の事情を考慮して労働省令で定める順位によつてしななければならない。

4 第九条第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

(登録に関する差別取扱いの禁止)

第十三条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録、第九条第一項若しくは第二項の規定による登録の拒否又は第十一條第一項若しくは前条第一項の規定による登録の取消しを行なうにあつては、その者の人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別取扱いをしてはならない。

(登録委員会の意見の聴取)

第十四条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録、第九条第一項若しくは第二項の規定による登録の拒否又は第十一條第一項若しくは第十二条第一項の規定による登録の取消しを行なうとき、第二十五條の三十五第一項に規定する登録委員会の意見をきかなければならない。

(公共職業安定所長に対する報告)

第十五条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録又は第十一條第一項若しくは第十二条第一項の規定による登録の取消しを行なつたときは、労働省令で定めるところにより、当該日雇港灣労働者の氏名その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に報告しなければならない。

(日雇港灣労働者の紹介)

第十六条 事業主は、日雇港灣労働者を雇入れようとするときは、地区協会に日雇港灣労働者に係る求人申込みをしなければならぬ。

2 地区協会は、事業主が申し込んだ日雇港灣労働者に係る求人に対して登録日雇港灣労働者を紹介するものとし、登録日雇港灣労働者によつてはその求人充足することができなかつたときは、当該充足することができなかつた求人者を公共職業安定所に連絡するものとする。

3 前項の規定により求人との連絡を受けた公共職業安定所は、当該求人に対して登録日雇港灣労働者以外の日雇港灣労働者(以下「非登録日雇港灣労働者」という。)を紹介するものとする。

4 前項の規定により事業主に非登録日雇港灣労働者を紹介した公共職業安定所は、当該紹介に係る事業主の氏名又は名称並びに非登録日雇港灣労働者の氏名及び雇用期間を、地区協会に通知するものとする。

5 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第二十條の規定は、第二項の規定により地区協会が登録日雇港灣労働者の紹介を行なう場合に準用する。

(登録日雇港灣労働者の出頭等)

第十七条 登録日雇港灣労働者は、日曜日その他労働省令で定める日を除き、地区協会の指示するところにより、港灣運送の業務に紹介を受けるために出頭しなければならない。ただし、疾病又は負傷、地区協会の紹介による港灣運送の業務への就労その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 地区協会は、前項の規定により出頭にいかかわらず、事業主に雇用されるに至らなかつた登録日雇港灣労働者に対し、その者の知識、技能及び経験、日雇港灣労働者に係る求人の状況等からみて必要があると認めるときは、第二十五條の十二第一項第三号の訓練を受けることを指示することができる。

3 地区協会は、登録日雇港灣労働者が第一項の規定により出頭したときは、日雇港灣労働者手帳の提出を求め、その者に対する港灣運送の業務への紹介及び前項の規定による指示に関する事項その他労働省令で定める事項を記載したうえ、その者に当該日雇港灣労働者手帳を返還しなければならない。

(登録日雇港灣労働者の雇用期間の延長の承認)

第十八条 地区協会は、事業主がその雇用する登録日雇港灣労働者をその者に係る求人申込みの内容とした雇用期間(その雇用期間について次条第一項の規定による指示があつたときは、その指示された期間)をこえて引き続き雇用することについて申請をしたときは、期間を定め、雇用期間の延長を承認することができる。

事業主が当該延長した雇用期間をこえてさらに引き続き雇用することについて申請をしたときも、同様とする。

(日雇港灣労働者の雇用期間の短縮の指示)

第十九条 地区協会は、登録日雇港灣労働者の適正な就労日数を確保し、又は登録日雇港灣労働者に係る求人充足の不均衡を是正するために必要があると認めるときは、事業主が雇入れ、又は引き続き雇用しようとする登録日雇港灣労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

2 地区協会は、前項の指示を行なつたときは、その旨を公共職業安定所長に報告しなければならない。

3 公共職業安定所長は、前項の報告を受けた場合において、登録日雇港灣労働者の適正な就労日数を確保するために非登録日雇港灣労働者の雇用期間を短縮する必要があると認めるときは、事業主が雇入れようとする非登録日雇港灣労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

(日雇港灣労働者の紹介停止)

第二十条 地区協会は、日雇港灣労働者に係る求人の申込みをした事業主が、正当な理由がなく

当該求人について紹介を受けた登録日雇港灣労働者を雇入れなかつたときは、公共職業安定所長の承認を受けて、七日以内の期間を定め、その期間、当該事業主に対し、登録日雇港灣労働者の紹介を行なわないことができる。

2 地区協会は、前項の規定により登録日雇港灣労働者の紹介を行なわないこととしたときは、当該期間、当該事業主の日雇港灣労働者に係る求人の申込みを受理しないものとする。

第二十一条 地区協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共職業安定所長の承認を受けて、一月をこえない範囲内において労働省令で定める期間、当該事業主に対し、登録日雇港灣労働者の紹介を行なわないことができる。

一 事業主が第十八条の承認を受けずに登録日雇港灣労働者を引き続き雇用したとき。

二 事業主が第二十四條に規定する雇用期間をこえて非登録日雇港灣労働者を引き続き雇用したとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により登録日雇港灣労働者の紹介を行なわないこととした場合に準用する。

第三款 特定港灣以外の港灣における登録、紹介等

(特定港灣以外の港灣における事務)

第二十二条 特定港灣以外の港灣において公共職業安定所長が行なう日雇港灣労働者の登録、紹介その他需要供給の調整に関する事務については、この款及び次款並びに第三節に定めるところによる。

2 第八条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、これらの規定中「地区協会」とあるのは、第八条第二項、第二十一条第一項第二号及び第十七條第一項ただし書の規定にあつては「公共職業安定所」と、その他の規定にあつては「公共職業安定所長」と読み替へるものとし、第十二條第一項中「ときは、

労働大臣の承認を受けて」とあるのは「場合において、労働大臣が指示したときは」と、同条第二項中「承認」とあるのは「指示」と、第十七条第二項中「第二十五条の十二第一項第三号」とあるのは「第二十五条の十二第一項第三号又は第二十九条第二号」と、第十九条第一項中「又は引き続き雇用しようとする登録日雇港労働者」とあるのは「若しくは引き続き雇用しようとする登録日雇港労働者又は雇入れようとする非登録日雇港労働者」と、第二十条第一項及び第二十一条第一項中「ときは」、公共職業安定所長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と、「登録日雇港労働者の紹介」とあるのは「日雇港労働者の紹介」と読み替えるものとする。

3 公共職業安定所は、事業主が申し込んだ日雇港労働者に係る求人に対して求職者を紹介するときは、まず登録日雇港労働者を紹介するものとし、非登録日雇港労働者は、登録日雇港労働者によつてはその求人を充足することができない場合において紹介するものとする。

4 第二項において準用する第九條第一項若しくは第二項、第十一條第一項、第十七條第一項若しくは第十九條第一項、第十八條若しくは第二十条第一項若しくは第二十一条第一項の規定による登録の拒否、登録の取消し、指示、承認若しくは紹介停止又は前項の規定による紹介は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によつてしなければならない。

第四款 日雇港労働者の直接雇入れの禁止等

(直接雇入れの禁止)

第二十三条 事業主は、公共職業安定所又は地区協会の紹介を受けて港運送の業務に使用するために雇入れた者でなければ、日雇港労働者として港運送の業務に使用してはならない。ただし、天災により求人の申込みをすることができないことその他の労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 事業主は、前項ただし書の規定に該当する場合において、同項本文に規定する者以外の者を日雇港労働者として港運送の業務に使用するときは、労働省令で定めるところにより、当該日雇港労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長及び地区協会に届け出なければならない。

(非登録日雇港労働者の雇用期間の延長の禁止)
第二十四条 事業主は、その雇用する非登録日雇港労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間をこえて引き続き日雇港労働者として雇用してはならない。

第二節 常用港労働者の使用等

(常用港労働者に関する使用の届出)

第二十五条 事業主は、その雇用する労働者を常時港運送の業務に従事する常用港労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を、公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 事業主は、前項の規定による届出に係る労働者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名その他労働省令で定める事項を、公共職業安定所長に届け出なければならない。

一 死亡したとき。
二 離職したとき。
三 前二号に掲げる場合のほか、常時港運送の業務に従事する常用港労働者でなくなつたとき。

(常用港労働者証の交付)

第二十五条の二 公共職業安定所長は、前条第一項の規定による届出した事業主に対し、その届出に係る常用港労働者の常用港労働者証を交付する。

2 事業主は、前項の規定により常用港労働者証の交付を受けたときは、当該常用港労働者証に係る常用港労働者に当該常用港労働者証を交付しなければならない。

証を交付しなければならない。

(常用港労働者の臨時使用の届出)
第二十五条の三 事業主は、その雇用する労働者を常時港運送の業務に従事する常用港労働者を常時港運送の業務に従事する常用港労働者以外の常用港労働者(次条において「臨時使用に係る常用港労働者」という。)として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、使用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(常用港労働者の臨時使用の制限)
第二十五条の四 労働大臣は、港運送に必要な労働力の需要供給の状況等の著しい変動のため港運送の業務につくことができない登録日雇港労働者が著しく多数発生した港がある場合において、登録日雇港労働者の適正な就労日数を確保するために特に必要があると認めるときは、期間を定めて、当該港を、臨時使用に係る常用港労働者の使用を禁止する港として指定することができる。

2 事業主は、前項の規定による指定に係る港において、同項の規定により労働大臣が定めた期間内は、臨時使用に係る常用港労働者を使用してはならない。ただし、すでに前条の規定による届出があつた臨時使用に係る常用港労働者の使用については、当該届出に係る使用期間内は、この限りでない。

3 労働大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ中央職業安定審議会の意見をきいて定めた基準によつてしなければならない。

4 労働大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該港において公表しなければならない。

第三節 補則
(港労働者の義務)
第二十五条の五 登録日雇港労働者は、港運送の業務に従事するときは、日雇港労働者登録票を携帯し、公共職業安定所の当該職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 登録日雇港労働者は、日雇港労働者登録票及び日雇港労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 登録日雇港労働者は、公共職業安定所から港運送の業務以外の業務への紹介を受けてその業務についたときは、公共職業安定所長に日雇港労働者手帳を提出し、その旨の記載を受けなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、常用港労働者について準用する。この場合において、第一項中「日雇港労働者登録票」とあり、及び第二項中「日雇港労働者登録票及び日雇港労働者手帳」とあるのは、「常用港労働者証」と読み替えるものとする。

(港労働者の紹介停止)
第二十五条の六 公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該事業主に紹介する港労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、一月をこえない範囲内において労働省令で定める期間、当該事業主に対し、港労働者の紹介を行なわなければならない。

一 事業主の雇用する港労働者の労働条件が法令に違反するとき。
二 事業主が偽りの求人条件により港労働者を雇用したとき。

2 公共職業安定所長は、前項の規定により港労働者の紹介を行なわなければならないときは、地区協会に対し、当該期間、当該事業主に登録日雇港労働者を紹介してはならない旨を指示するものとする。

3 第二十二條第四項の規定は、第一項の紹介停止について準用する。

4 地区協会は、第一項各号に掲げる事実があると認めるときは、公共職業安定所長に報告するものとする。

(労働省令への委任)

第二十五条の七 この章に定めるもののほか、日雇港労働者の登録、登録の拒否、登録の取消し、紹介、紹介停止並びに雇用期間の延長の承認及び短縮の指示、登録日雇港労働者の出頭及び訓練の指示並びに日雇港労働者登録票、日雇港労働者手帳及び常用港労働者証に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第四章 港労働協会の

第一節 通則

(種類)

第二十五条の八 港労働協会(以下「協会」という)は、次に掲げるものとする。

一 地区港労働協会(以下この章において「地区協会」という。)

二 中央港労働協会(以下この章において「中央協会」という。)

(人格等)

第二十五条の九 協会は、法人とする。

二 協会でないものは、その名称中に港労働協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十五条の十 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 地区協会

(設立)

第二十五条の十一 地区協会は、政令で指定する港労働者に一個とする。

(業務)

第二十五条の十二 地区協会は、次の業務を行なうものとする。

- 一 日雇港労働者の登録を行なうこと。
- 二 登録日雇港労働者を港運送の業務に紹介すること。
- 三 登録日雇港労働者に対して港運送の業務に従事するために必要な知識及び技能を習

得させるための訓練を行なうことその他登録日雇港労働者の需要供給の調整を行なうこと。

四 登録日雇港労働者の雇用機会の確保を図ること。

五 登録日雇港労働者に対して医師による健康診断を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、登録日雇港労働者の雇用の安定、福祉の増進及びこれらに關連する業務を行なうこと。

2 地区協会は、前項の業務のほか、次の業務を行なうことができる。

一 第四十四条第二項の規定による労働大臣の認可を受けて、同条第一項の納付金事務を処理すること。

二 第五十六条第一項の規定による労働大臣の認定を受けて、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第二条第三項の退職金共済契約を締結し、同法の定めるところにより当該退職金共済契約に係る事務を行なうこと。

3 地区協会は、第一項第六号に掲げる業務を行なうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

4 地区協会は、第一項の業務を行なうにあつては、港労働調整計画に即応するように努めなければならない。

(雇用調整規程)

第二十五条の十三 地区協会は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務(以下「雇用調整業務」という)について、当該業務の開始前に、当該業務の実施に關し必要な規程(以下「雇用調整規程」という)を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 雇用調整規程には、次の事項を定めなければならない。

- 一 日雇港労働者の登録及び登録の拒否並びに登録日雇港労働者の登録の取消しに關する基準及び手続

る基準及び手続

二 登録日雇港労働者の紹介及び紹介停止に關する基準及び手続

三 登録日雇港労働者の訓練に關する基準及び手続

四 登録日雇港労働者の雇用期間の延長の承認及び短縮の指示に關する基準及び手続

五 登録日雇港労働者の雇用機会の確保の方法その他必要な事項

3 雇用調整規程は、その内容が次の各号に適合するものでなければならない。

一 法令及び中央協会が定める雇用調整規程に關する基準に違反しないこと。

二 特定の日雇港労働者又は事業主に対して不当な差別取扱いをするものでないこと。

4 労働大臣は、雇用調整規程が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該地区協会に対し、その雇用調整規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消すことができる。

5 労働大臣は、第一項の認可をし、又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

6 地区協会は、雇用調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(関係労働者の意見の聴取)

第二十五条の十四 地区協会は、雇用調整規程を定めようとするときは、労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(会員の資格)

第二十五条の十五 会員は、港労働調整計画に沿ひ、かつ、雇用調整規程に従ひ、共同して、登録日雇港労働者の雇用機会の確保その他雇用の安定を図るよう努めなければならない。(会員の資格)

第二十五条の十六 地区協会の会員の資格を有するものは、事業主とする。

(会員の加入)

第二十五条の十七 地区協会は、事業主が地区協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(会費)

第二十五条の十八 地区協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(発起人)

第二十五条の十九 地区協会を設立するには、その会員にならうとする十人以上のものが発起人となることを要する。

(創立総会)

第二十五条の二十 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議の開催日の少なくとも二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有するもので、その創立総会の開催日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(設立の認可)

第二十五条の二十一 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 労働大臣は、設立の認可をしようとするときは、前項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしななければならない。

- 一 設立の手続又は定款の内容が法令の規定に適合すること。
- 二 定款に虚偽の記載がないこと。

三 職員、設備、業務の方法その他の事項につ
いての業務の実施に関する計画が適正なも
のであり、かつ、その計画を確実に遂行するに
足る経理的及び技術的な基礎を有すると認
められること。

四 前号に定めるもののほか、業務が公正かつ
的確に行なわれ、登録日雇港労働者の雇用
の安定及び福祉の増進に資することが確実で
あると認められること。

3 労働大臣は、第一項の認可をしようとするこ
ときは、中央職業安定審議会の意見をきかなけれ
ばならない。

(事務の引継ぎ)

第二十五条の二十二 発起人は、設立の認可があ
つたときは、遅滞なく、その事務を地区協会の
会長となるべき者に引き継がなければならない
い。

(成立の時期等)

第二十五条の二十三 地区協会は、主たる事務所
の所在地において設立の登記をすることによつ
て成立する。

2 地区協会は、成立の日から二週間以内に、そ
の旨を労働大臣に届け出なければならない。

(定款)

第二十五条の二十四 地区協会の定款には、次の
事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 業務

四 主たる事務所の所在地

五 会員の資格並びに加入及び脱退に関する事
項

六 会議に関する事項

七 役員に関する事項

八 会計に関する事項

九 会費に関する事項

十 事業年度

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法

2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなけれ
ば、その効力を生じない。

(役員)

第二十五条の二十五 地区協会の役員として、
会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置
く。

2 地区協会の役員として、前項の理事及び監
事のほか、定款で定めるところにより、非常勤
の理事及び監事を置くことができる。

3 会長は、地区協会を代表し、その業務を総理
する。

4 理事は、定款で定めるところにより、会長を
補佐して業務を掌理し、会長に事故があるとき
はその職務を代理し、会長が欠員のときはその
職務を行なう。

5 監事は、地区協会の業務及び経理の状況を監
査する。

(役員の任免及び任期)

第二十五条の二十六 役員は、定款で定めるとこ
ろにより、総会において選任し、又は解任する。
ただし、設立当時の役員は、創立総会において
選任する。

2 前項の規定による役員の選任は、労働大臣の
認可を受けなければならない。

3 役員の任期は、三年以内において定款で定め
る期間とする。ただし、設立当時の役員の任期
は、一年六月以内において創立総会で定める期
間とする。

(役員の欠格条項)

第二十五条の二十七 次の各号のいずれかに該当
する者は、地区協会の役員になることはできな
い。

一 この法律、労働基準法(昭和二十二年法律
第四十九号)第五条若しくは第六条又は職業
安定法第四十四条の規定に違反して罰金以上
の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日か
ら二年を経過しないもの

二 前号に掲げる法律の規定以外の法令の規定
に違反して禁錮以上の刑に処せられた者で、
その刑の執行を終わり、又は執行を受けるこ
とがなくなつた日から二年を経過しないもの
(監事の兼職禁止)

第二十五条の二十八 監事は、地区協会の会長、
理事又は職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二十五条の二十九 地区協会と会長との利益が
相反する事項については、会長は、代表権を有
しない。この場合には、定款で定めるところに
より、監事が地区協会を代表する。

(雇用調整業務につかせる者)

第二十五条の三十 地区協会は、労働省令で定め
るところにより、雇用調整業務につかせる役員
及び職員に労働省令で定める雇用調整業務に関
する講習を受けさせなければならない。

2 地区協会は、第二十五条の二十七各号のいづ
れかに該当する者を雇用調整業務につかせるは
ならない。

3 第二十五条の二十七各号のいずれかに該当す
る者は、雇用調整業務を行なつてはならない。
(秘密保持義務)

第二十五条の三十一 役員若しくは雇用調整業務
に従事する職員又はこれらの職にあつた者は、
その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはな
らない。

(役員等の公務員たる性質)

第二十五条の三十二 役員及び雇用調整業務に従
事する職員は、刑法(明治四十年法律第四十五
号)その他の罰則の適用については、法令によ
り公務に従事する職員とみなす。

(決算関係書類の備付け等)

第二十五条の三十三 会長は、通常総会の開催日
の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、
収支決算書及び財産目録を監事に提出し、か
つ、これらを主たる事務所に備えて置かなけれ
ばならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定す
る書類を通常総会に提出し、その承認を求めな
なければならない。

(総会)

第二十五条の三十四 会長は、定款で定めるとこ
ろにより、毎年一回、通常総会を招集しなけれ
ばならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総
会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
三 雇用調整規程の設定又は変更
四 解散
五 会員の除名
六 前各号に掲げるもののほか、定款で定める
事項

4 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席
して、その出席者の議決権の過半数で決する。
ただし、前項第一号又は第三号から第五号まで
の事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が
出席して、その出席者の議決権の三分の二以上
の多数で決する。

(登録委員会)

第二十五条の三十五 地区協会には、登録委員会
を置かなければならない。

2 登録委員会は、地区協会の会長の諮問に応じ
て、第八条第一項の規定による登録、第九条第
一項若しくは第二項の規定による登録の拒否又
は第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規
定による登録の取消しの処分について意見を述
べる。

3 登録委員会は、関係労働者を代表する委員、
関係事業主を代表する委員及び学識経験のある
委員各一人をもつて組織する。

4 委員は、地区協会の会長が労働大臣の承認を
受けて委嘱する。この場合において、関係労働
者を代表する委員については、労働省令で定め
るところにより、港湾労働者の加入している労働
者

働者の団体が推せんした者のうちから委嘱するものとする。

(解散)

第二十五条の三十六 地区協会は、次の理由によつて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 破産
- 三 設立の認可の取消し
- 四 第二条第一号又は第二十五条の十一に規定する指定の解除

2 前項第一号に掲げる理由による解散は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人)

第二十五条の三十七 清算人は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任し、同項第三号又は第四号に掲げる理由による解散の場合には労働大臣が選任する。(財産の処分等)

第二十五条の三十八 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

2 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定めるときは、残余財産は、地区協会と類似の港湾労働者の福祉の増進のための活動を行なう団体に帰属させるものとしなければならない。

3 前項に規定する団体がなくときは、当該残余財産は、国に帰属する。

(準用)

第二十五条の三十九 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は地区協会の設立、管理及び運営について、同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)、及び第八十三条並びに非訟事件

手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五号ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は地区協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「労働大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「港湾労働法第二十五条の三十七」と読み替えるものとする。

第三節 中央協会

(設立)

第二十五条の四十 中央協会は、全国を通じて一個とする。

(業務)

第二十五条の四十一 中央協会は、会員間の連絡及び調整並びに会員に対する指導及び援助を行なうほか、次の業務を行なうものとする。

- 一 雇用調整規程に関する基準を定めること。
- 二 前号に掲げるもののほか、登録日雇港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進及びこれらに関連する業務を行なうこと。

2 中央協会は、前項第二号に掲げる業務を行なおうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 第二十五条の十二第四項の規定は、中央協会が第一項の業務を行なう場合に準用する。

(雇用調整規程に関する基準)

第二十五条の四十二 中央協会は、雇用調整規程に関する基準を定めようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第二十五条の十三第二項から第六項までの規定は、前項の雇用調整規程に関する基準について準用する。この場合において、同条第二項中「次の事項」とあるのは「次の事項に関する基本的な事項」と、同条第三項第一号中「法令及び

中央協会が定める雇用調整規程に関する基準」とあるのは「法令」と、同条第四項中「当該地区協会」とあるのは「中央協会」と、同項及び同条第五項中「第一項」とあるのは「第二十五条の四十二第一項」と、同条第六項中「地区協会」とあるのは「中央協会」と読み替えるものとする。

(会員)

第二十五条の四十三 中央協会の会員の資格を有するものは、地区協会とする。

2 地区協会は、すべて中央協会の会員となる。

(発起人)

第二十五条の四十四 中央協会を設立するには、二以上の地区協会が発起人となることを要する。

(準用)

第二十五条の四十五 第二十五条の十八、第二十五条の二十から第二十五条の二十九まで、第二十五条の三十三及び第二十五条の三十四(第三項第五号を除く。)、並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は中央協会の設立、管理及び運営について、第二十五条の三十六(第一項第四号を除く。)、第二十五条の三十七及び第二十五条の三十八並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)、及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)、第三十六条、第三十七号ノ二、第三百三十五号ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は中央協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第二十五条の二十四第一項第五号中「会員の資格並びに加入及び脱退に関する事項」とあるのは「会員の資格に関する事項」と、第二十五条の三十四第三項第三号中「雇用調整規程」とあるのは「雇用調整規程に関する基準」と、同条第四項中

「前項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは「前項第一号、第三号又は第四号」と、第二十五条の三十七中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第三号」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「労働大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「港湾労働法第二十五条の四十五ニ於テ準用スル同法第二十五条の三十七」と読み替えるものとする。

第四節 監督

(決算関係書類の提出)

第二十五条の四十六 協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を労働大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第二十五条の四十七 地区協会は、登録日雇港湾労働者の紹介の状況その他労働省令で定める事項を、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長に報告しなければならない。

2 労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、協会に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

3 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十五条の四十八 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができ、(役員等の解任命令)

第二十五条の四十九 労働大臣は、協会の役員又は雇用調整業務に従事する地区協会の職員がこの法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは雇用調整規程に違反する行為をしたとき、又は雇用調整業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、当該協会に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができ、

(設立の認可の取消し)

第二十五条の五十 労働大臣は、協会が次の各号のいずれかに該当するときは、設立の認可を取り消すことができる。

一 法令、定款又は雇用調整規程に違反した運営を行つたとき。

二 前二条の規定による命令に違反したとき。

三 雇用調整業務を実施しなかつたとき。

第二十九条に次のただし書を加える。

ただし、地区協会が存する港湾においては、

第二号の業務は、行なわないものとする。

第三十条第一項中「その該当することについて

の公共職業安定所長」を「その該当することについて

の地区協会(特定港湾以外の港湾においては、公共職業安定所長)の証明を、第二号に該当

する者についてはその該当することについての地区協会に、同項第一号中「第二十條第一項

(第二十二條第二項において準用する場合を含む。の規定により)に改め、同項第二号を第三

号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十五条の十二第一項第三号の訓練を受ける者

第三十条第二項中「該当する日につき」の下に

「労働省令で定めるところにより」を加える。

第三十一条第二項中「業務について」の下に

「公共職業安定所」を加える。

第三十二条第一項中「公共職業安定所」を「地区協会(特定港湾以外の港湾においては、公共職業安定所)」に、「第二十九條第二号の訓練」を

「第二十五條の十二第一項第三号の訓練(地区協会

が存する港湾以外の港湾においては、第二十九條

第二号の訓練)」に改める。

第三十四條中「第二十條第二項」を「第二十二

條第二項において準用する第十七條第二項」に改

める。

第三十五条第三項中「当該事業主が港湾運送の

業務に使用するために雇用した日雇港湾労働者の

労働省令で定める方法により算出した延数を」を

「当該事業主がその月において港湾運送の業務に

使用するために雇用した日雇港湾労働者の当該雇

用に係る就労日数を合計して得た数を」に改め、

「控除した額」の下に「とその月において離職し

た常時港湾運送の業務に従事する常用港湾労働者

であつて当該離職の日が当該事業主に雇用された

日から六月以内であるものの当該雇用期間の総日

数を合計して得た数を労働大臣が定める金額に乘

じて得た額との合計額」を加える。

第四十八條第二項中「(明治二十九年法律第八十

九号)を削る。

第五十六條第一項中「(昭和三十四年法律第六十

十号)を削る。

第五十七條の次に次の一号を加える。

(地区協会が存する港湾における認定)

第五十七條の二 地区協会が存する港湾に第五十

六條第一項の規定による労働大臣の認定を受けた

事業主団体がある場合において、地区協会が

同項の規定による労働大臣の認定を受けたときは

は、当該事業主団体に係る当該認定は、その効

力を失ふものとする。この場合において、当該

事業主団体が締結していた中小企業退職金共済

法第二條第三項の退職金共済契約及びこれに基

づく同条第六項の共済契約者としての権利義務

は、当該地区協会が引き継ぐものとし、当該港

湾における登録日雇港湾労働者は、引き続き、

当該引き継がれた退職金共済契約に基づく同条

第七項の被共済者であるものとする。

第六十一條第一項中「第十三條第二項」を「第

二十五條の二第一項」に改める。

第六十四條中「公共職業安定所」の下に「若し

くは地区協会」を加え、同条の次に次の一号を加

える。

(日雇港湾労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港湾勞

働者の登録に關する処分不服がある者は、都

道府県知事に対して行政不服審査法(昭和三十

七年法律第六十号)による審査請求をすること

ができる。

第六十五條第三項中「(昭和三十七年法律第六十

十号)を削る。

第六十九條中「及び雇用促進事業団」を「雇

用促進事業団及び協会」に改める。

第七十條に後段として次のように加える。

この場合においては、政令で定める。

替えについては、政令で定める。

第七十二條第一項中「三万円」を「十万円」に

改め、同項第一号を次のように改める。

一 第二十三條第一項又は第二十五條の四第二

項の規定に違反したとき。

第七十二條第二項中「三万円」を「十万円」に

改め、同項第三号を次のように改める。

三 第六十二條の規定による報告をせず、又は

偽りの報告をしたとき。

第七十二條中第二項を第四項とし、第一項の次

に次の二項を加える。

2 地区協会が第二十五條の三十第二項の規定に

違反したときは、その行為をした地区協会の役

員又は職員は、六月以下の懲役又は十万円以下

の罰金に処する。

3 協会が第二十五條の四十七第二項の規定によ

る報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は

同項の規定による当該職員の質問に対して答弁

せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項

の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

したときは、その行為をした協会の役員又は職

員は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に

処する。

第七十二條の次に次の一号を加える。

第七十二條の二 第二十五條の三十第三項の規定

に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第七十三條中「一万円」を「五万円」に改め、

同条第一号を次のように改める。

一 第二十三條第二項、第二十五條第一項若し

くは第二項又は第二十五條の三の規定に違反

したとき。

第七十三條に次の一項を加える。

2 地区協会が第二十五條の四十七第一項の規定

に違反して報告せず、又は偽りの報告をしたと

きは、その行為をした地区協会の役員又は職員

は、五万円以下の罰金に処する。

第七十四條第一項中「五万円」を「三万円」に

改め、同項第一号中「第十四條第一項」を「第二

十五條の二第二項」に改め、同条第二項中「五千

円」を「三万円」に改め、同項第一号中「第九條

第三項」を「第二十五條の五第二項」に改め、同

項第二号を次のように改める。

二 第六十一條第二項の規定による報告をせず、

若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定によ

る当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは

偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査

を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十四條に次の一項を加える。

3 第二十五條の三十一の規定に違反した者は、

三万円以下の罰金に処する。

第七十五條第一項中「前三條」を「第七十二條

第一項若しくは第四項、第七十三條第一項又は前

條第一項若しくは第二項第二号若しくは第三号」

に改め、同条の次に次の一号を加える。

第七十五條の二 協会が次の各号のいずれかに該

当するときは、その行為をした協会の発起人、役

員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第二十五條の十第一項の規定に違反したと

き。

二 第二十五條の十二第一項若しくは第二項又は

は第二十五條の四十一に規定する業務以外の

業務を行つたとき。

(罰則に関する経過措置)

二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する請願（三通）

第三〇三号 昭和四十八年二月五日受理

社会福祉協議会活動強化のための予算増額に関する

請願者 石川県鳳至郡能都町字宇出津社会

第三〇四号 昭和四十八年二月五日受理

請願者 長野県諏訪市高島一ノ二二ノ三〇

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第三一〇号 昭和四十八年二月六日受理

請願者 和歌山県有田市箕島八八七 岡崎

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第二八四号 昭和四十八年二月二日受理

請願者 福岡県鞍手郡宮田町五坑二区 神

特定地域開発就労事業に就労する者の身分の保障

等のため、左記事項の早急実現を図られたい。

場の大幅な拡大、年齢制限の解除など）

(開就の四十八年度政府原案は一人あたり六千

理由

に關する請願

二ノ背頂の脈管は、第二八四号三司である。

に關する請願

紹介議員 矢山 有作君

100

に關する請願

大村慶外百四十九名

紹介議員 小野 明君

年間十二箇月（一箇月二十五日）の就労保障と

理由

[illegible]

請願者 福岡県飯塚市鯉田柳町一、五二六

紹介議員 安永 英雄君

六山号 呂和四十八年二月一日受里

する請願

山崎 昇君

一九〇号 昭和四十八年二月二日受理

請願者 京都市伏見区南大島町九七ノ九

前願の趣旨は、第二六四号と同じである。

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷三ノ一四ノ五
桜井美砂子外二千五百名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二九二号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 川崎市多摩区宿河原一、七九二
佐藤則明外二千五百名
紹介議員 栗林 卓司君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二九三号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 東京都千代田区一ツ橋二ノ六ノ二
教育会館内東京都保育所労働組合
内 尾崎璋枝外二千五百名
紹介議員 柴田利右エ門君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二九四号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 静岡県三島市一番町六ノ一五 小
代田富治外二千五百名
紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二九五号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 静岡県賀茂郡松崎町宮内三三九
石垣壮介外二千五百名
紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二九六号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 大阪府河内長野市向野町六四 神
宿恵美子外二千五百名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二九七号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 横浜市中区寿町二ノ七ノ八日本社
会事業職員組合神奈川県支部内
佐野英司外二千五百名
紹介議員 中村 利次君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二九八号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 埼玉県加須市北小浜一、一〇四
青木松幸外二千五百名
紹介議員 萩原國香子君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第二九九号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 東京都板橋区前野町五ノ四一ノ四
川端松男外二千五百名
紹介議員 藤井 垣男君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第三〇〇号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 東京都品川区荏原二ノ一三ノ一八
古川立生外二千五百名

紹介議員 松下 正寿君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第三〇一号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 横浜市港北区日吉本町一、二三四
南日吉団地三ノ三〇六 渡辺威
外二千五百名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第三〇二号 昭和四十八年二月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願
請願者 東京都葛飾区東新小岩八ノ一三
赤堀広司外二千五百名
紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第三〇五号 昭和四十八年二月五日受理
理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格に
おける法律改正に関する請願(二通)
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町高木信濃整
肢療護園内 宮坂和江外六十六名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三三三号 昭和四十八年二月八日受理
身体障害者の社会復帰のため自動車の無料貸与制
度実施に関する請願
請願者 東京都杉並区荻窪二ノ三三ノ九全
日本身障連転者福祉協会内 小山
力太郎
紹介議員 藤原 道子君
手足の不自由な身体障害者に対し、自動車の無料
貸与制度を実施されたい。

理由
一、手足の不自由な身体障害者は、自動車の運転
免許を取得しても、自動車の購入資力がなく、
借入金制度を利用しても、返済が困難である。
二、イギリス等では身体障害者に自動車無料貸
与しており、多くの者がその恩恵を受けて社会
復帰の道を歩んでいる。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。
一、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の
一部を改正する法律案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部
を改正する法律案
児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一
部を改正する法律

(児童扶養手当法の一部改正)

第一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二
百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「公的年金給付」を
「国民年金法に基づく障害福祉年金及び老齢福
祉年金以外の公的年金給付」に改める。

第五条中「四千三百円」を「六千五百円」に
改める。

第二条 児童扶養手当法の一部を次のように改正
する。

第五条中「二人以上」を「一人」に、「六千
五百円にその児童のうち一人」を「七千三百円と
し、三人以上であるときは、七千三百円にその
児童のうち二人」に改める。

(特別児童扶養手当法の一部改正)

第三条 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律
第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とす
る。

第四条第三項第三号中「父又は母の死亡につ

いて支給される公的年金給付」を「政令で定める法律に基づく年金たる給付で廃疾を支給事由とするもの」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同条第四項第三号を削る。

第五号中「四千三百円」を「六千五百円」に改める。

第七号中「児童扶養手当法」の下に「昭和三十六年法律第二百三十八号」を加える。

第二十五条中「受給資格者、当該児童若しくは当該児童がその支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となつている公的年金給付を受けることができる者に対する公的年金給付」を「当該児童に対する第四号第三項第三号に規定する年金たる給付」に改め、「公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第二条及び次条第二項の規定は、昭和四十九年一月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和四十八年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年十二月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日までに同法第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

(特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 昭和四十八年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

る。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特別児童扶養手当法の規定による特別児童扶養手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による特別児童扶養手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日までに同法第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する特別児童扶養手当の支給は、同法第十六条において準用する児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 この法律の施行の際現に特別児童扶養手当の支給を受けている者であつて、この法律による改正前の特別児童扶養手当法第四条第三項第三号から第六号までのいずれかに該当する児童(この法律による改正後の同法第四条第三項各号に該当する児童を除く)を監護し、又は養育しているものが、昭和四十八年十月三十一日までに、同法第十六条において準用する児童扶養手当法第八条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する特別児童扶養手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、同月から行なう。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第六項中、「児童扶養手当法」を「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書」を削る。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項中、「児童扶養手当法」を

「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書」を削る。

附則第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

(執行官法の一部改正)

第六条 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中、「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法」を「及び児童扶養手当法」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第七条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項中、「児童扶養手当法」を「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書」を削る。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

昭和四十八年三月六日印刷

昭和四十八年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局